

金子武治の府民
1995.12.8 題

#1350.6144x

6-2



第2回人口問題と社会サービスに関する 特別委員会議事進行予定

平成7年12月8日(金)
厚生省共用第9会議室
10時00分～12時00分

1. 開 会

2. 事務局の挨拶

3. 議 題

人口問題と各省政策に関するヒアリング及び質疑

- ①厚生省：人口問題と社会保障政策（資料1）
：新ゴールドプラン（資料2）

Lo#370.00415x 3-2 つかよ

大臣官房政策課調査室長

- ②国土庁：国土審議会計画部会における当面の主要検討事項（資料3）
：人口推計等に関する要望（資料4）

計画調整局計画課課長補佐

- ③建設省：人 口 問 題 と 建 設 行 政（資料5）
：健康で心豊かに生きるための住宅・社会資本整備を目指して（資料6）

大臣官房政策課総括計画官

- ④文部省：人口問題と文教施策（資料7）

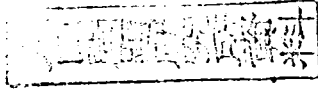
大臣官房政策課長

4. 閉 会

資料 1

金子武治氏の

1995.12.8 寄稿



人口問題と社会保障政策

平成7年12月8日

厚生省大臣官房政策課

目次

I 人口変動	1
(1) 年齢区分別人口の推移と将来見通し	2
(2) 低下する出生率	3
(3) 平均余命の年次推移	4
II 人口問題と社会保障政策	
(1) 厚生行政全般	5
(2) 児童福祉	9
(3) 医療保険	12
(4) 老人保健福祉	16
(5) 年金	30
(6) その他	40
III 厚生省に関連する非営利法人の概要	43

I 人口変動

人口変動 [人口動態 (出生・死亡の変動) → 人口の生物的变化
人口移動 (工業化・都市化) → 人口の社会的変化]

人口増加 = 自然増加 + 社会増加

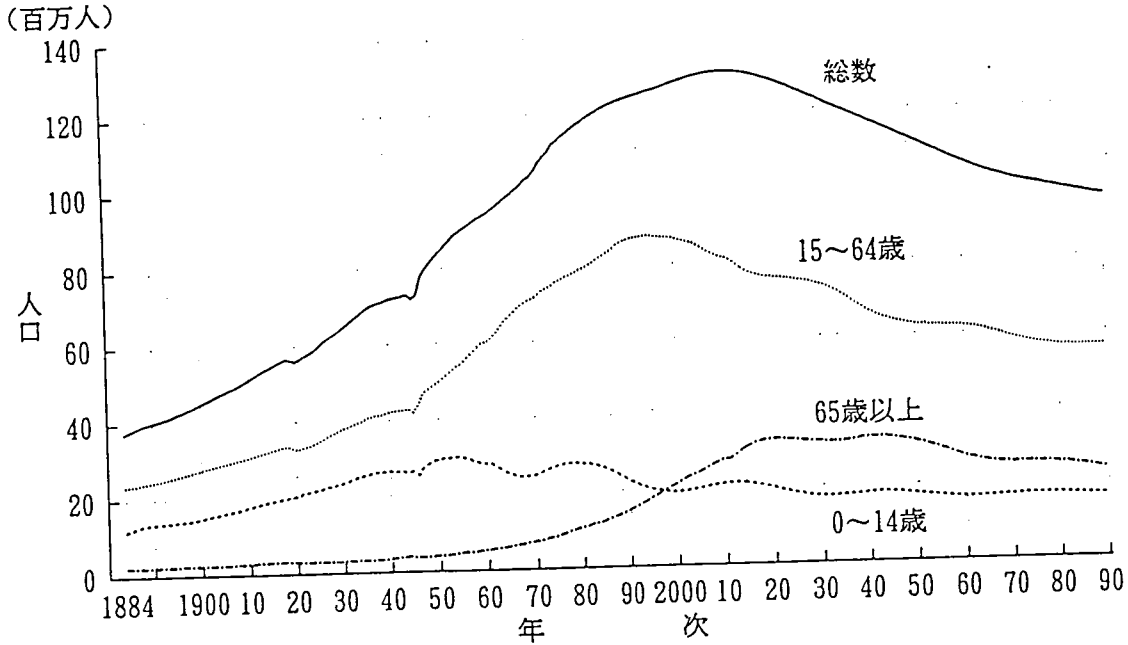
人口変動 = (出生 - 死亡) + (流入 - 流出)

最近の人口変動 (自然変動) = 出生数の減少 + 平均寿命の伸長 → 少子・高齢化

年齢区分別人口の推移と将来見通し

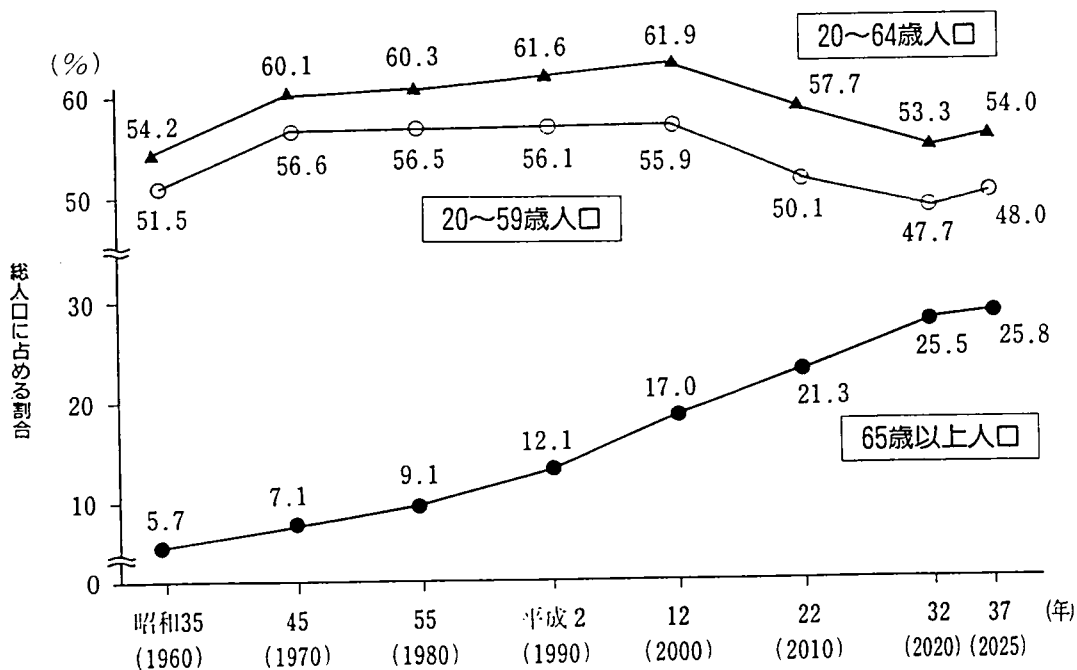
- 総人口は年々増加してきたが、平成23年をピークに減少する見通し
- 老年人口比率は急速に増大し平成30年には4人に1人が65歳以上の高齢者

(1) 年齢3区分別人口：1884～2090年



総務庁統計局『国勢調査報告』『人口推計資料』及び人口問題研究所『日本の将来推計人口』(平成4年9月推計)による。

(2) 人口構造の変化

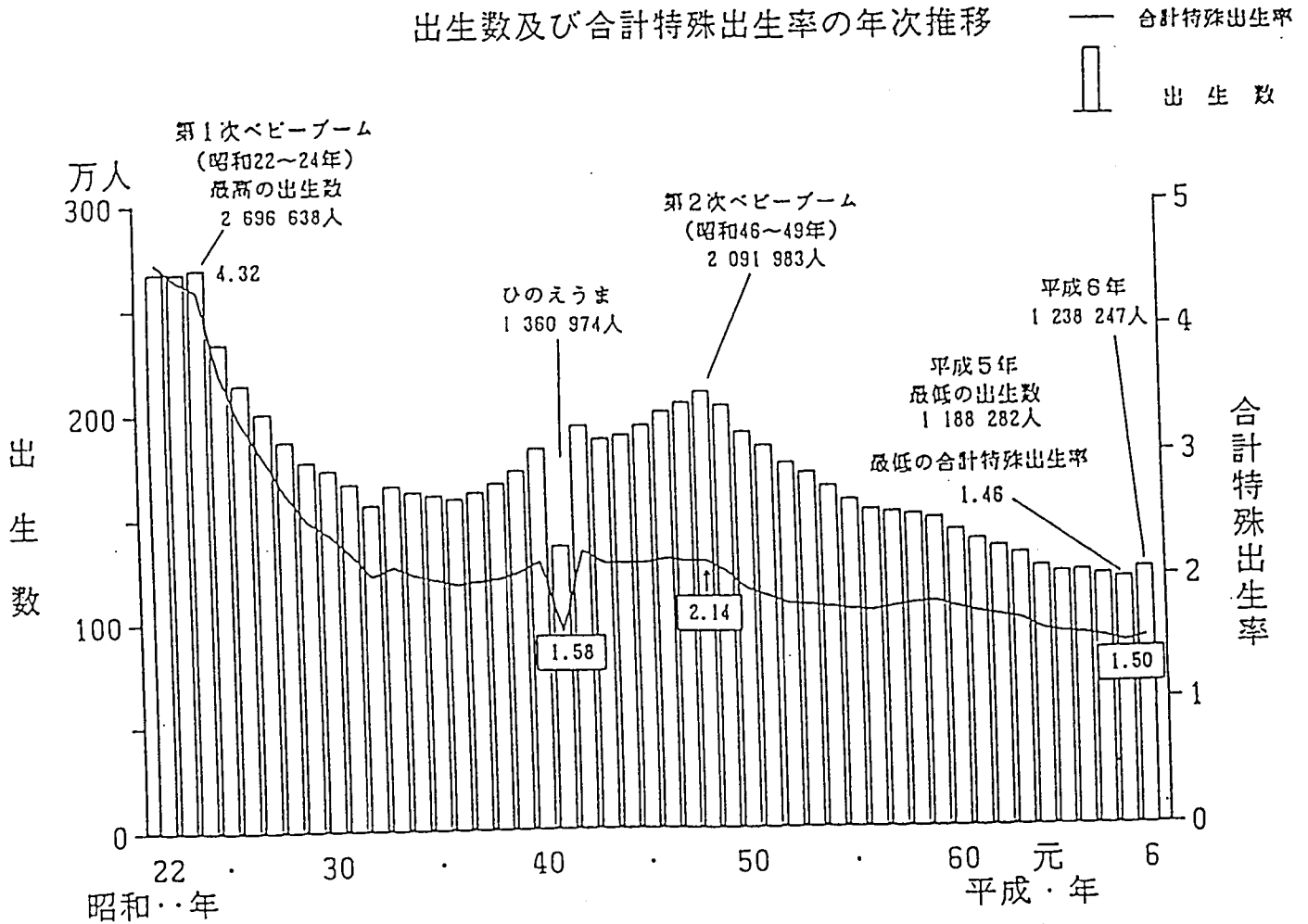


資料：平成2年までは「国勢調査」、平成12年からは厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成4年9月推計)

低下する出生率

合計特殊出生率は年々低下し平成5年には1.46と過去最低を記録したが、平成6年には1.50に回復

出生数及び合計特殊出生率の年次推移



就労・未就労別合計特殊出生率

	1980年	1985年	1990年
○就労女性の合計特殊出生率	0.79	0.75	0.60
うち事務従事者の合計特殊出生率	0.67	0.59	0.47
農林漁業者の合計特殊出生率	2.65	2.70	2.11
○未就労女性の合計特殊出生率	2.91	3.05	2.96

統計情報部「人口動態職業・産業別統計」

平均余命の年次推移

(単位：年)

暦年	男				女			
	0歳	20歳	40歳	65歳	0歳	20歳	40歳	65歳
昭和22*	50.06	40.89	26.88	10.16	53.96	44.87	30.39	12.22
23	55.6	43.6	29.1	12.0	59.4	47.3	32.5	14.2
24	56.2	44.3	29.2	11.7	59.8	47.9	32.6	14.0
25	58.0	45.3	29.4	11.5	61.5	48.7	32.7	13.9
25-27*	59.57	46.43	29.65	11.35	62.97	49.58	32.77	13.36
26	60.8	47.9	31.4	...	64.9	51.9	35.4	...
27	61.9	48.0	30.9	12.5	65.5	51.4	34.2	14.8
28	61.9	48.0	30.6	11.9	65.7	51.4	33.9	14.2
29	63.41	48.87	31.45	12.88	67.69	52.86	35.22	15.00
30*	63.60	48.47	30.85	11.82	67.75	52.25	34.34	14.13
31	63.59	48.21	30.45	11.36	67.54	51.92	33.85	13.54
32	63.24	47.87	30.04	11.01	67.60	51.48	33.39	12.93
33	64.98	49.19	31.29	12.12	69.61	53.48	35.23	14.71
34	65.21	49.31	31.30	11.91	69.88	53.45	35.08	14.37
35*	65.32	49.08	31.02	11.62	70.19	53.39	34.90	14.10
36	66.03	49.58	31.44	11.88	70.79	53.72	35.10	14.10
37	66.23	49.44	31.19	11.55	71.16	53.85	35.15	14.09
38	67.21	50.10	31.79	12.10	72.34	54.70	35.89	14.70
39	67.67	50.33	31.96	12.19	72.87	54.99	36.11	14.83
40*	67.74	50.18	31.73	11.88	72.92	54.85	35.91	14.56
41	68.35	50.78	32.33	12.42	73.61	55.53	36.55	15.11
42	68.91	51.06	32.56	12.50	74.15	55.82	36.79	15.26
43	69.05	51.17	32.61	12.48	74.30	55.93	36.86	15.26
44	69.18	51.24	32.71	12.53	74.67	56.24	37.17	15.51
45*	69.31	51.26	32.68	12.50	74.66	56.11	37.01	15.34
46	70.17	52.05	33.42	13.08	75.58	56.99	37.85	16.00
47	70.50	52.33	33.67	13.25	75.94	57.28	38.11	16.17
48	70.70	52.46	33.74	13.22	76.02	57.33	38.12	16.10
49	71.16	52.79	33.99	13.38	76.31	57.54	38.30	16.18
50*	71.73	53.27	34.41	13.72	76.89	58.04	38.76	16.56
51	72.15	53.60	34.68	13.91	77.35	58.43	39.11	16.80
52	72.69	54.07	35.12	14.29	77.95	58.99	39.63	17.24
53	72.97	54.32	35.32	14.40	78.33	59.32	39.95	17.48
54	73.46	54.72	35.70	14.75	78.89	59.83	40.42	17.92
55*	73.35	54.56	35.52	14.56	78.76	59.66	40.23	17.68
56	73.79	54.95	35.88	14.85	79.13	60.00	40.55	17.93
57	74.22	55.33	36.24	15.18	79.66	60.48	41.02	18.35
58	74.20	55.25	36.20	15.19	79.78	60.56	41.10	18.40
59	74.54	55.56	36.47	15.43	80.18	60.93	41.46	18.71
60*	74.78	55.74	36.63	15.52	80.48	61.20	41.72	18.94
61	75.23	56.15	37.02	15.86	80.93	61.62	42.13	19.29
62	75.61	56.50	37.35	16.12	81.39	62.05	42.54	19.67
63	75.54	56.40	37.24	15.95	81.30	61.96	42.44	19.54
平成元	75.91	56.74	37.56	16.22	81.77	62.41	42.89	19.95
2*	75.92	56.77	37.58	16.22	81.90	62.54	43.00	20.03
3	76.11	56.90	37.70	16.31	82.11	62.73	43.18	20.20
4	76.09	56.91	37.70	16.31	82.22	62.84	43.29	20.31
5	76.25	57.02	37.80	16.41	82.51	63.13	43.55	20.57
6	76.57	57.35	38.13	16.67	82.98	63.56	44.00	20.97

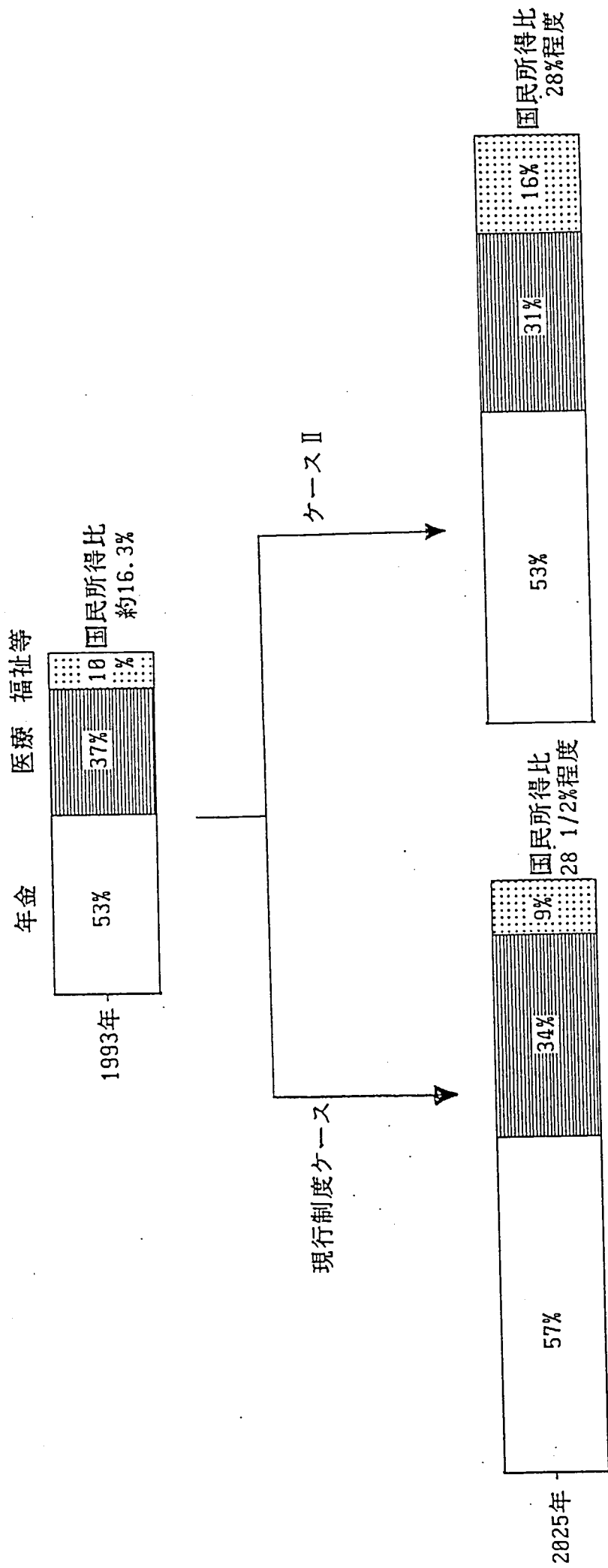
注：1 *印は完全生命表、その他は簡易生命表による。
 2 昭和46年以前は、沖縄県を除く値である。

II 人口問題と社会保障政策

(1) 厚生行政全般

	人口問題と制度との関わり	人口変動が制度に与える影響	これまでの主な政策的対応	今後の政策的課題
厚生行政全般	<ul style="list-style-type: none"> • 社会保障の給付と負担の推計の基礎 → 社会保障給付費及び国庫負担の将来推計 	<ul style="list-style-type: none"> • 生産年齢人口の減少 → 保険料負担及び国庫負担の増大 → 国民負担率の増大 • 平均寿命の伸長 → 社会保障給付費の増大 → 保険料負担及び国庫負担の増大 → 国民負担率の増大 	<ul style="list-style-type: none"> • 「21世紀初頭における高齢化状況及び社会保障の給付と負担の展望」(厚生省) • 大蔵省、昭和63年3月)を国会提出 • 「21世紀福祉ビジョン」の策定(平成6年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> • 少子・高齢化時代における社会保障制度全般の在り方の検討

社会保障給付費の将来見通し（21世紀福祉ビジョン）



(注) NI伸び率 2000年度まで5%, それ以降4%

社会保障に係る給付と負担の将来見通し：現行制度ケース

《 給 付 》

【対国民所得比】

単位：%

	平成5年度 (1993)	平成12年度 (2000)	平成22年度 (2010)	平成37年度 (2025)
国民所得の伸び	—	5% 4%	5%→4% 5%→3% 4%→3%	5%→4% 5%→3% 4%→3%
社会保障給付費	16.3	19	25	28 1/2
年金	8.6	10 1/2	14 1/2	16
医療	6.0	7	8 1/2	9 1/2
福祉等	1.7	2	2	1
うち老人対応	0.2	1/2	1/2	1/2
児童対応	0.4	1/2	1/2	1/2

《 負 担 》

【対国民所得比】

単位：%

	平成5年度 (1993)	平成12年度 (2000)	平成22年度 (2010)	平成37年度 (2025)
国民所得の伸び率	—	5% 4%	5%→4% 5%→3% 4%→3%	5%→4% 5%→3% 4%→3%
社会保障に係る負担	17.8	20	23 1/2	26
社会保障負担	13.0	14 1/2	17	18 1/2
社会保障給付費に係る公費負担	4.8	5 1/2	6 1/2	7
国庫負担	4.0	4 1/2	5	5 1/2
地方負担	0.9	1	1 1/2	1 1/2

【金 額】

単位：兆円

	平成5年度 (1993)	平成12年度 (2000)	平成22年度 (2010)	平成37年度 (2025)
国民所得	360	500	740	1,332
社会保障給付費	59	96	185	380
年金	31	52	107	215
医療	22	34	61	130
福祉等	6	10	17	35
うち老人対応	1	2	4	11
児童対応	1	2	3	5

【金 額】

単位：兆円

	平成5年度 (1993)	平成12年度 (2000)	平成22年度 (2010)	平成37年度 (2025)
国民所得	360	500	740	1,332
社会保障に係る負担	64	101	174	380
社会保障負担	47	73	125	276
社会保障給付費に係る公費負担	17	27	49	103
国庫負担	14	22	39	81
地方負担	3	5	10	22

社会保障に係る給付と負担の将来見通し：ケースⅡ

《 給 付 》

【対国民所得比】

単位：%

	平成5年度 (1993)	平成12年度 (2000)	平成22年度 (2010)	平成37年度 (2025)
国民所得の伸び率	—	5% 4%	5%→4% 5%→3% 4%→3%	5%→4% 5%→3% 4%→3%
社会保障給付費	16.3	20 20 1/2	25 1/2 26 1/2 27	28 31 31 1/2
年金	8.6	10 1/2 10 1/2	14 14	15 15
医療	6.0	6 1/2 6 1/2	7 1/2 8 8 1/2	8 1/2 11 12
福祉等	1.7	3 3 1/2	4 4 4	4 1/2 4 1/2 4 1/2
うち老人対策	0.2	1 1	1 1/2 1 1/2 1 1/2	2 2 2
児童対策	0.4	1 1	1 1 1	1 1 1

【金 額】

単位：兆円

	平成5年度 (1993)	平成12年度 (2000)	平成22年度 (2010)	平成37年度 (2025)
国民所得 兆円	360	500 472	740 671 634	1,332 1,046 988

《 負 担 》

【対国民所得比】

単位：%

	平成5年度 (1993)	平成12年度 (2000)	平成22年度 (2010)	平成37年度 (2025)
国民所得の伸び率	—	5% 4%	5%→4% 5%→3% 4%→3%	5%→4% 5%→3% 4%→3%
社会保障に係る負担	17.8	21 22	24 1/2 25 1/2 26 1/2	27 1/2 30 31
社会保障負担	13.0	15 15 1/2	17 17 1/2 18	19 20 1/2 21
社会保障給付費に係る公費負担	4.8	6 1/2 6 1/2	7 1/2 8 8	8 1/2 9 1/2 10
国庫負担	4.0	5 5	5 1/2 6 6	6 1/2 7 7 1/2
地方負担	0.9	1 1/2 1 1/2	2 2	2 1/2 2 1/2 2 1/2

【金 額】

単位：兆円

	平成5年度 (1993)	平成12年度 (2000)	平成22年度 (2010)	平成37年度 (2025)
国民所得の伸び率	—	5% 4%	5%→4% 5%→3% 4%→3%	5%→4% 5%→3% 4%→3%
社会保障に係る負担	64	106 103	182 172 166	366 316 307
社会保障負担	47	75 72	127 119 115	251 215 209
社会保障給付費に係る公費負担	17	31 31	56 53 51	115 101 99
国庫負担	14	24 23	41 39 38	84 75 73
地方負担	3	8 7	15 14 13	30 26 25

(注) ケースⅡ：年金については、改正後の制度を仮定し、医療については、効率化を図るものと仮定し、また、介護対策や児童対策等の充実に図ったと仮定した場合

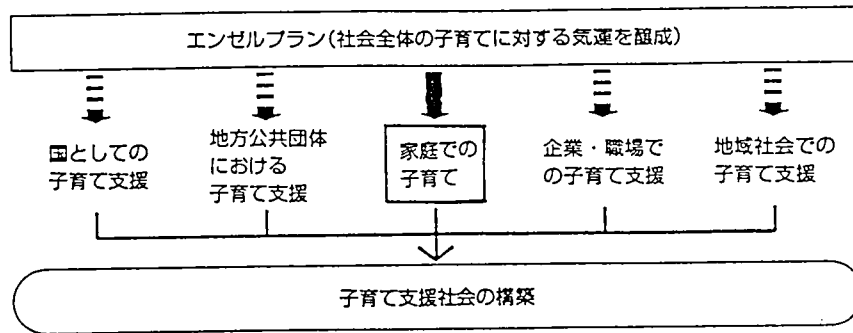
(2) 児童対策

児童対策	人口問題と制度との関わり	人口変動が制度に与える影響	これまでの主な政策的対応	今後の政策的課題
	<ul style="list-style-type: none"> • 一般的な政策決定の基礎 	<ul style="list-style-type: none"> • 少子化の予想外の進展 →子育て支援策の必要性の高まり • 少子化の進展 →児童手当給付額の減少 	<ul style="list-style-type: none"> • 出産育児一時金の創設（平成6年健康保険法等改正） • 育児休業期間中の保険料負担の免除（平成6年、健康保険法・厚生年金保険法等改正） • エンゼルプランの策定（平成6年） 	<ul style="list-style-type: none"> • 多様で質の高い児童福祉サービス の提供 • 保育料負担の軽減・公平化 • 児童手当制度等の子育てコストへの支援の在り方の検討

○エンゼルプラン（平成6年12月策定）

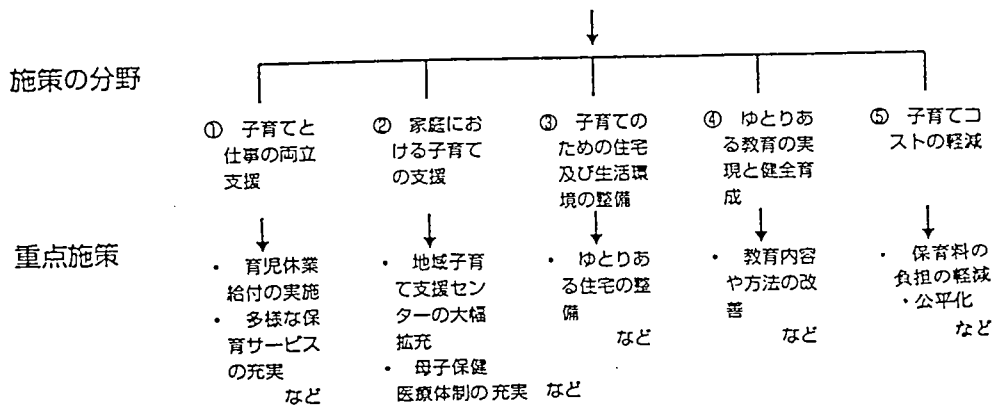
- 少子化の進展により、将来、若年労働力人口が減少。社会の活力が低下し、社会経済全体への影響が懸念されている。
- 家庭の子育てを支援するため、国、地方公共団体、企業、地域社会が一体となって対応して行くことが必要となっている。

【エンゼルプランの位置付け】



【基本的視点と重点施策】

- 基本的視点
- ① こどもを持ちたい人が、安心して出産や育児ができるような環境を整備します。
 - ② 家庭における子育てを支援するため、あらゆる社会の構成メンバーが協力していくシステムを構築します。
 - ③ 子育て支援の施策の中では、子どもの利益が最大限尊重されるようにします。

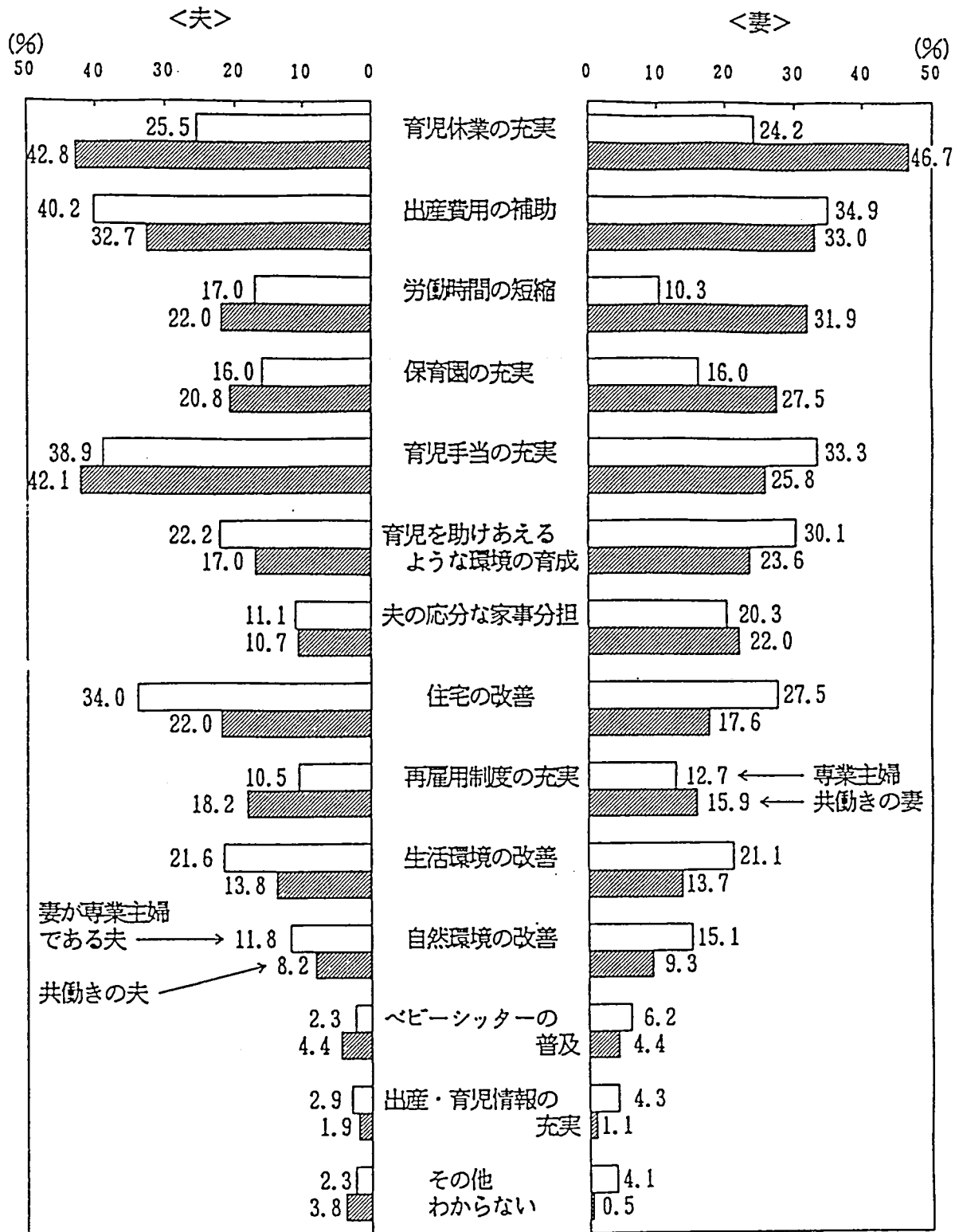


【緊急保育対策等5ヶ年事業】

ア 多様な保育サービスの充実		保育サービス等推進緊急5か年事業	
		平成6年度	平成11年度
(ア) 低年齢児（0～2歳児）保育	45万人	→	60万人
(イ) 延長保育	2,230か所	→	7,000か所
(ウ) 一時的保育	450か所	→	3,000か所
(エ) 乳幼児健康支援デイサービス事業	30か所	→	500か所
(オ) 放課後児童クラブ	4,520か所	→	9,000か所
イ 保育所の多機能化のための整備			
(ア) 多機能化保育所の整備			
平成7年度から11年度までの5年間で1,500か所			
(イ) 乳児保育、延長保育などの多様な保育サービスを提供するため、保育所の人的な充実を図る。			
ウ 子育て支援のための基盤整備		平成6年度	平成11年度
地域子育て支援センター	236か所	→	3,000か所

共働き世帯が望む出産・育児に必要な制度

「一般的に出産や育児をしやすくするためにはどのような制度、環境を整えていく必要があると思いますか。(3つ選択可)」



経済企画庁「平成4年度国民生活選考度調査」

(3) 医療保険

	人口問題と制度との関わり	人口変動が制度に与える影響	これまでの主な政策的対応	今後の政策的課題
医療保険	<ul style="list-style-type: none"> • 医療費の将来推計の基礎 → 医療保健の給付と負担の将来推計 	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者の増加 → 医療費の増大 → 保険料負担及び国庫負担の増大 → 制度間の負担の不均衡 → 給付の範囲の見直しや患者負担の在り方についての検討の必要性の高まり • 高齢者の増加 → 介護的要素の高い患者の増加 	<ul style="list-style-type: none"> • 医療費の適正化 • 老人保健制度の創設（昭和58年） ＝老人医療費の共同負担、老人の自己負担導入、老人保健事業 • 退職者医療制度の創設（昭和59年改正） 	<ul style="list-style-type: none"> • より幅広い観点からの医療費の適正化 • 制度間における給付と負担の公平化 • 世代間における負担の公平化 • 新たな高齢者介護システムの創設

国民医療費の将来推計

- 今後、国民医療費は老人医療費を中心として増高。
- 国民所得の伸びと国民医療費の伸びとのギャップを1～2%とした場合（ケース①）、国民所得に占める国民医療費の割合は、平成12年度には現在の1.1倍、平成22年度は1.4倍に。
- 最近の経済動向を勘案してギャップを3～4%とした場合（ケース②）、国民所得に占める国民医療費の割合は、平成12年度には現在の1.3倍、平成22年度は1.8倍に。

	平成5年度予算 (1993)	平成12年度 (2000)	平成22年度 (2010)	平成37年度 (2025)
国民医療費(兆円) (伸び率)	24.3	38 6.5% (対5年度)	68 6.0% (対12年度)	141 5.0% (対22年度)
老人医療費(兆円) (伸び率)	7.3	13 8.9% (対5年度)	28 7.8% (対12年度)	71 6.4% (対22年度)
老人医療費/国民医療費	30.0%	35%	42%	50%
国民所得の伸び ケース① ケース②		5% 3%	4% 2%	4% 2%
国民医療費/国民所得 ケース① (指数) ケース② (指数)	6.8% 100 6.8% 100	7.6% 110 8.5% 130	9% 140 13% 180	11% 160 19% 290
老人医療費/国民所得 ケース① (指数) ケース② (指数)	2.0% 100 2.0% 100	2.6% 130 3.0% 150	4% 190 5% 260	5% 260 10% 480

(注) 1. 国民医療費及び老人医療費は、平成2年度から4年度の実績をもとに推計。

2. 最近の状況	平成2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
国民所得の伸び	7.1%	4.9%	0.3%	▲0.6%	1.4%
国民医療費の伸び	4.5%	5.9%	7.6%	3.8%	5.4%

(参考) 医療費の将来推計における伸びの内訳

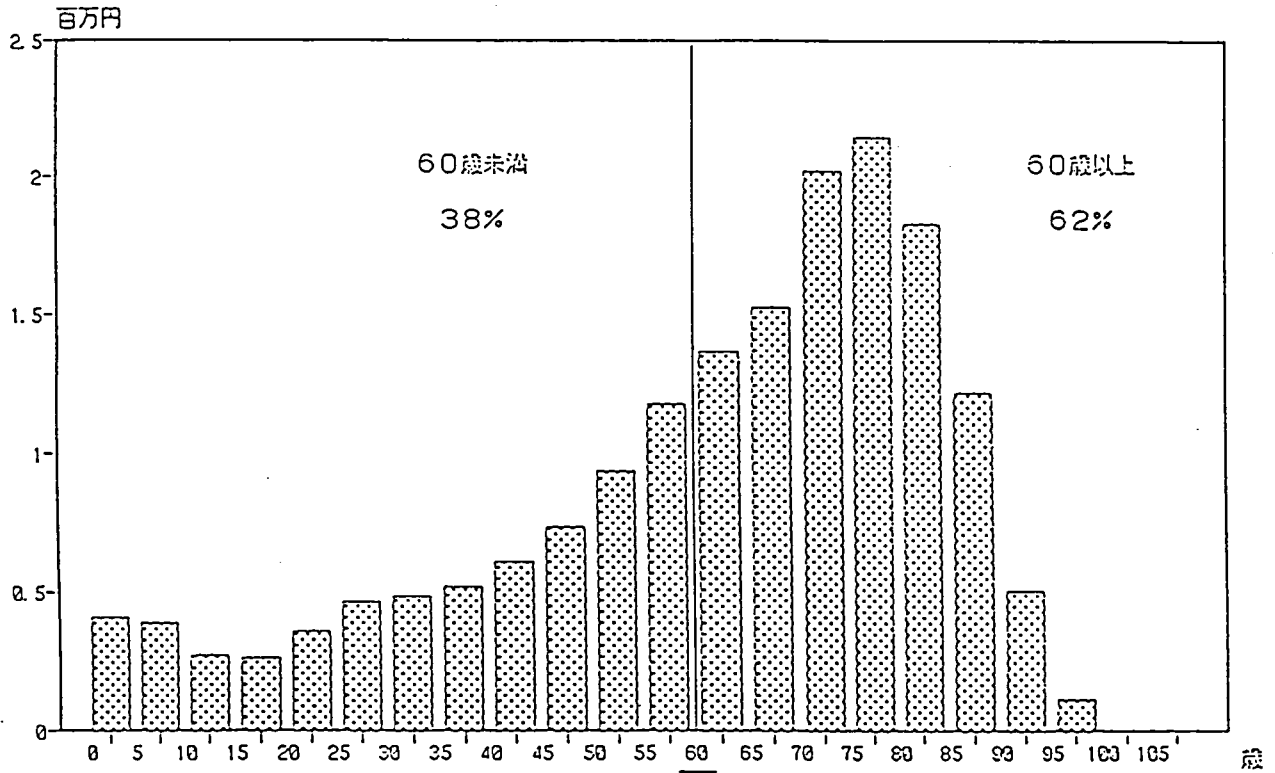
年度	平成5年度から平成12年度までの平均	平成12年度から平成22年度までの平均	平成22年度から平成37年度までの平均
計	6.5%	6.0%	5.0%
人口増	0.3%	0.2%	▲0.2%
人口高齢化	1.6%	1.2%	0.7%
その他	4.5% (注)	4.5%	4.5%

(注) 平成2年度から平成4年度までの3年度間の実績の傾向を基に算定した一人あたり医療費の伸び(高齢化分を除く)

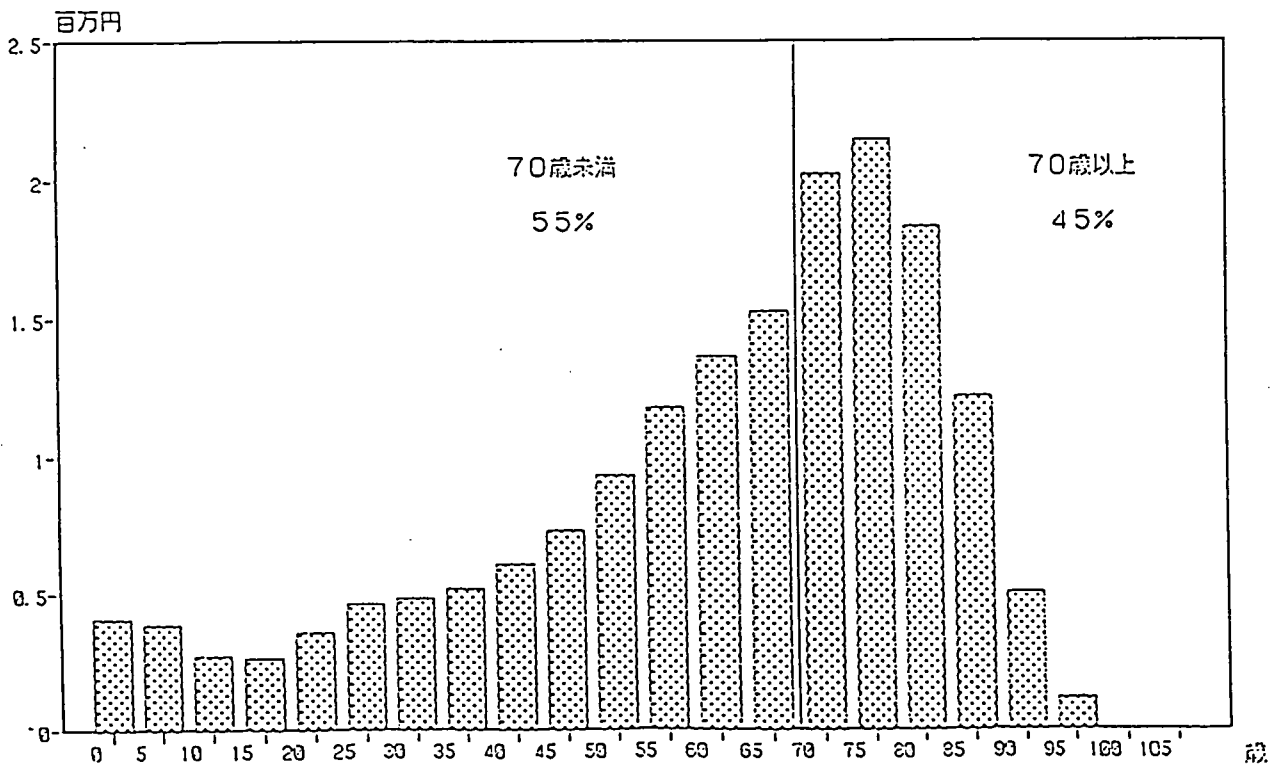
【生涯医療費の状況】

○ 一人が一生のうち使う医療費の62%は60歳以上、45%は70歳以上で使っている。

定常人口に基づく5歳階級別医療費の状況（平成4年度）



定常人口に基づく5歳階級別医療費の状況（平成4年度）



(4) 老人保健福祉

	人口問題と制度との関わり	人口変動が制度に与える影響	これまでの主な政策的対応	今後の政策的課題
老人保健福祉	<ul style="list-style-type: none"> • 一般的な政策決定の基礎 • 老人保健福祉計画策定の前提 	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者の増加 → 要介護者の増大 → 介護サービスに対するニーズの増大 → 介護サービスの供給体制の計画的整備の必要性の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> • ゴールドプランの策定（平成元年） <ul style="list-style-type: none"> ＝在宅福祉、施設福祉の緊急整備、寝たきり老人ゼロ作戦の策定 • 福祉8法の改正（平成2年） <ul style="list-style-type: none"> ＝老人保健福祉計画の策定 ＝入所措置権の市町村への委譲 • 新ゴールドプランの策定（平成6年） 	<ul style="list-style-type: none"> • 新たな高齢者介護システムの創設

老人保健福祉計画について

1 経緯

平成2年6月の老人福祉法及び老人保健法の一部改正

⇒市町村中心主義

⇒福祉と保健の市町村における一元化

(福祉については、施設と在宅の市町村における一元化)

⇒保健福祉サービスの計画的整備

⇒市町村・都道府県に、老人保健福祉計画の作成を義務づけ

⇒平成5年度に作成、目標年度は平成11年度

2 老人保健福祉計画の基本方針

(1) 地域における総合的ケアシステム確立の視点

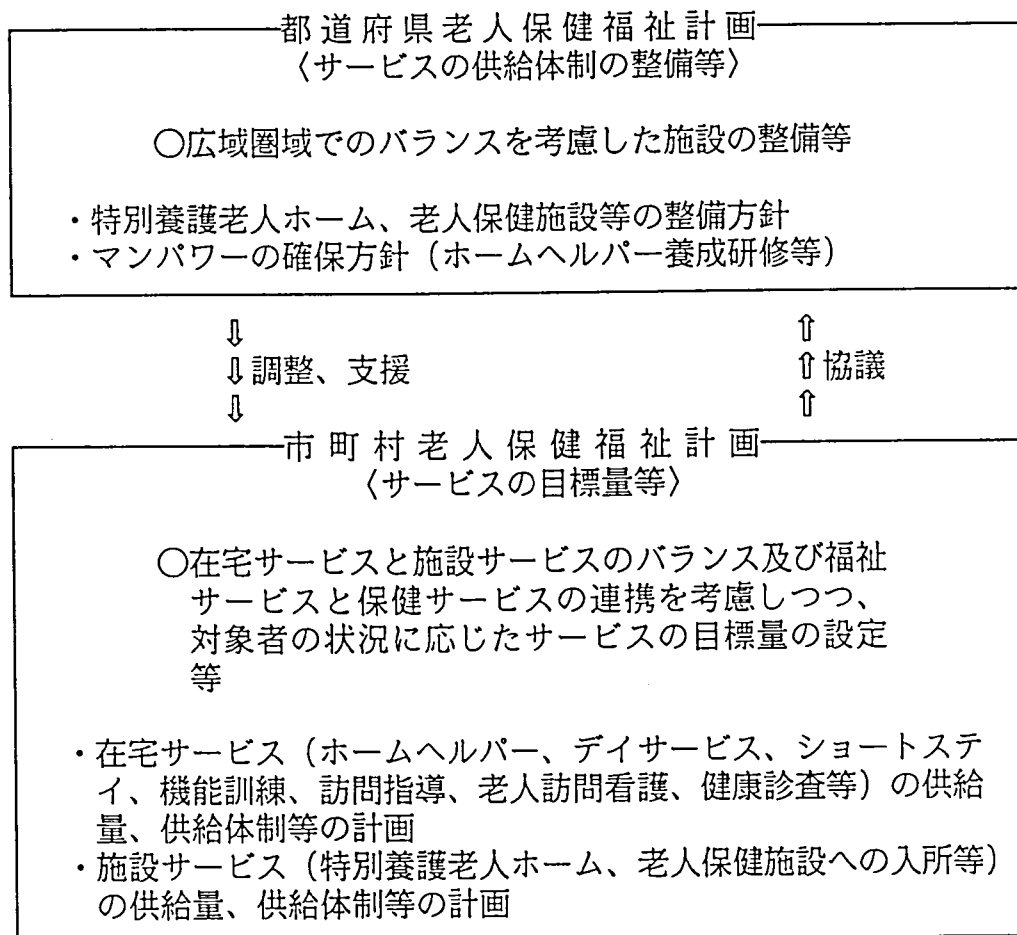
(2) 在宅ケア推進の視点

(3) 利用し易い保健福祉サービス及び医療との連携の視点

(4) 寝たきり老人・痴呆性老人対策推進の視点

(5) 地域性を踏まえる視点

3 老人保健福祉計画の内容



地方老人保健福祉計画の集計値

各種高齢者介護サービス基盤	平成元年度	平成11年度の整備目標		
		従来のゴールドプランの目標値(参考)	地方老人保健福祉計画の集計値	新ゴールドプランの目標値(参考)
ホームヘルパー	3.1万人	10万人	16.8万人	17万人
デイサービス	1,080か所	1万か所	1.3万か所	1.7万か所
ショートステイ	0.4万人分	5万床	6万床	6万人分
在宅介護支援センター	0か所	1万か所	8千か所	1万か所
特別養護老人ホーム	16万人分	24万床	29万床	29万人分
老人保健施設	2.8万人分	28万床	25万床	28万人分
ケアハウス	200人分	10万人	8万人	10万人分
高齢者生活福祉センター	0か所	400か所	400か所	400か所

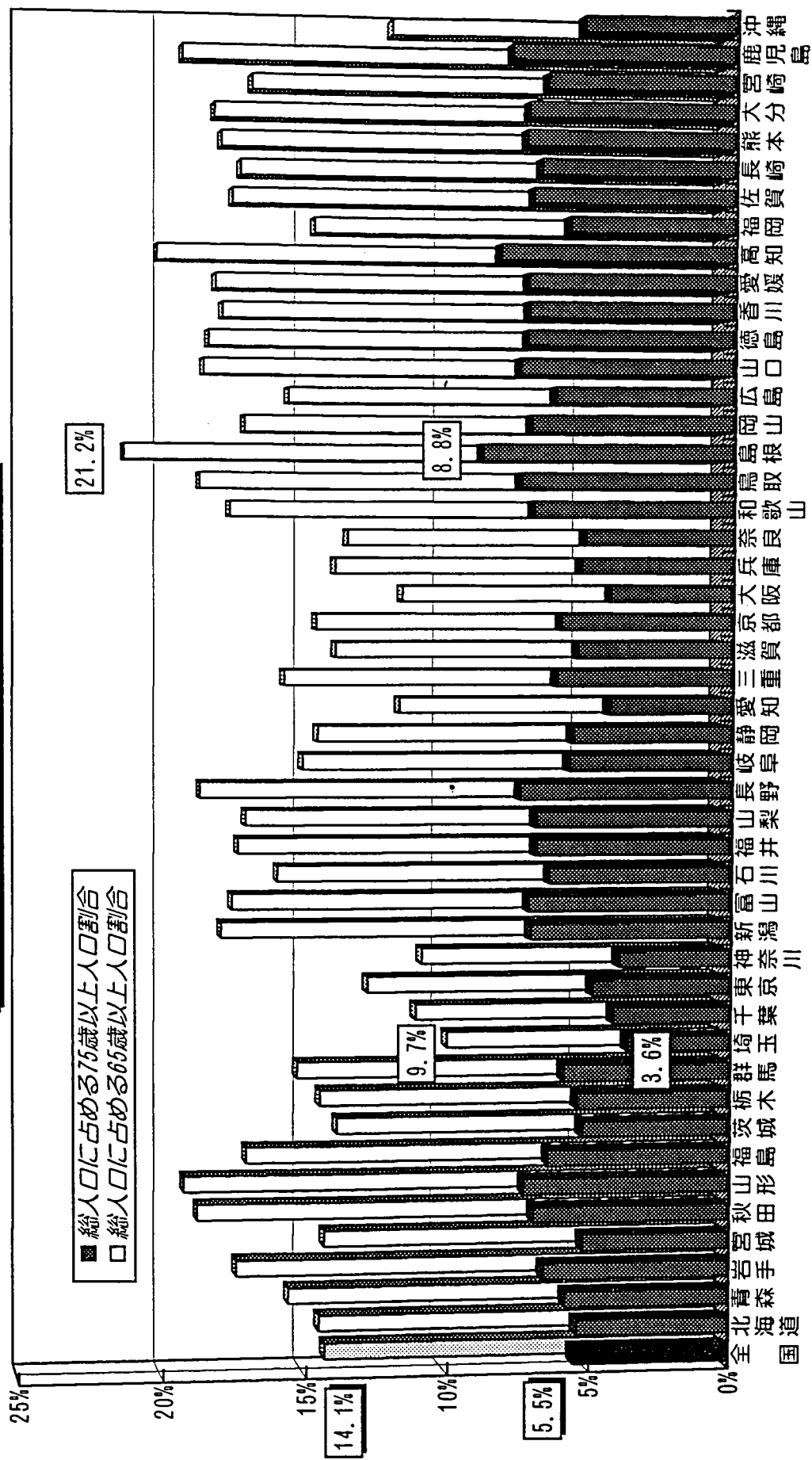
老人訪問看護ステーション	-	-	(3.1千か所)	5千か所
--------------	---	---	----------	------

(注) ・老人訪問看護ステーションは平成4年度に創設されたものであり、ゴールドプランには位置付けられていない。

また、平成11年度の欄は目標水準を定めた県についてのみ集計して掲げてある。

・新ゴールドプランのデイサービスの目標値にはデイケア分を含む。

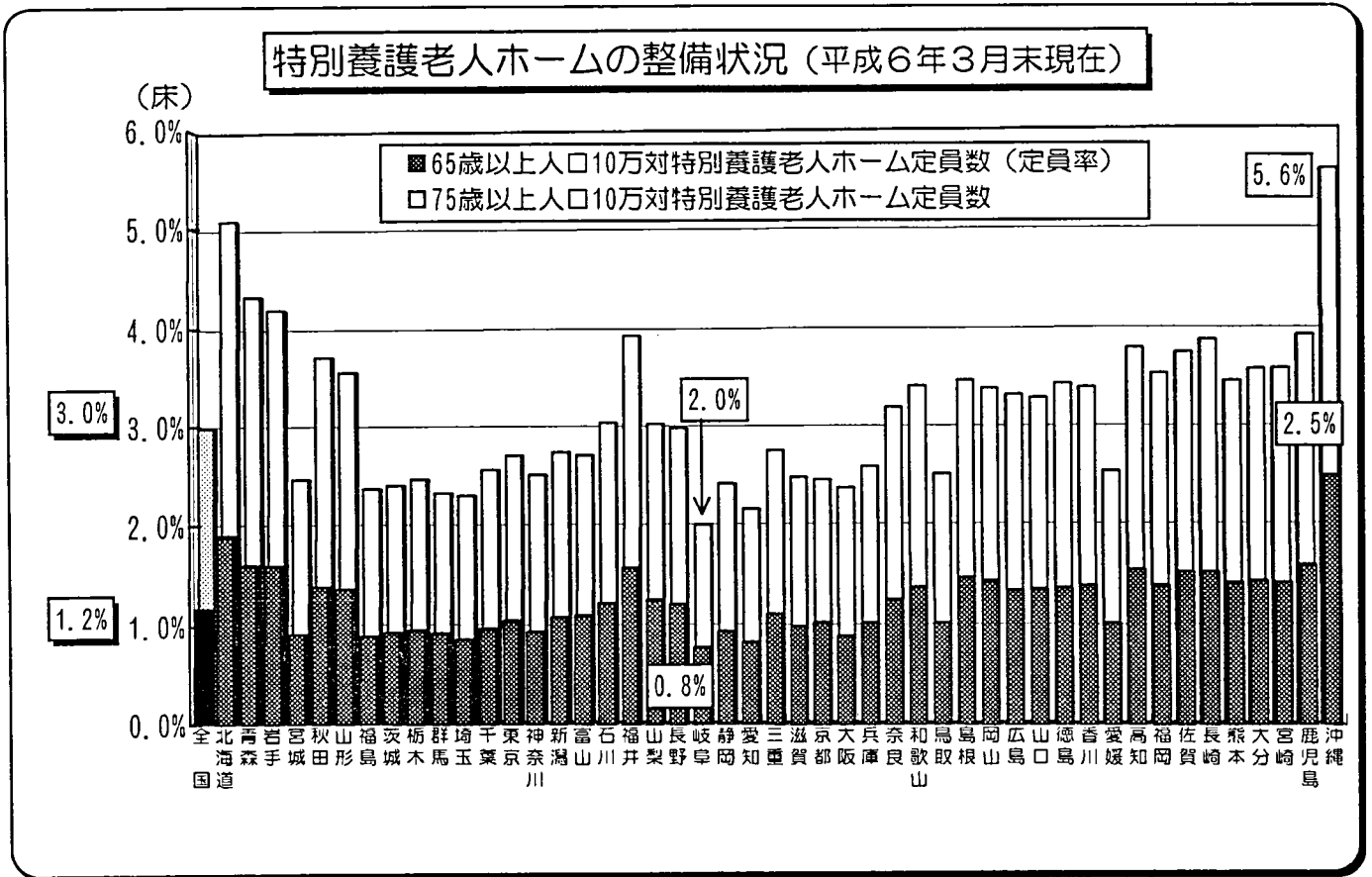
都道府県別高齢化率 (H6. 10. 1現在)
(65歳以上人口割合及び75歳以上人口割合)



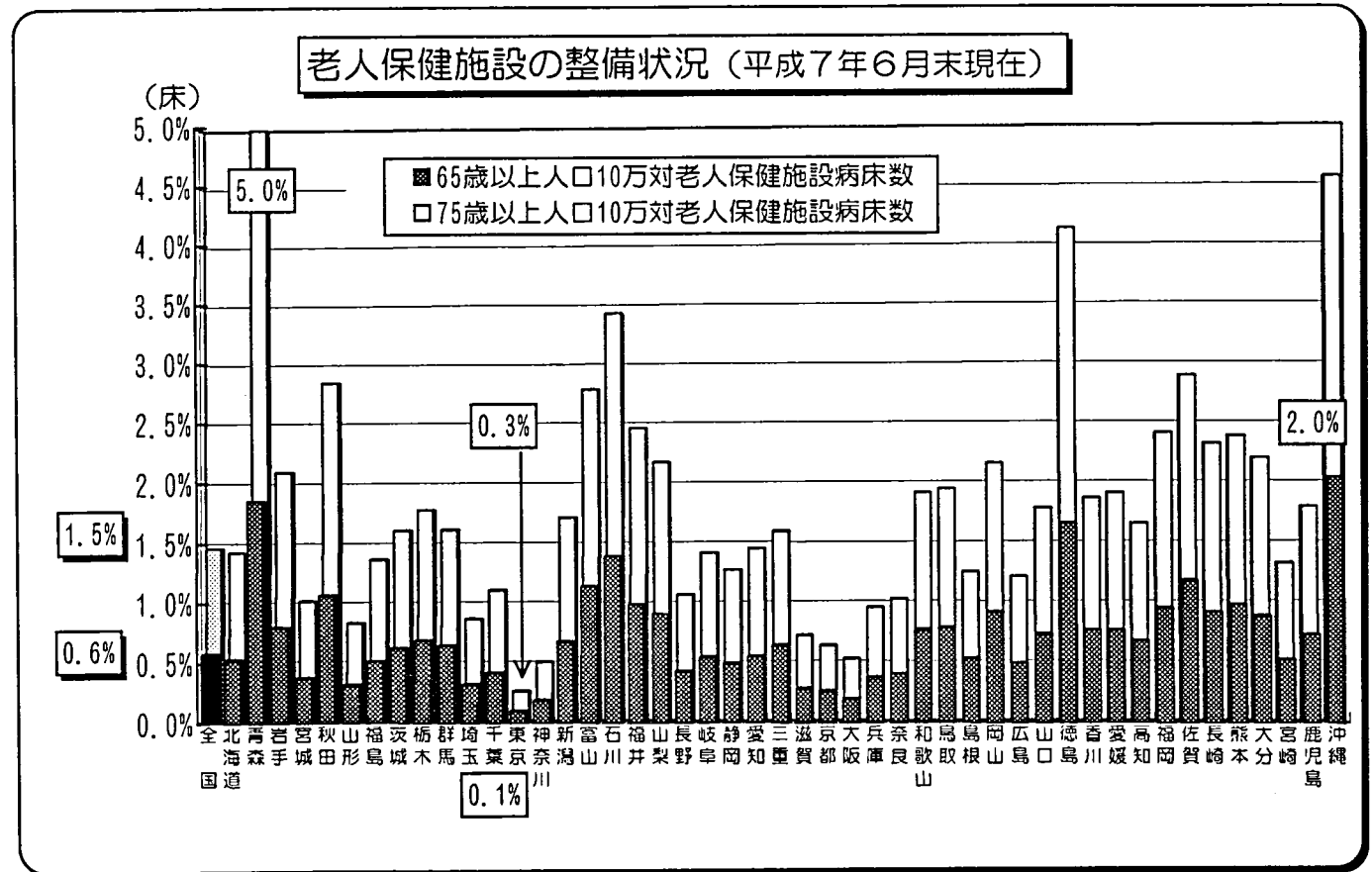
※ 平成6年10月1日現在推計人口 (総務庁統計局) より作成

特別養護老人ホーム及び老人保健施設の整備状況

(1) 特別養護老人ホーム

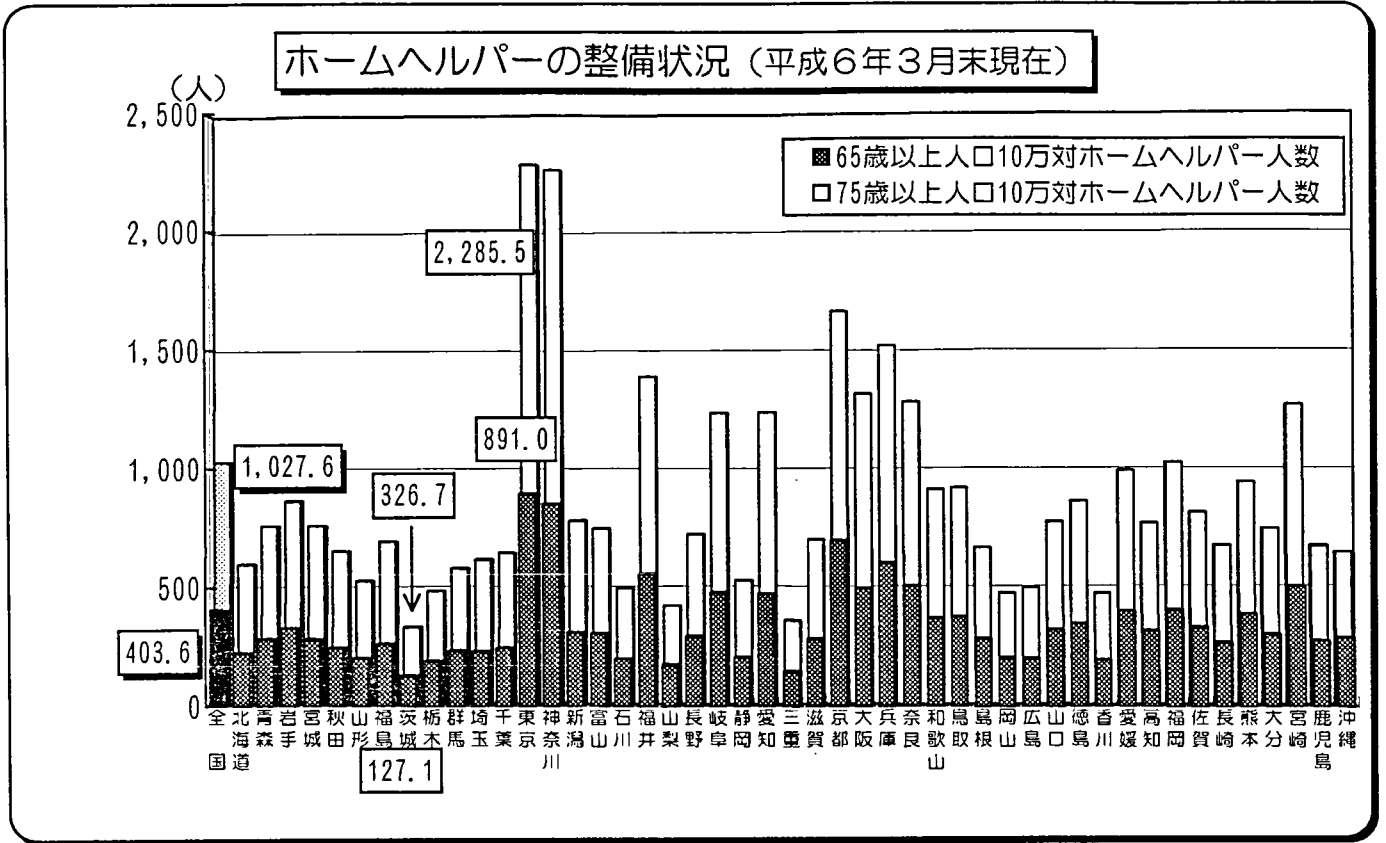


(2) 老人保健施設

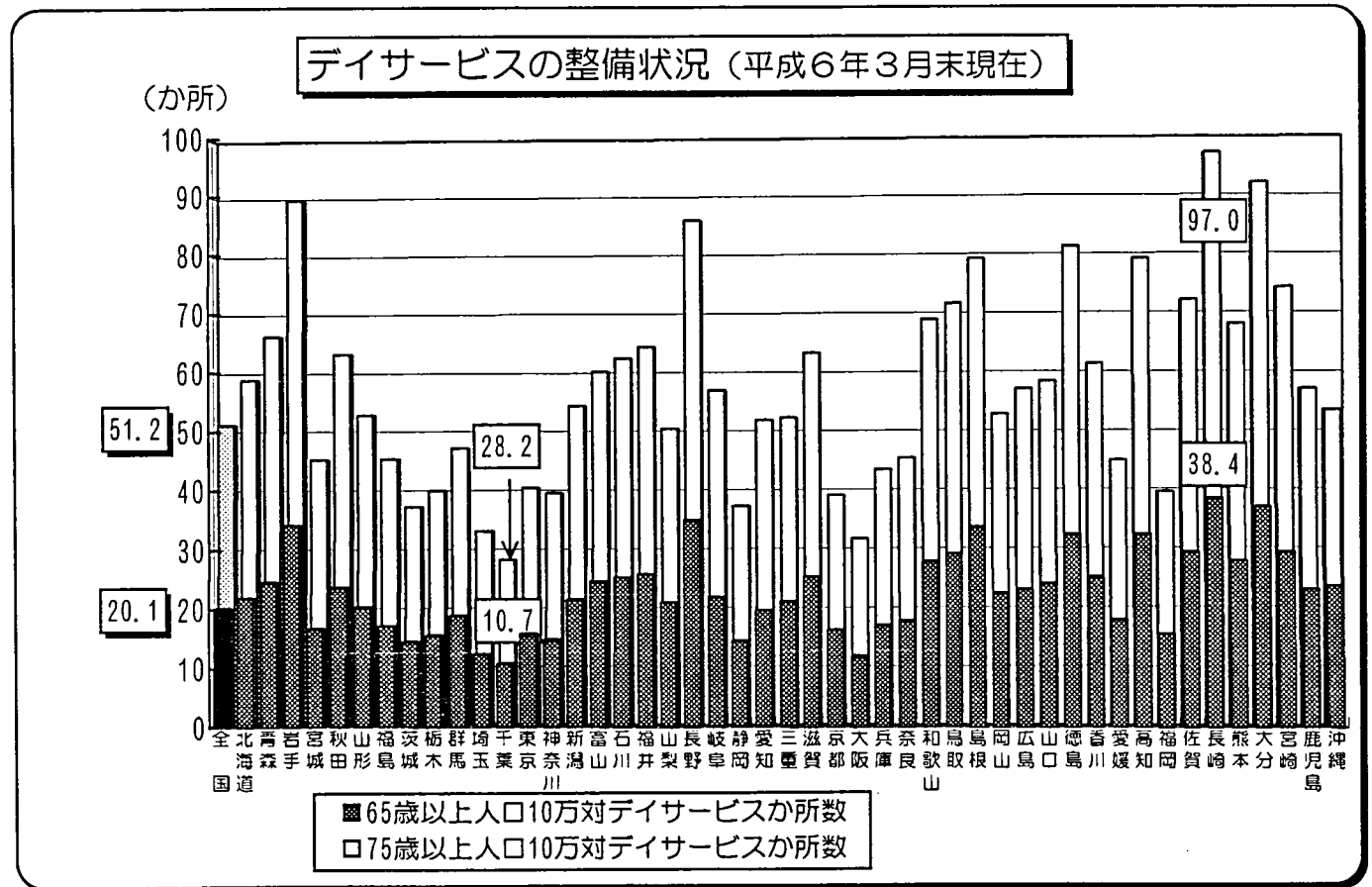


在宅高齢者保健福祉サービスの整備状況

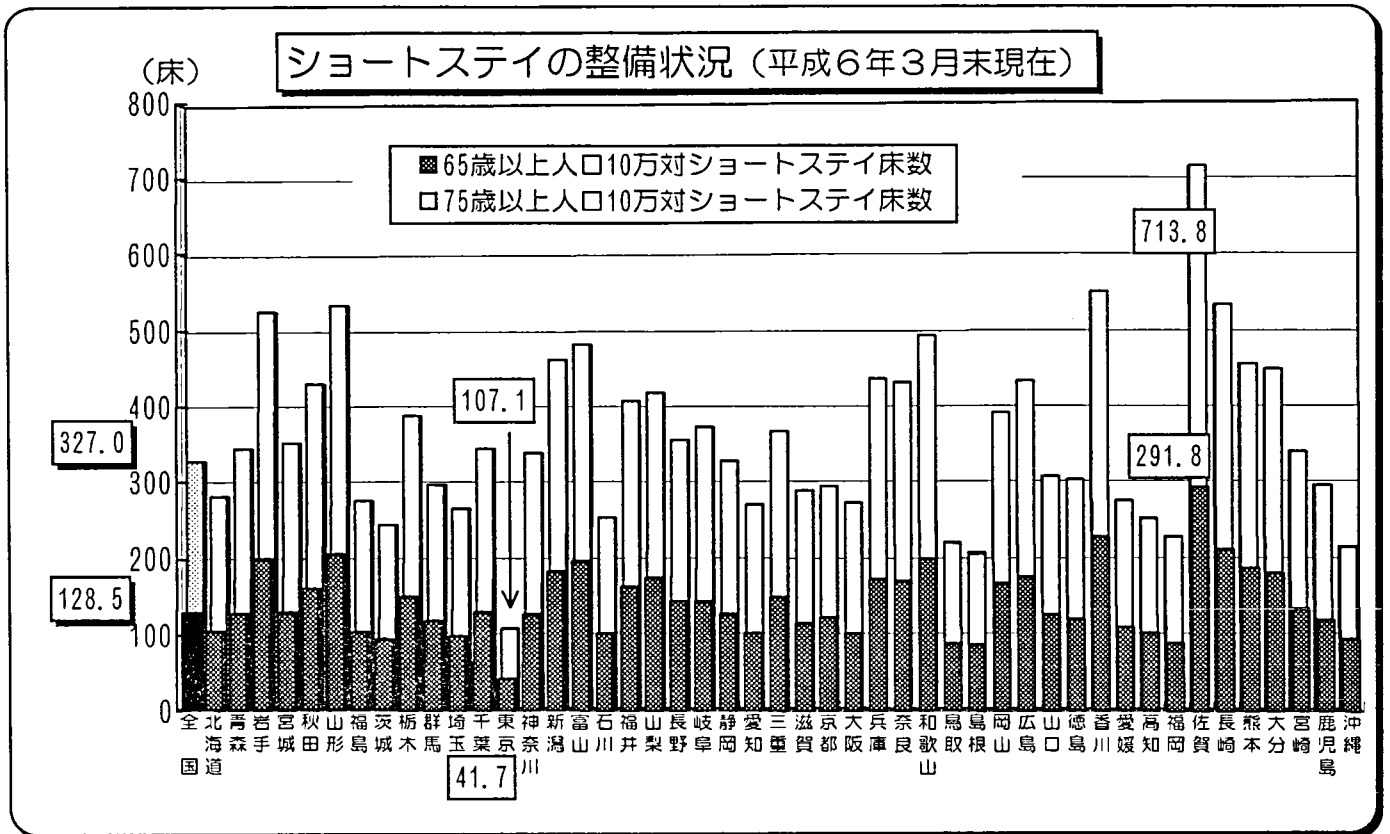
(1) ホームヘルプサービス事業



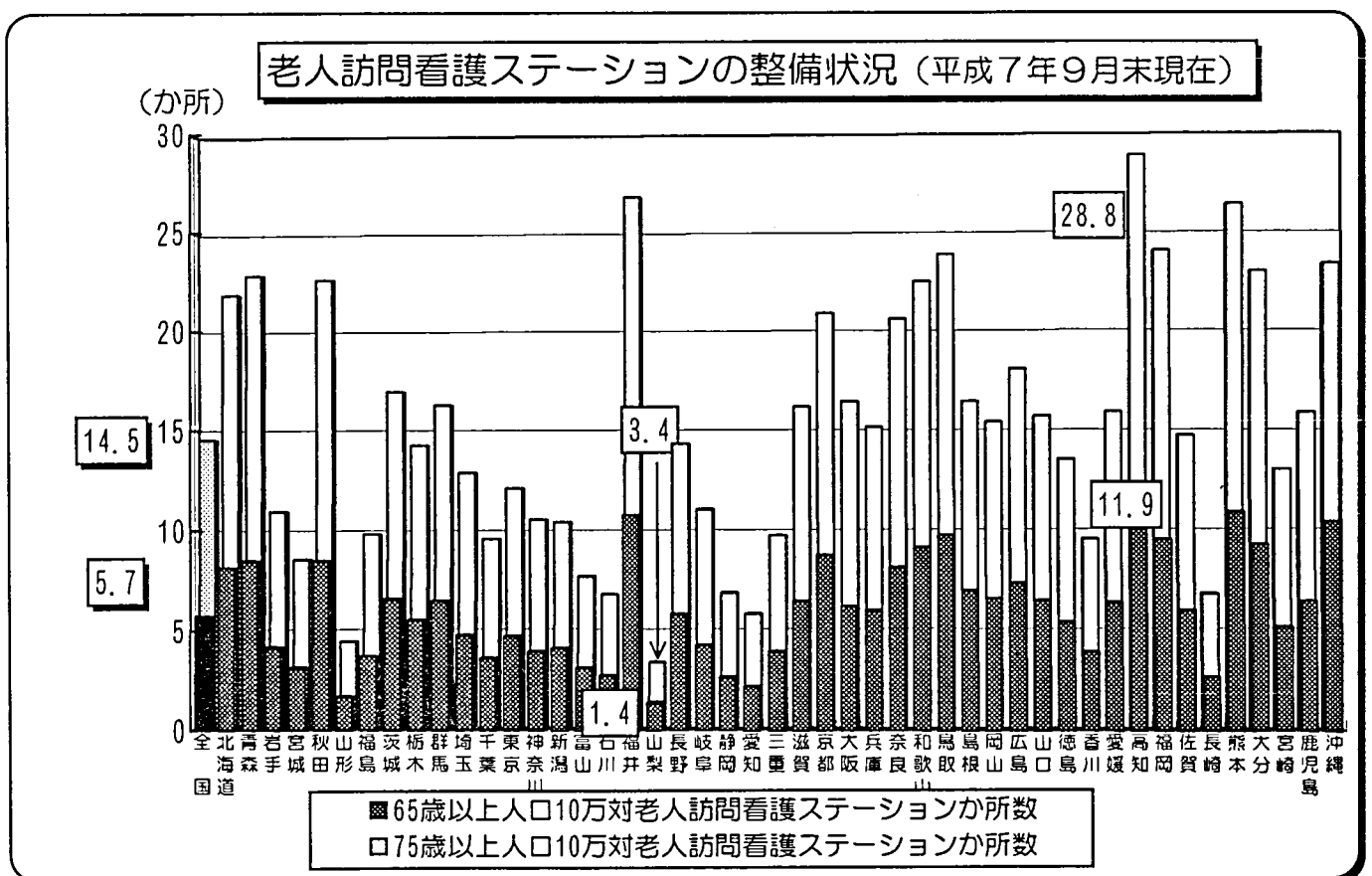
(2) デイサービス事業



(3) ショートステイ事業



(4) 老人訪問看護ステーション



老人保健制度の概要

1. 趣旨

国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、壮年期からの疾病の予防から治療、機能訓練に至る総合的な保健医療サービスを提供するとともに、必要な費用は国民が公平に負担することをねらいとする

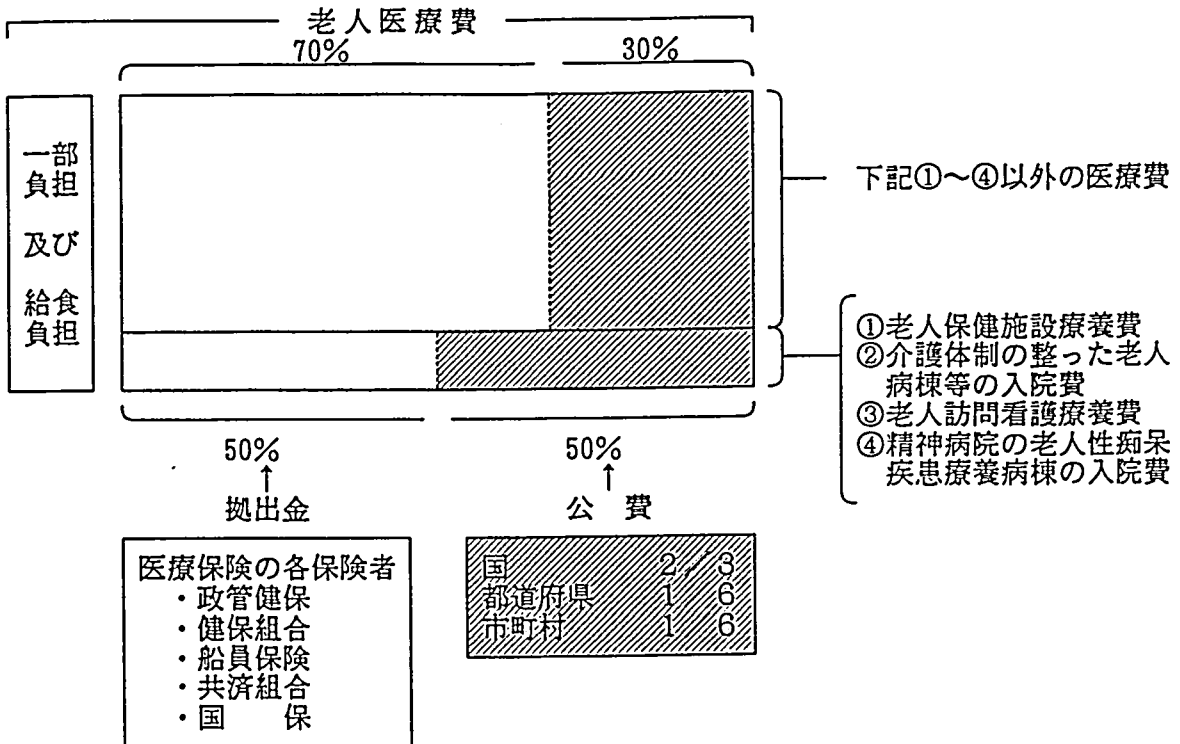
2. 内容

(1) ・老人医療……老人（70歳以上及び65歳以上の寝たきり等の状態にある者）に対し、医療を給付する。

・老人医療費（平成4年度実績）
 総額 69,372億円
 1人当たり 661千円

<参考>国民医療費（平成4年度実績）
 総額 234,784億円
 1人当たり 189千円

・老人医療費の負担のしくみ



・患者一部負担

① 一部負担金（注1）

	平成6年度	平成7年度	備考
外来	1,000円/月	1,010円/月	
入院	700円/日	700円/日	低所得者：300円/日 2か月を限度、その後無料

（注1）平成7年度以降、消費者物価の変動率に応じて改定。

② 入院時の食事療養に係る標準負担額（注2）

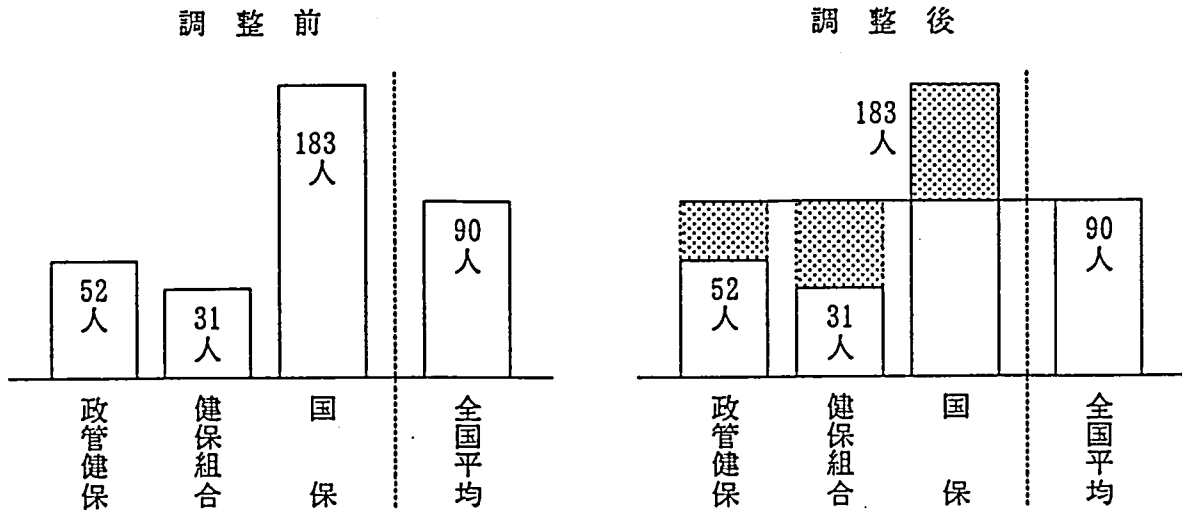
老人医療受給対象者の分類			平成6年10月～8年9月
A	一般の老人医療受給対象者（B、Cのいずれにも該当しない者）		600円/日
B	低所得者世帯に属する老人医療受給対象者（Cに該当する者を除く）	B1：過去1年の入院期間が90日以下（長期非該当者）	450円/日
		B2：過去1年の入院期間が90日超（長期該当者）	300円/日
C	低所得者世帯に属する老齢福祉年金の受給権者		200円/日

（注2）平成8年10月からは、法律の本則に戻る。

・保険者の拠出金

各保険者は、実際に加入する老人の割合を問わず、同じ割合の老人が加入していると仮定して拠出金を算定する（ただし、この老人の割合の調整には、上限及び下限が設けられており、平成7年度においては、それぞれ22%、1.4%である）。

[平成6年度 1,000人当たり老人加入数]



(イ) 保健事業（ヘルス事業）……40歳以上の者を対象

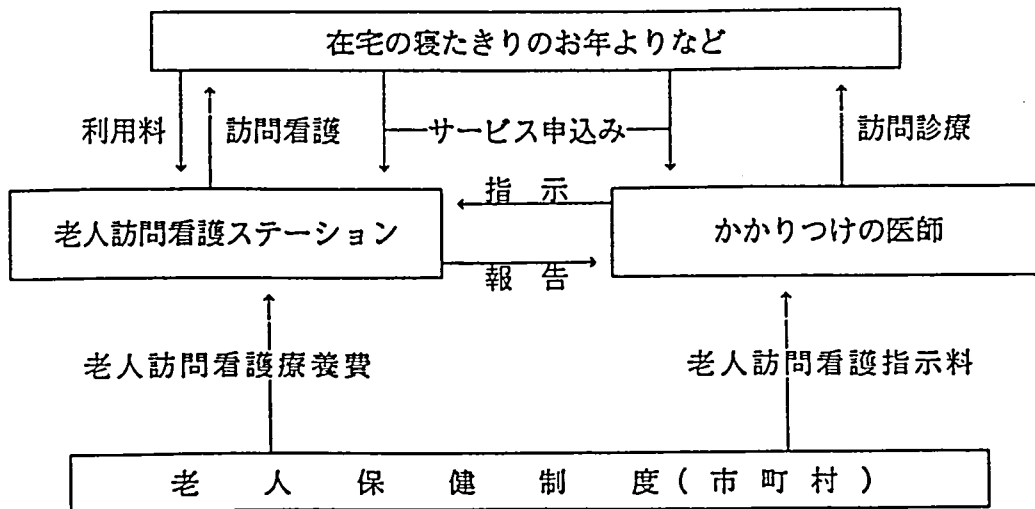
- ・事業内容……①健康手帳の交付、②健康教育、③健康相談、④健康診査、⑤機能訓練、⑥訪問指導
- ・費用負担……国、都道府県、市町村が各々1/3ずつ負担

(ロ) 老人保健施設

- ・寝たきり老人等要介護老人に対して、医療ケアと日常生活サービスを併せて提供する施設。
- ・平成4年1月1日より、老人保健施設の入所対象を初老期痴呆の状態にある者にも拡大。
- ・開設状況（平成6年12月末現在）
施設数 1,024施設
定員 87,612床

(ハ) 老人訪問看護制度

- ・かかりつけの医師の指示に基づき、老人訪問看護ステーションから看護婦等が在宅の寝たきり等の状態にある老人を訪問し、看護サービスを行うもの。
- ・指定状況（平成6年12月末現在）
623か所



高齢者介護をめぐって

(1) 高齢者の現状

(※) 高齢者全体の状況

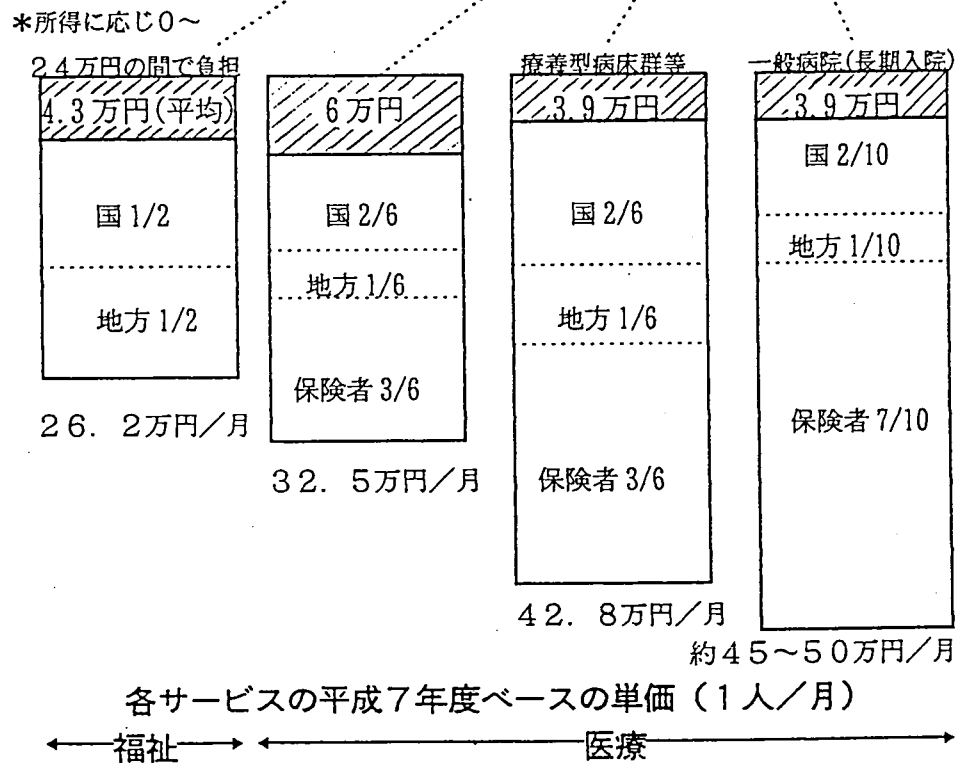
65歳以上人口：1,690万人（平成5年）

在宅 1,585万人

施設 105万人

1,501万	何らかの 介助を 必要と する者 84万	有料 老人 ホーム 2万	老人福祉 施設 27万			老人 保健 施設 7万	病院・診療所 69万	
			特 養 19万	養 護 6万	そ の 他 2万		長 期 28万	短 期 41万

(単位：人)



(※) (注1) 数値は平成5年。ただし、何らかの介助を必要とする者は「平成4年国民生活基礎調査」による。

(注2) 入院者のうち、長期入院者とは、6か月以上の入院患者をいう。

(注3) 老人福祉施設、老人保健施設については、その後整備が急速に進んでいる。

(資料) 総務庁統計局「平成5年10月1日現在推計人口」、厚生省大臣官房統計情報部「平成5年社会福祉施設調査」、厚生省大臣官房統計情報部「平成5年老人保健施設調査」、厚生省大臣官房統計情報部「平成5年患者調査」、厚生省大臣官房統計情報部「平成4年国民生活基礎調査」等

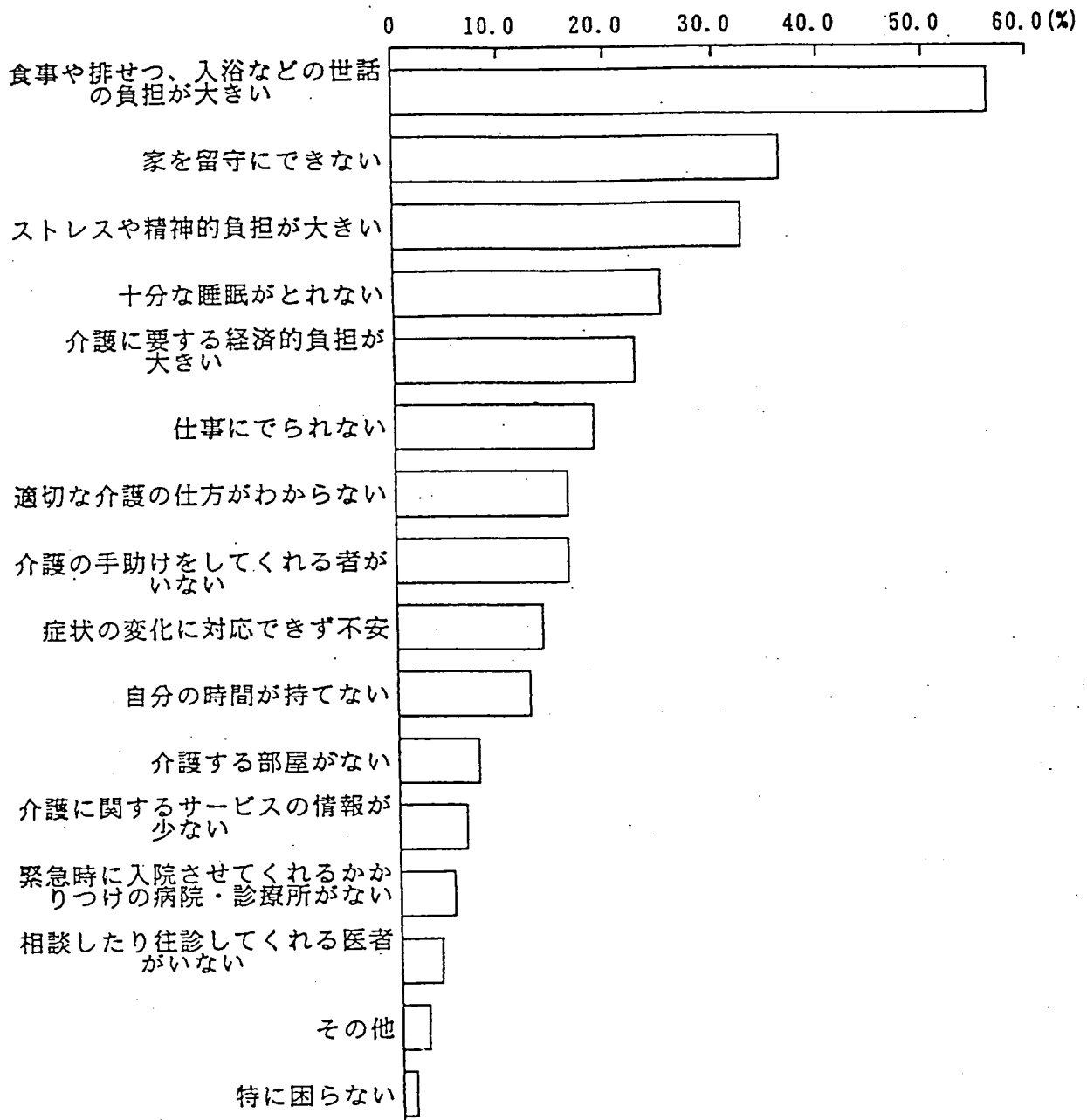
寝たきり高齢者の主な介護者（同居）年齢階級別構成

39歳以下 5.6%

	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
	18.2%	27.2%	27.0%	22.0%

(出典) 厚生省「国民生活基礎調査」(平成4年)

家庭で介護する時の問題点



{注1} 家庭で介護した経験のある者を対象に調査
 {注2} 重複回答
 {出典} 厚生省「保健福祉動向調査(平成2年)」

現行の高齢者介護に係る問題点

○ 制度上の問題点

福祉	医療
<ul style="list-style-type: none">○サービスの選択ができない<ul style="list-style-type: none">・措置制度により指定された施設に入所○サービス内容が画一的<ul style="list-style-type: none">・画一的な基準により運営・サービス提供主体間に市場メカニズムによる競争が働きにくい○中高所得層にとり高い自己負担<ul style="list-style-type: none">・平均的なサラリーマン世帯、老親は厚生年金受給者の場合の特養の本人負担14.9万円/月、扶養義務者4.1万円/月○所得調査を伴う手続きに心理的抵抗<ul style="list-style-type: none">・利用申込、費用支払いも市町村へ	<ul style="list-style-type: none">○社会的入院<ul style="list-style-type: none">(特養の施設数が不足、また、中高所得層にとり特養より低い自己負担であるため、本来特養に入るべき老人が病院に入院。)・特養よりも1月あたりの費用が高い。・治療を目的とする病院においては、長期療養する老人の生活の場としての配慮が不十分

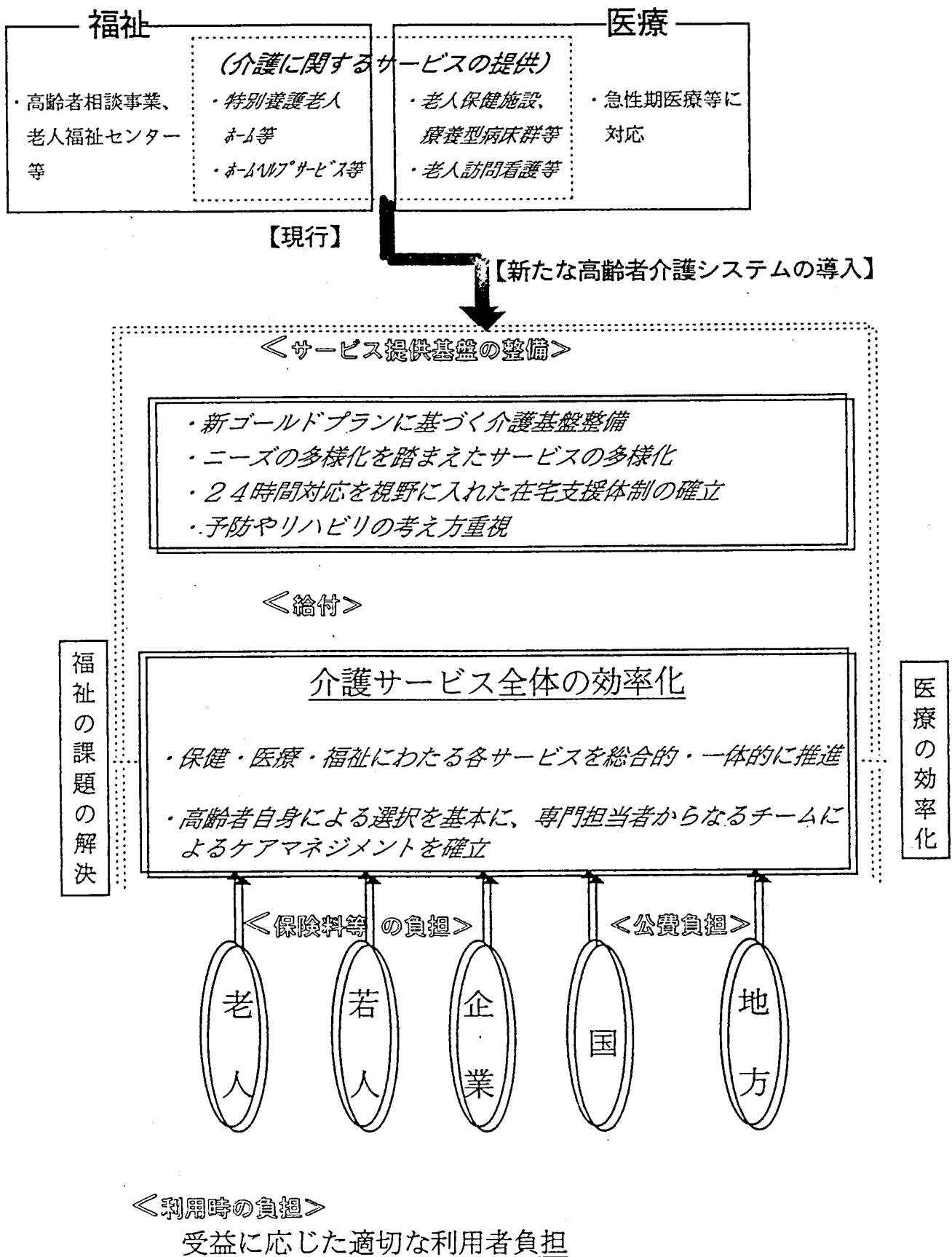
利用者負担：所得に応じ
入所方法：市町村による措置
供給体制：在宅・施設ともに不足

利用者負担：月3.9万円
入院方法：病院との契約
供給体制：充足

利用者負担や利用手続などの不合理な格差により、介護ニーズをよりコストの高い医療が実態としてカバーするという構造的問題が存在。
これは要介護高齢者の処遇の立場からも問題であり、かつ社会的コスト全体からも非効率。

新たな高齢者介護システムの構想

新たな高齢者介護システムのイメージ



1. 現状と問題点

- ・ 高齢者介護問題は国民の老後生活の大きな不安要因
- ・ 高齢者介護サービスの基盤整備は不十分
- ・ 介護を担う家族が非常に重い負担
- ・ 福祉、医療と別々な制度により提供されており、利用者本位の体制が未整備
- ・ 福祉の措置制度は、サービス選択についての制度的制約や利用に当たっての心理的抵抗感が存在
- ・ 医療においても、長期入院の問題や生活環境等における対応の限界が存在

2. 新たな高齢者介護システムの基本的考え方

- ・ 高齢者自身の希望を尊重し、その人らしい、自立した質の高い生活が送れるよう、社会的に支援していくことを基本理念とすべき
- ・ 基本的考え方はつぎの3つ
 - ① 高齢者介護に対する社会的支援の整備
 - ② 利用者本位のサービス体系の確立
 - ③ 社会連帯による介護費用の確保
- ・ 今後の方向としては、同一の財政方式の下で、総合的・一体的な介護サービスが提供される新たな高齢者介護システムの創設が必要。その際の費用保障方式としては、公的責任を踏まえ、適切な公費負担を組み入れた社会保険方式について具体的な検討を進めていくことが適当

3. 今後の検討における主な論点

- ・ サービスの在り方、費用保障の在り方、サービス基盤整備等についての新たなシステムの具体像については、今後、国民各層の意見を踏まえ総合的に検討していくことが必要
- ・ この中間報告により、高齢者介護問題に対する国民各層の理解が深まり、広範な議論が更に進められることを期待

(5) 年金

	人口問題と制度との関わり	人口変動が制度に与える影響	これまでの主な政策的対応	今後の政策的課題
年金	<ul style="list-style-type: none"> • 財政再計算の基礎 →年金給付費及び保険料・国庫負担の将来推計 →制度設計及び保険料水準の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> • 生産年齢人口の減少 →保険料負担の増大 • 平均寿命の伸長 →年金給付費の増大 →保険料負担及び国庫負担の増大 	<ul style="list-style-type: none"> • 給付水準の適正化（昭和60年改正） • 可処分所得スライド制の導入（平成6年改正） • 支給開始年齢の引上げと部分年金の導入（平成6年改正） 	<ul style="list-style-type: none"> • 制度間における負担の公平化

財政再計算の前提について

1. 基礎になる将来推計人口

- ・平成4年9月将来推計人口（厚生省人口問題研究所推計）…平成6年財政再計算の場合

2. 雇用構造の見通し

- ・労働力人口の見通し（労働省職業安定局推計，平成5年3月）…平成6年財政再計算の場合

3. 基礎数

- ・財政再計算における直近の被保険者や年金受給者等の統計データ

(主要項目)

- ① 年齢別・加入期間別被保険者数
- ② 年齢別・加入期間別平均被保険者期間
- ③ 年齢別・加入期間別標準報酬月額
- ④ 年金種別別・年齢別受給者数
- ⑤ 年金種別別・年齢別年金額
- ⑥ 厚生年金・国民年金の積立金額

4. 基礎率（人口学的要素）

- ・被保険者数，年金受給者数等が今後どのように変化していくかを推計するためのもの

(主要項目)

- ① 被保険者死亡率
- ② 被保険者脱退率
- ③ 障害年金発生率
- ④ 標準報酬指数（昇給指数）…定期昇給分
- ⑤ 老齢年金失権率
- ⑥ 障害年金失権率
- ⑦ 遺族年金失権率
- ⑧ 有遺族率（妻，子等を有する割合）
- ⑨ 年齢相関（死亡した被保険者の年齢と遺族の年齢の関係等）

5. 基礎率（経済的要素）

- ① 標準報酬上昇率（ベア率）
- ② 消費者物価上昇率
- ③ 運用利回り

少子化・高齢化に伴う年金財政の見通しの変化

1. 財政再計算結果の比較

(厚生年金)

	平成元年財政再計算結果	平成6年財政再計算結果	
		制度改正が行われ なかった場合	制度改正後
制度改正時の 保険料率	12.4% (平成元年12月)	14.5% (平成6年10月)	
最終保険料率	↓ 31.5%	↓ 34.8%	↓ 29.8%

(国民年金)

	平成元年財政再計算結果	平成6年財政再計算結果
制度改正時の 保険料	8,000円 (平成元年度)	11,100円 (平成6年度)
最終保険料率	↓ 16,100円 (平成元年度価格)	↓ 21,700円 (平成6年度価格)

2. 前提とする高齢化・少子化の状況

	平成元年財政再計算結果	平成6年財政再計算結果
前提となる人口推計	昭和61年12月推計	平成4年9月推計
平均寿命 (平成37年に到達)	男 77.87歳 女 83.85歳	男 78.27歳 女 85.06歳
65歳以上人口のピーク	3,188万人 (平成32年)	3,275万人 (平成33年)
65歳以上人口比率のピーク	23.6% (平成33年)	25.8% (平成37年)
合計特殊出生率	2.0人 (平成37年)	1.8人 (平成37年)
総人口のピーク	13,603万人 (平成25年)	13,044万人 (平成23年)

注) 合計特殊出生率：1人の女性が生涯に産む子どもの数。

厚生年金受給者数及び成熟度の将来見通し

年度	被保険者数 ①	受給者数					成熟度 ②/① %
		老齢厚生年金			障害 厚生年金	遺族 厚生年金	
		老齢相当②	通老相当	別個の給付			
平成(西暦)	万人	万人	万人	万人	万人	万人	
7(1995)	3,377	668	473	—	33	266	19.8
8(1996)	3,404	703	503	—	34	280	20.6
9(1997)	3,422	741	534	—	35	294	21.6
10(1998)	3,432	778	563	—	36	308	22.7
11(1999)	3,440	811	593	—	38	323	23.6
12(2000)	3,447	850	630	—	39	338	24.6
13(2001)	3,448	879	667	27	40	353	25.5
14(2002)	3,438	908	708	51	41	369	26.4
15(2003)	3,424	955	758	50	42	385	27.9
16(2004)	3,410	981	798	71	43	401	28.8
17(2005)	3,395	1,004	834	86	44	418	29.6
22(2010)	3,260	1,135	982	368	48	506	34.8
27(2015)	3,106	1,244	1,127	452	51	597	40.1
32(2020)	3,037	1,285	1,200	486	51	683	42.3
37(2025)	3,025	1,270	1,277	478	52	753	42.0
42(2030)	2,988	1,245	1,289	521	52	802	41.7
47(2035)	2,890	1,246	1,277	588	52	825	43.1
52(2040)	2,748	1,282	1,272	516	50	824	46.7
57(2045)	2,644	1,281	1,223	450	48	812	48.4
62(2050)	2,597	1,247	1,156	395	46	800	48.0
67(2055)	2,593	1,182	1,079	370	45	794	45.6
72(2060)	2,591	1,103	1,002	406	44	787	42.6

(注1) 年度間平均値である。

(注2) 老齢厚生年金のうち、

(1) 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者(経過的に20~24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。)が受給するものをいい、別個の給付を含まない。

(2) 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者(経過的に20~24年の者及び中高齢者の特例による期間短縮を受けている者を除く。)が受給するものをいい、別個の給付を含まない。

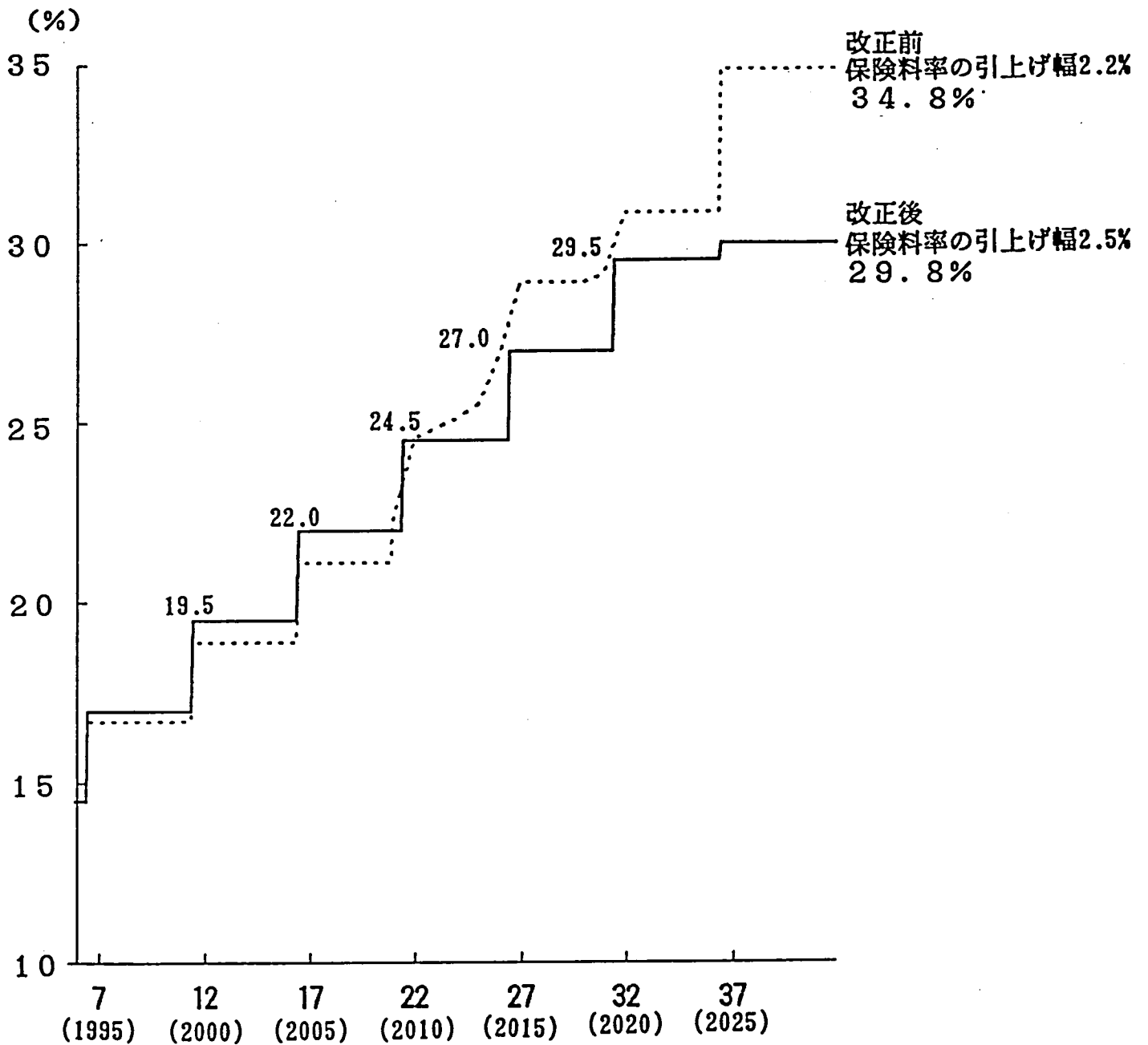
(注3) 平成38年度以降は、将来推計人口の参考推計に基づくものである。

厚生年金の財政見通し（改正法）

年度	保険料率	収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	積立 度合	6年度価格 積立金
		億円	億円	億円					
平成(西暦)	%	億円	億円	億円	億円	億円	億円		億円
7(1995)	16.5	305,730	203,483	68,415	218,507	87,222	1,321,852	5.7	1,302,318
8(1996)	17.35	327,802	218,518	73,200	236,256	91,545	1,413,398	5.6	1,365,206
9(1997)	17.35	350,606	233,923	78,203	255,209	95,397	1,508,795	5.5	1,428,775
10(1998)	17.35	368,005	243,886	83,317	272,422	95,583	1,604,378	5.5	1,489,499
11(1999)	19.5	402,712	269,718	88,625	299,913	102,799	1,707,177	5.4	1,435,213
12(2000)	19.5	440,790	297,224	94,088	339,575	101,214	1,808,391	5.0	1,490,494
13(2001)	19.5	461,514	309,676	99,449	362,530	98,984	1,907,375	5.0	1,541,252
14(2002)	19.5	481,461	321,845	104,585	388,686	92,775	2,000,150	4.9	1,584,528
15(2003)	19.5	501,008	334,057	109,367	415,264	85,744	2,085,894	4.8	1,620,054
16(2004)	22.0	544,774	368,639	114,110	453,284	91,491	2,117,384	4.6	1,518,016
17(2005)	22.0	592,469	405,309	118,934	503,855	88,614	2,265,998	4.3	1,548,819
22(2010)	24.5	762,902	533,369	139,180	705,013	57,889	2,628,529	3.7	1,492,214
27(2015)	27.0	958,545	690,270	153,748	910,254	48,291	2,895,733	3.1	1,365,533
32(2020)	29.5	1,209,344	897,619	173,101	1,112,234	97,109	3,281,889	2.9	1,285,707
37(2025)	29.8	1,463,374	1,090,639	210,207	1,331,943	131,431	3,992,241	2.9	1,299,449
42(2030)	29.8	1,750,258	1,297,817	259,755	1,597,672	152,586	4,928,281	3.0	1,320,423
47(2035)	29.8	2,063,526	1,519,827	311,478	1,940,069	123,456	5,879,447	3.0	1,294,755
52(2040)	29.8	2,400,327	1,764,142	352,700	2,333,832	66,496	6,620,408	2.8	1,198,310
57(2045)	29.8	2,803,641	2,078,093	384,856	2,770,522	33,119	7,204,011	2.6	1,071,747
62(2050)	29.8	3,284,237	2,467,757	412,483	3,266,868	17,369	7,711,964	2.4	943,010
67(2055)	29.8	3,901,744	2,977,864	449,942	3,813,344	88,400	8,447,513	2.2	849,011
72(2060)	29.8	4,675,103	3,600,692	520,341	4,465,431	209,672	9,823,679	2.2	811,507

厚生年金の保険料の将来見通し

(平成6年財政再計算結果)



平成・年度
(西暦)

(注) 標準報酬上昇率4.0%、消費者物価上昇2.0%、運用利回り5.5%
としている。

基礎年金受給者数及び成熟度の将来見通し

年 度 平成(西暦)	被保険者 ① 万人	老齢基礎年金 ② 万人	障害基礎年金 万人	遺族基礎年金 万人	成熟度 ②/① %
7(1995)	7,115	1,672	129	21	23.5
8(1996)	7,144	1,753	131	20	24.5
9(1997)	7,157	1,836	132	20	25.7
10(1998)	7,170	1,926	134	19	26.9
11(1999)	7,185	2,005	135	19	27.9
12(2000)	7,186	2,089	136	19	29.1
13(2001)	7,161	2,187	137	19	30.5
14(2002)	7,126	2,283	138	19	32.0
15(2003)	7,096	2,365	139	18	33.3
16(2004)	7,070	2,446	140	18	34.6
17(2005)	7,052	2,534	140	18	35.9
22(2010)	6,695	2,919	142	19	43.6
27(2015)	6,418	3,253	142	19	50.7
32(2020)	6,310	3,356	141	20	53.2
37(2025)	6,277	3,334	141	20	53.1
42(2030)	6,127	3,308	141	19	54.0
47(2035)	5,815	3,328	140	19	57.2
52(2040)	5,534	3,380	136	18	61.1
57(2045)	5,330	3,324	132	18	62.4
62(2050)	5,240	3,196	129	17	61.0
67(2055)	5,223	2,999	125	17	57.4
72(2060)	5,172	2,799	123	16	54.1

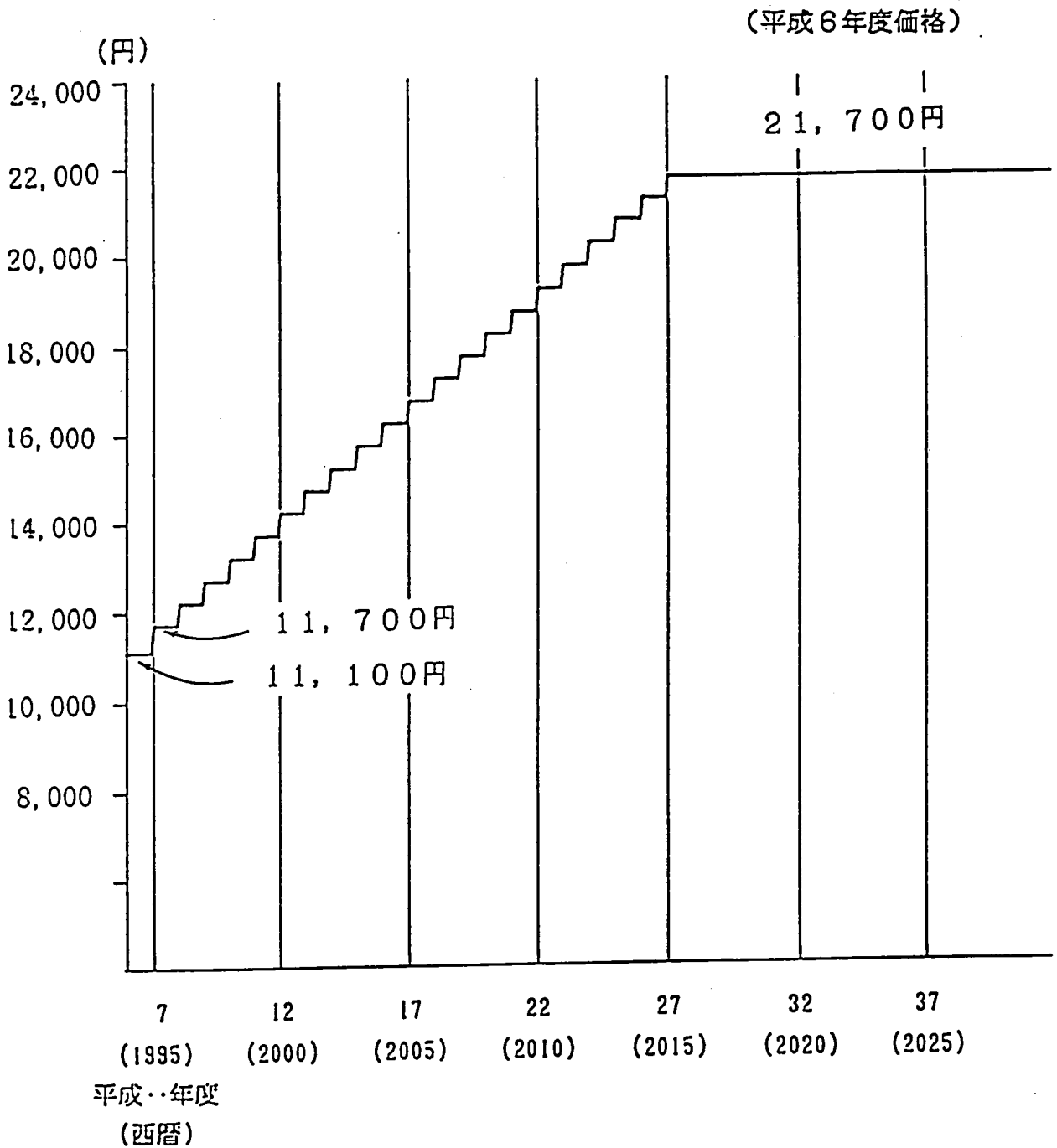
(注1) 「受給者数」は、「基礎年金に相当する給付」とみなされる給付の支給を受けている者を含む。

(注2) 平成38年度以降は、将来推計人口の参考推計に基づくものである。

国民年金の財政見通し

年度	保険料 月額 (6年度価格)	収入合計		支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	積立 度合	6年度価格 積立金	
		保険料収入	運用収入						
平成(西暦)	円	億円	億円	億円	億円	億円		億円	
7(1995)	11,700	37,867	19,605	4,586	30,985	6,883	89,132	2.7	87,815
8(1996)	12,200	40,124	20,759	4,963	32,932	7,192	96,324	2.7	93,040
9(1997)	12,700	42,339	21,833	5,353	34,950	7,388	103,712	2.8	98,212
10(1998)	13,200	44,862	23,157	5,758	37,115	7,747	111,459	2.8	103,478
11(1999)	13,700	47,994	24,669	6,174	40,201	7,793	119,252	2.8	99,927
12(2000)	14,200	53,577	28,005	6,619	44,747	8,831	128,083	2.7	105,223
13(2001)	14,700	56,065	29,210	7,101	46,891	9,173	137,256	2.7	110,547
14(2002)	15,200	58,481	30,383	7,604	48,867	9,614	146,871	2.8	115,972
15(2003)	15,700	61,170	31,716	8,130	51,121	10,049	156,920	2.9	121,477
16(2004)	16,200	64,560	33,084	8,656	54,982	9,578	166,498	2.9	115,782
17(2005)	16,700	72,280	37,878	9,213	61,028	11,252	177,750	2.7	121,183
22(2010)	19,200	91,513	47,170	12,365	78,887	12,626	237,314	2.8	134,266
27(2015)	21,700	117,146	60,421	16,062	101,794	15,351	307,741	2.9	144,492
32(2020)	21,700	142,813	72,068	19,937	128,061	14,752	379,797	2.9	147,986
37(2025)	21,700	172,624	86,859	24,058	155,841	16,783	457,792	2.8	148,031
42(2030)	21,700	200,411	99,172	28,801	181,786	18,625	547,301	2.9	145,460
47(2035)	21,700	222,400	105,934	33,613	205,517	16,883	636,278	3.0	138,994
52(2040)	21,700	251,709	117,047	37,531	239,557	12,152	707,055	2.9	126,951
57(2045)	21,700	285,604	132,361	40,304	277,107	8,497	756,987	2.7	111,713
62(2050)	21,700	330,652	156,186	42,405	323,288	7,364	795,657	2.4	96,511
67(2055)	21,700	387,423	188,497	44,703	376,852	10,570	840,197	2.2	83,765
72(2060)	21,700	445,446	220,442	48,263	429,049	16,396	909,626	2.1	74,538

国民年金の保険料の将来見通し



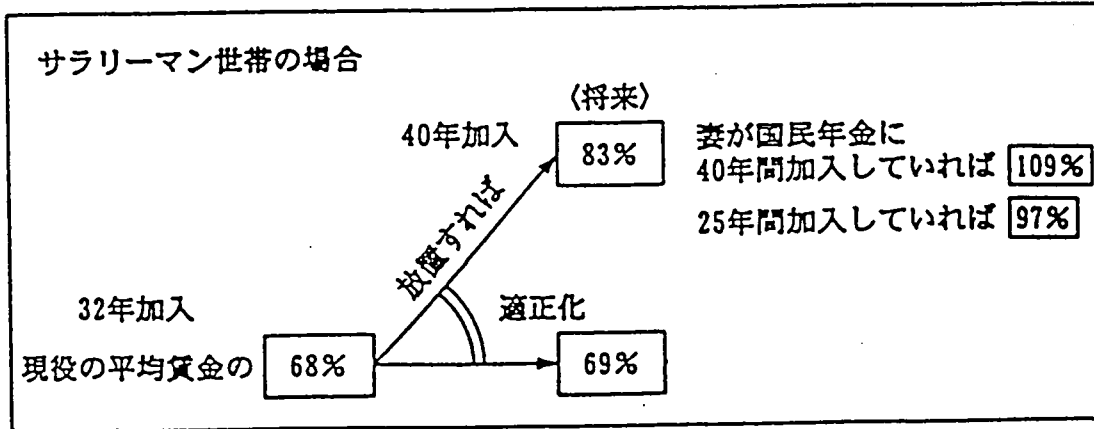
○ 10,500円 → 11,100円 → 11,700円
 [平成5年4月] [平成6年4月] [平成7年4月]

○ 平成8年4月以降毎年度500円ずつ引上げ (平成6年度価格)

21世紀の本格的な高齢社会に対応した最近の年金制度改正

(1) 昭和60年改正

加入期間が伸びるにつれて年金額も増大していくことが見込まれていたが、将来40年加入が一般的となることから、給付水準を適正化。

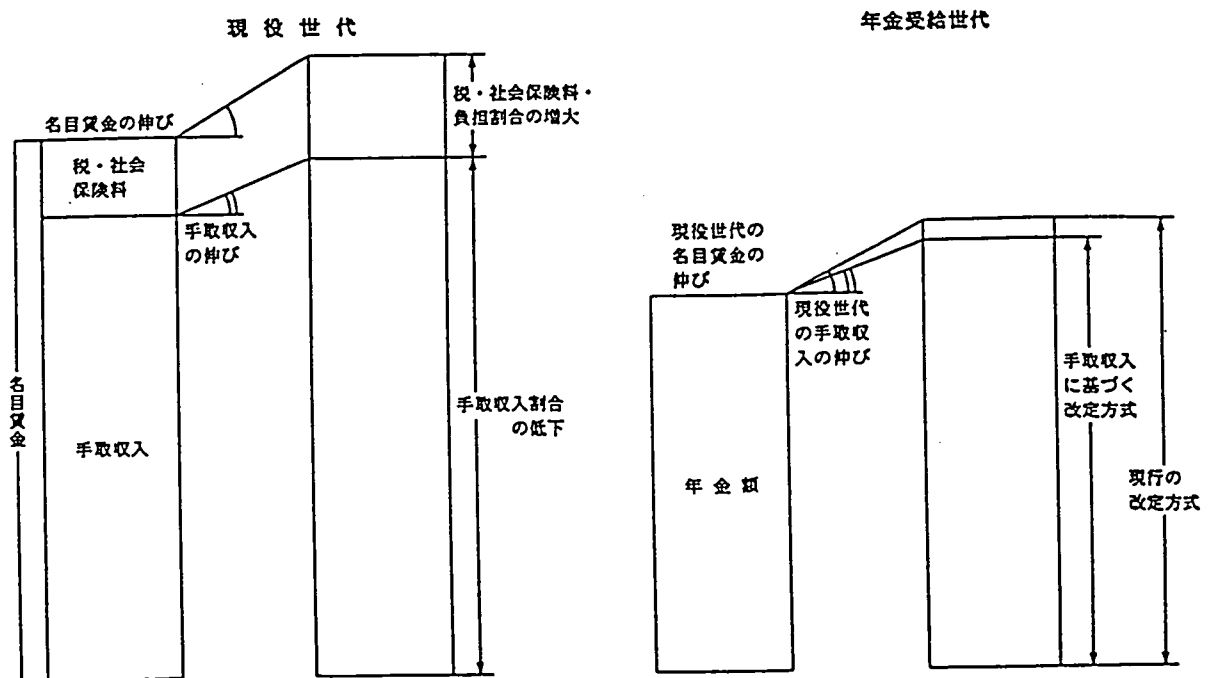


(2) 平成6年改正

① ネット所得スライドの導入

年金額は、毎年物価の上昇に応じて引上げを図っているほか、5年に1度現役世代の賃金の伸びに応じた引上げを図っている。

改正前は名目賃金の伸びに応じ引上げを図っていたが、今回以降、現役世代の税、社会保険料を除いた手取賃金の上昇率に応じた引上げを図ることとした。



(6) その他

	人口問題と制度との関わり	人口変動が制度に与える影響	これまでの主な政策的対応	今後の政策的課題
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 一般的な政策決定の基礎 	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢化の進展 → 要介護高齢者や虚弱高齢者の増加 → 慢性疾患の増加 	<ul style="list-style-type: none"> • 長寿医療研究センターの開設（平成7年） • 療養型病床群の制度化等医療機関の機能分化（平成4年） • 福祉浴場の整備の促進等 	

国立療養所中部病院長寿医療研究センターについて

1. 概 要

高齢化の進展に伴い、痴呆性老人や寝たきり老人対策の確立は、いまや国民的課題となっていることから、

- ① 老化メカニズムの解明
- ② 高齢者に特有の疾病の原因解明、予防・診断・治療の確立
- ③ 高齢者の社会的・心理的諸問題の研究等の幅広い分野を総合的・学際的に研究する長寿科学研究の推進

を最重点として取り組むことが喫緊の課題であり、そのため、長寿科学医療等を推進するための中核的、総合的な機関として、全国的なモデル及び長寿医療における国民の拠り所となる長寿医療研究センターを、国立療養所中部病院に本年7月に開設したところである。

2. 開設時期 平成7年7月1日

3. 設置場所 愛知県大府市森岡町源吾36-3
国立療養所中部病院敷地内

4. 施設の概要

- (1) 構 造 地下1階、地上6階
- (2) 延床面積 約8,000㎡

5. 組織・定員

- (1) 組織
全体計画 8部21室（平成7年度 4部13室）
- (2) 定員
全体計画 30人（平成7年度 14人）

6. 主な研究内容

- (1) 老化メカニズムの解明に関する研究
- (2) 痴呆疾患（特にアルツハイマー型老年痴呆）に関する研究
- (3) 寝たきり老人化の予防及び骨粗しょう症に関する研究
- (4) 介護支援機器の開発に関する研究

療養型病床群について

(1) 療養型病床群の特徴

療養型病床群は、主として長期にわたり療養を必要とする患者を収容するための一群の一般病床であり、人的・物的両面において長期療養患者にふさわしい療養環境を有する病床群をいう。病院からの申請に基づき、個別に都道府県知事が許可を行う。

(2) 人員配置（療養型病床群を有する病院の人員配置の標準）

- 医師 ----- 特例許可老人病院並み
- 看護婦及び准看護婦 ----- 特例許可老人病院並み
- 看護補助者 ---- 療養型病床群入院患者数 / 6 ---- 特例許可老人病院の基準（8:1）よりも手厚い基準

(3) 構造設備

	新築又は全面改築の場合	既存病床からの転換の特例 (全面改築までの間適用)
病室定員	1病室当たり4人以内	5人以上でも可。 ※通常の病院は定員の定めなし。
病室面積	1人当たり6.4㎡以上（内法） ※通常の病院の基準（4.3㎡/人）の1.5倍。	1人当たり6.0㎡以上
廊下幅	片側廊下 1.8m以上（内法） 中廊下 2.7m以上（内法） ※通常の病院の基準の1.5倍。	片側廊下 1.2m以上（内法） 中廊下 1.6m以上（内法）
機能訓練室	面積40㎡以上（内法） 必要な器機・器具を備えること。	必要な面積を有すること。
食堂	療養型病床群入院患者1人当たり1㎡以上（内法）	食堂がなくても可。 ※通常の病院は食堂の定めなし。
談話室	談話を楽しめる広さ。食堂等との共用可。	談話室がなくても可。 ※通常の病院は談話室の定めなし。
浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したものの。	浴室がなくても可。 ※通常の病院は浴室の定めなし。

(4) 許可状況（平成7年4月1日現在）

- 260病院 （完全型42、移行型209、完全型・移行型併用9）
- 17,851病床 （完全型3,486、移行型14,365）

Ⅲ 厚生省に関連する非営利法人の概要

	医療法人	社会福祉法人	公益法人
根拠法	医療法（§39～68の3）	社会福祉事業法（§22～55）	民法（§34）
定義	病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定によりこれを法人とすることができ	社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人	祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他公益に関する社団、財団で営利を目的としないもの
業務	<ul style="list-style-type: none"> ○病院・診療所・老人保健施設の運営 ○付帯事業 <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者の養成等 ・収益事業は認められていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> ○公益事業（社福以外） <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健施設 ・有料老人ホームの運営等 ○収益事業 <ul style="list-style-type: none"> ・法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でない ・本来事業の規模を超えない ・本来事業の妨げにならない ・以上を満たせば事業に制約なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○公益事業 ○収益事業 <ul style="list-style-type: none"> ・民法法人本来の目的達成のための手段として行われるもの ・本来事業と密接な関連を有するもの ・本来事業に支障を及ぼすものでないもの ・社会的信用を損なうものではないもの（投機、風俗等） ・収益事業からの利益は、公益事業の資金確保のためであり、配当は不可
解散時の残余財産帰属	定款又は寄付行為の定めるところによる	社会福祉法人その他の社会福祉事業を行う者のうちから選定	定款の定めによる

開設者別にみた施設数

	各年10月1日現在				構成割合(%)	
	施設数				平成6年	平成5年
	平成6年	平成5年	増加数	増加率(%)	平成6年	平成5年
病院	9 731	9 844	△ 113	△ 1.1	100.0	100.0
国	392	394	△ 2	△ 0.5	4.0	4.0
公的医療機関	1 375	1 378	△ 3	△ 0.2	14.1	14.0
社会保険関係団体	135	137	△ 2	△ 1.5	1.4	1.4
医療法人	4 624	4 550	74	1.6	47.5	46.2
個人の	2 349	2 530	△ 181	△ 7.2	24.1	25.7
その他	856	855	1	0.1	8.8	8.7
一般診療所	85 588	84 128	1 460	1.7	100.0	100.0
国	583	582	1	0.2	0.7	0.7
公的医療機関	4 000	3 947	53	1.3	4.7	4.7
社会保険関係団体	840	831	9	1.1	1.0	1.0
医療法人	14 422	13 061	1 361	10.4	16.9	15.5
個人の	57 827	58 060	△ 233	△ 0.4	67.6	69.0
その他	7 916	7 647	269	3.5	9.2	9.1
歯科診療所	57 213	55 906	1 307	2.3	100.0	100.0
国	1	1	0	0	0.0	0.0
公的医療機関	339	339	0	0	0.6	0.6
社会保険関係団体	18	17	1	5.9	0.0	0.0
医療法人	4 961	4 404	557	12.6	8.7	7.9
個人の	51 577	50 836	741	1.5	90.1	90.9
その他	317	309	8	2.6	0.6	0.6

福祉公社について

1 福祉公社とは

- (1) 福祉公社とは、行政の関与の下、サービス提供に住民の参加を得て運営されている、営利を目的としない団体で、
- (2) 低廉な料金による在宅福祉サービスの提供、公的在宅福祉サービスの受託、高齢者等の福祉に関する相談、調査研究等地域の実情に応じた多様な事業を行うものである。
- (3) 都市部を中心に設立が進んでおり、平成5年12月末現在で、46団体（うち31団体が財団法人）が設立されている。

2 主な実施事業

- ・ 情報提供・相談事業
- ・ ホームヘルプサービス
- ・ 普及・啓発事業
- ・ 人材育成・研修事業
- ・ 食事サービス
- ・ 福祉機器展示・貸出・斡旋事業
- ・ 資産活用サービス
- ・ 訪問入浴サービス
- ・ 緊急通報サービス 等

注1：ホームヘルプサービス等については、住民参加による有償福祉サービスとして行われるもののほか、市町村事業としての公的福祉サービスの受託として行われるものも含む。

注2：資産活用サービスの例としては、武蔵野市福祉公社において行われているように、福祉公社の行う有償福祉サービスに要する費用などに対して担保不動産の評価額の限度内で貸付を行うといったものが挙げられる。

3 福祉公社の意義

- (1) 民間の弾力性、柔軟性と行政関与による安定性、継続性を兼ね備えている。
- (2) 地域における住民の相互扶助を基盤としており、介護等の高齢者問題への住民参加を促すことが期待される。
- (3) 今後、特に急速に高齢化が進展することが予想される都市部を中心に有力なサービスの担い手としても注目される。

(福祉会社の例)

財団法人 武蔵野市福祉公社事業内容 (昭和56年4月1日事業開始)

平成元年3月31日財団法人許可 平成2年3月31日現在
 1. 有償在宅福祉サービス 利用の要件 (1) 市内居住 (2) 概ね65歳以上又は中人以上の障害の者 (3) 料金が支払えること (4) 福祉公社と家事援助等給付契約を締結

区分	内容
(1) 基本サービス	サービス料月額1万円 利用必要要件である
ア. ソーシャルワーカーによる月1回以上の訪問	市の公的サービス受給の援助、家庭との連絡、専門機関への橋渡し等情報の提供と生活設計の援助
イ. 看護婦による月1回以上の訪問	主治医との連絡、健康相談
ウ. 緊急時対応	夜間、休日等の緊急時の可能な限りの対応、緊急通報システムについては東京老人ホームの協力
(2) 個別サービス	
ア. 家事援助・介護サービス	協力員による家事援助 (炊事、洗たく、掃除、買物等)・介護援助、1時間700円以上 必要に応じて泊り込みも可能 協力員とは福祉公社に登録された市内居住の主婦が主流
イ. 食事サービス	昼食 (月)～(土) 夕食 (月)～(金) 老人ホームサムネイル尚和で調理し自宅へ配食 昼食=1,100円 (1食) 夕食=1,100円 (1食)
イ. その他サービス	入浴サービス (自宅浴そう使用) 1回1,700円 (浴そう持込の場合業者委託) 1回13,000円 資産管理サービス、力仕事サービス (草刈り、雪かき等) 訪問リハ・ビリテーション (週1回) 医療相談 (嘱託医) 精神科相談医の活動、栄養相談 (サムネイル尚和栄養士)
(3) 福祉資金サービス	(上記 (1) 基本サービス (2) 個別サービスに要する費用は、貸付対象となり、その他に福祉資金サービスとしての以下の費用を貸付ける)
ア. 生活費	月額1人8万円以内
イ. 医療費	月額70万円以内
ウ. 住宅改良費	1件100万円以内
エ. その他	必要額実費

2. 福祉資金貸付 市条例による

利用要件 (1) 市内1年以上居住 (2) 福祉公社と家事援助等給付契約を締結していること (3) 不動産を保有し償還が確実と認められること

区分	内容
(1) 貸付利率	年5% (単利)
(2) 担保物件	建物、土地、マンション
(3) 貸付限度額	土地 売買時価の8割以内 マンション 不動産鑑定評価額の5割以内
(4) 担保の登記	根抵当権の設定登記 代物弁済予約・所有権移転請求権仮登記
(5) 償還	貸付契約終了後時に一括清算すること 相続人が返済するか担保物件を換 金して償還に充てる
(6) 遅延損害金	貸付金の償還を怠った場合は、年14.6%の割合で遅延損害金が増加される
(7) 財源	市の一般会計に許上

(資料)

社会福祉法人数の推移

(単位：か所、各年とも3月31日現在の数)

	昭和50	55	60	平成元	2	3	4	5	6
総 数	6,110	9,471	11,672	12,846	13,180	13,423	13,801	14,174	14,502
(内訳)									
① 社会福祉協議会	1,399	1,993	2,496	2,865	2,973	3,068	3,175	3,241	3,307
全社協	1	1	1	1	1	1	1	1	1
県社協	47	47	47	47	47	47	47	47	47
市町村社協	1,351	1,945	2,448	2,817	2,925	3,020	3,127	3,193	3,259
② 共同募金会	48	48	48	48	48	48	48	48	48
中央共募	1	1	1	1	1	1	1	1	1
県共募	47	47	47	47	47	47	47	47	47
③ 社会福祉事業団	53	68	88	105	105	109	107	115	123
④ そ の 他	4,610	7,362	9,040	9,828	10,054	10,198	10,471	10,770	11,024

※ 市町村社協数には、指定都市の行政区社協のうち法人化されている59か所を含む。

資料：厚生省社会・援護局調べ

1995.12.8

資料 4
金子 武治氏
寄贈

人口問題審議会特別委員会資料

平成7年12月8日
国土庁計画・調整局

人口問題審議会資料

人口推計等に関する要望

1. 人口及び世帯数の推計方法のより詳細な情報公開

ex. 次期推計の前回方法との相違点、平均世帯人員の推計等

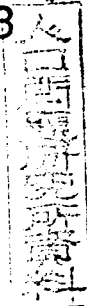
2. 種々の仮定計算における「根拠」の説明

ex. 今後の出生率の仮定、核家族化・晩婚化の動向の見通し等

3. 人口・世帯の市町村レベルでの推計

4. 地域間移動の新しいトレンド計算方法の開発

従来の「封鎖型」、「趨勢型」より、現実の移動性向に近い形での見通しが可能となるトレンド計算方法の開発

1995. 12. 8
金子武洋
より寄贈

国土審議会計画部会における当面の主要検討事項

平成 7 年 1 2 月

国土庁計画・調整局

(1)地球社会の展望と国土

地球環境、人口・食料、資源エネルギー等の地球規模の条件変化やアジア太平洋地域の経済発展等についての長期的な展望を踏まえた、これからの国土づくりの方向、空港、港湾等の国際交流基盤整備のあり方等について検討する。

(2)人口減少・高齢化と地域社会

本格的な人口減少・高齢化の進行に伴う、農山村、中小都市、中枢・中核都市、大都市等の類型毎の地域の姿を展望するとともに、マイナスの人口フレームが一般的となる時代における多様で高質な地域社会の形成に向けて、中小都市の活性化方策をはじめとする主要な政策課題の抽出を行う。また、すべての高齢者が安心して生きがいをもって暮らすことのできる地域社会の構築に向けた政策課題について検討する。

(3)安全な国土の形成

自然的、経済社会的諸条件からみた日本列島の自然災害発生のポテンシャルについて概観し、安全という観点から自然とのかかわり方について再検討を行うとともに、都市の安全性の強化、諸機能の分散配置、多重化、多元化等のリダンダンシーの確保等、災害に強い安全な国土の形成に向けた方策について検討する。

(4)経済構造変革と地域経済

人口減少・高齢化の到来やアジアの急速な経済発展等の中で、我が国経済は今後ともその活力を維持することができるのか、海外生産シフトに伴う産業空洞化が懸念される中で、我が国産業は今後どのような構造転換をとげるのか、また、それらにより地域の経済はどのような影響を受けるのか等について展望するとともに、地域経済活性化のための政策課題について検討する。

(5)人と自然の共存と中山間地域の新しい位置づけ

地球環境問題等を踏まえ、環境への負荷の少ない国土のあり方について検討するとともに、森林、農地等の国土資源管理の面で重要な役割を果たす中山間地域等の新しい位置づけと、その有する国土保全機能等に応じた支援策について検討する。

(6)21世紀における我が国社会の変貌

「情報革命」の進展、人々の価値観・ライフスタイルの転換、文化的側面も含めた我が国社会の潮流の変化等について展望し、21世紀において人々の暮らしや社会のあり方がどのように変貌していくのかについて検討する。

(7)社会資本整備の展望と課題

21世紀初頭には、地域により、また、分野によってばらつきは残るものの、従来から整備が進められてきた社会資本については概成が可能になるものと見込まれることから、社会資本概成の道筋と姿について展望するとともに、時代の変化や技術革新に対応した21世紀における新しい社会資本整備の課題について検討する。

(8)21世紀における望ましい国土構造の方向

人口減少・高齢化、アジア地域の経済発展、社会資本の概成等の条件変化や自然との共存、国土の安全性等の課題を踏まえた21世紀における望ましい国土構造について展望するとともに、地域連携軸や新しい国土軸等も含め、その実現に向けた政策課題について検討する。

国土審議会計画部会の今後の審議スケジュール

平成7年6月9日

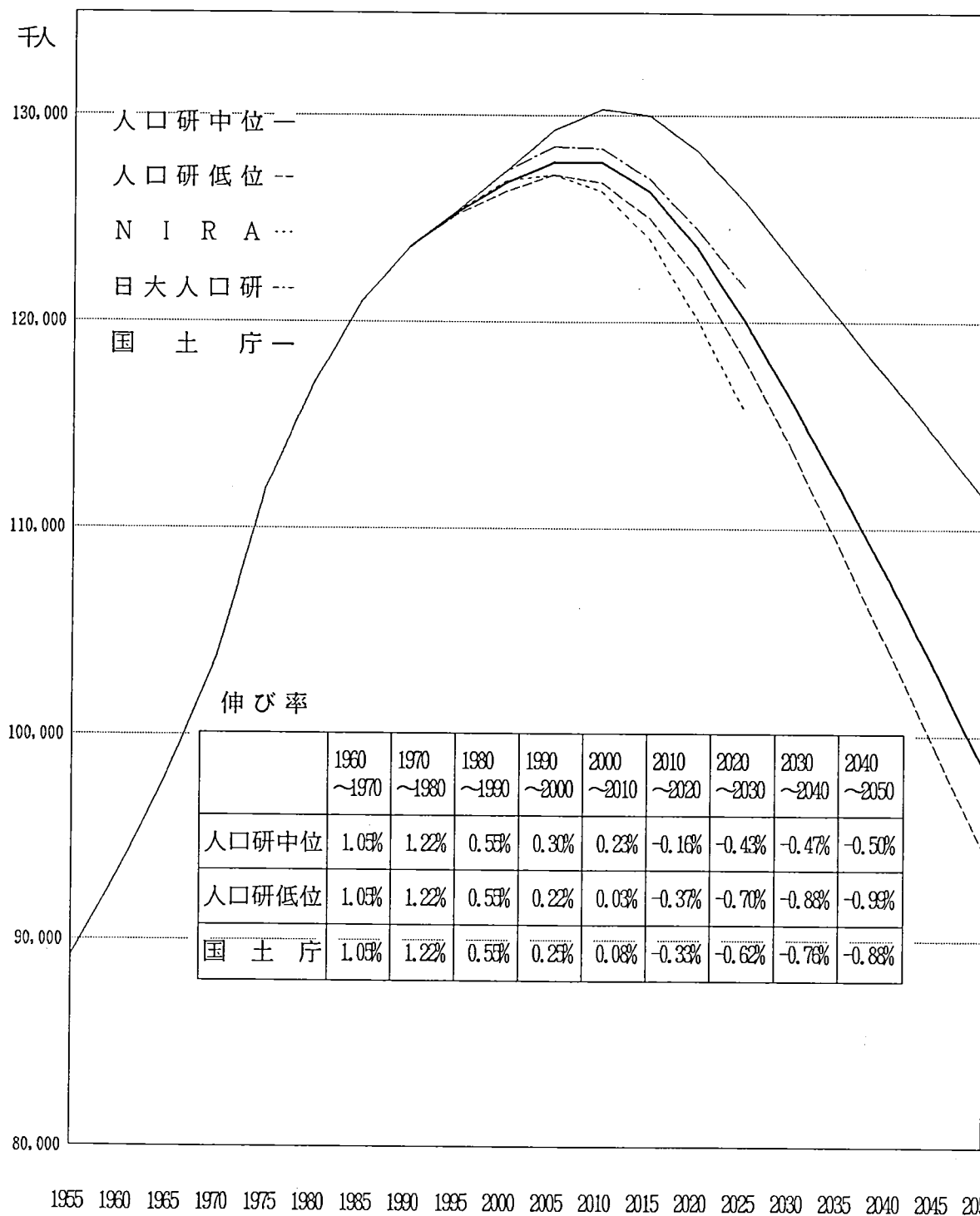
時 期	議 題
平成7年1月～5月	第1回～第6回計画部会の開催
平成7年6月9日	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">計画部会の審議状況について国土審議会へ報告</div>
夏	<div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">}</div> 長期展望と計画課題について
秋	<div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">}</div> 計画の基本的考え方のとりまとめ
平成8年 冬	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">計画の基本的考え方について国土審議会へ報告</div>
春	<div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">}</div> 主要計画課題に係る施策の基本的方向について
夏	<div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">}</div> 新計画の中間案のとりまとめ
秋	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新計画の中間案について国土審議会へ報告</div>
平成9年 冬	<div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">}</div> 新しい全国総合開発計画案について
春	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">国土審議会における新しい全国総合開発計画の諮問、答申</div>

- (備考) 1. 長期展望と計画課題及び主要計画課題に係る施策の基本的方向についての審議にあたっては、計画部会専門委員会での調査検討の成果を活用する。
2. 改定が予定される国土利用計画（全国計画）等と十分調整を図るとともに、地方公共団体をはじめ広く国民各層からの意向聴取に努めるものとする。

全国総合開発計画の策定経緯

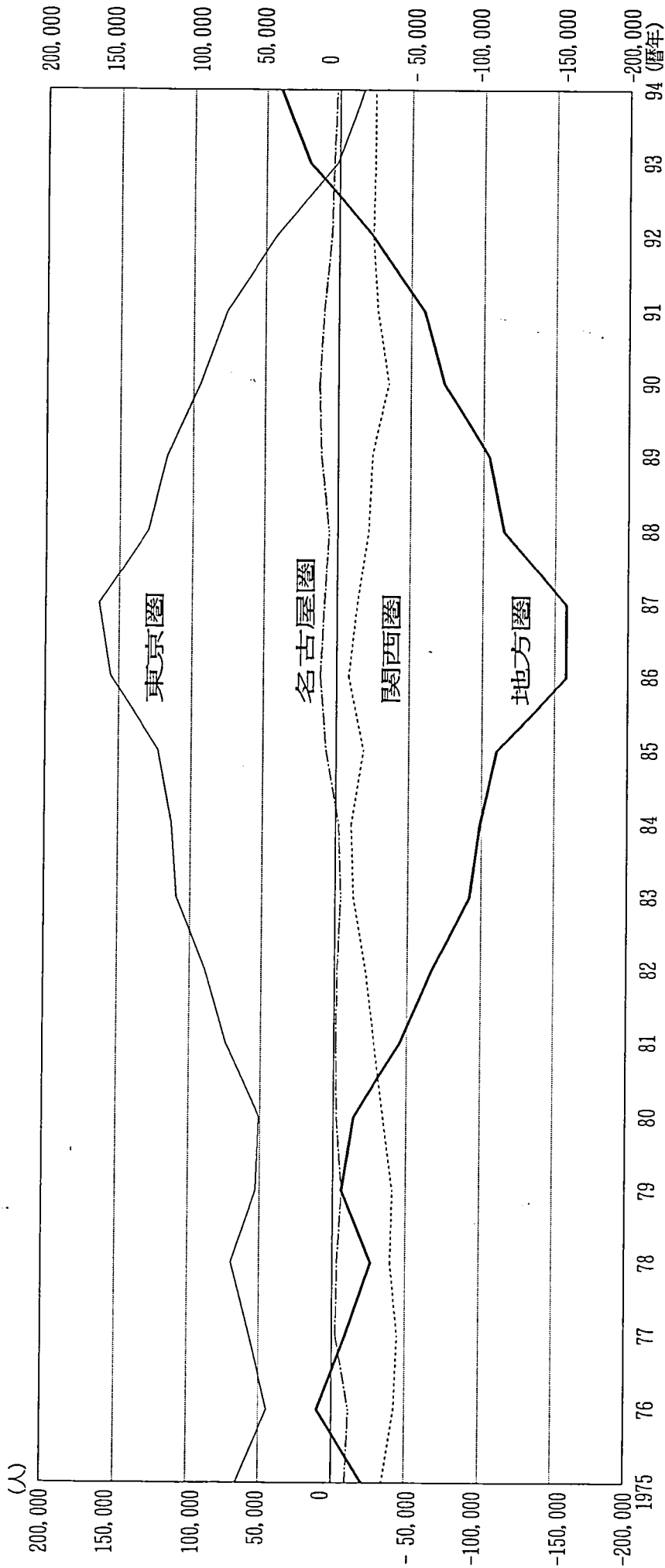
	全国総合開発計画 (全総)	新全国総合開発計画 (新全総)	第三次全国総合開発計画 (三全総)	第四次全国総合開発計画 (四全総)
閣議決定	昭和37年10月5日	昭和44年5月30日	昭和52年11月4日	昭和62年6月30日
策定時内閣	池田内閣	佐藤内閣	福田内閣	中曽根内閣
目標年次	昭和45年	昭和60年	昭和52年から おおむね10年間	おおむね平成12年 (西暦2000年)
背景	1.高度成長経済への移行 2.過大都市問題、所得格差の拡大 3.所得倍增計画 (太平洋ベルト地帯構想)	1.高度成長経済 2.人口、産業の大都市集中 3.情報化、国際化、技術革新の進展	1.安定成長経済 2.人口、産業の地方分散の兆し 3.国土資源、エネルギー等の有限性の顕在化	1.人口、諸機能の東京一極集中 2.産業構造の急速な変化などにより、地方圏での雇用問題の深刻化 3.本格的国際化の進展
基本的課題		1.長期にわたる人間と自然との調和、自然の恒久的保護、保存 2.開発の基礎条件整備による開発可能性の全国土への拡大均衡化 3.地域特性を活かした開発整備による国土利用の再編効率化 4.安全、快適、文化的環境条件の整備保全	1.居住環境の総合的整備 2.国土の保全と利用 3.経済社会の新しい変化への対応	1.定住と交流による地域の活性化 2.国際化と世界都市機能の再編成 3.安全で質の高い国土環境の整備
基本目標	<地域間の均衡ある発展> 都市の過大化の防止と地域格差の縮小を配慮しながら、わが国に賦存する自然資源の有効な利用および、資本、労働、技術等諸資源の適切な地域配分を通じて、地域間の均衡ある発展をはかる。	<豊かな環境の創造> 基本的課題を調和せしめつつ、高福祉社会を旨として、人間のための豊かな環境を創造する。	<人間居住の総合的環境の整備> 限られた国土資源を前提として、地域特性を生かしつつ、歴史的、伝統的文化に根ざし、人間と自然との調和のとれた安定感のある健康で文化的な人間居住の総合的環境を計画的に整備する。	<多極分散型国土の構築> 安全でうるおいのある国土の上に、特色ある機能を有する多くの極が成立し、特定の地域への人口や経済機能、行政機能等諸機能の過度の集中がなく地域間、国際間で相互に補完、触発しあいながら交流している国土を形成する。
開発方式	<拠点開発構想> 目標達成のため工業の分散をはかることが必要であり、東京等の既成大集積と関連させつつ開発拠点を配置し、交通通信施設によりこれを有機的に連絡させ相互に影響させると同時に、周辺地域の特性を生かしながら連鎖反应的に開発をすすめ、地域間の均衡ある発展を実現する。	<大規模プロジェクト構想> 新幹線、高速道路等のネットワークを整備し、大規模プロジェクトを推進することにより国土利用の偏在を是正し、過密過疎、地域格差を解消する。	<定住構想> 大都市への人口と産業の集中を抑制し、一方、地方を振興し、過密過疎問題に対処しながら、全国土の利用の均衡を図りつつ人間居住の総合的環境の形成をはかる。	<交流ネットワーク構想> 多極分散型国土を構築するため、①国民一人ひとりの定住の場であり、かつ様々な主体の交流の場である地域の整備を、それぞれの地域の特性を生かしつつ、地域自らの創意と工夫を基軸として推進する、②国内国際間の人流、物流、情報流の円滑化のための基幹的交通、情報・通信体系の整備を国自らあるいは国の先導的な指針に基づき全国にわたって推進する、③文化、スポーツ、産業、経済等各般にわたる多様な交流の機会を国、地方、民間諸団体の連携により形成する。
主要計画課題 (四全総は「計画実現のための主要施策」)	1.過密地域においては、工場等の新增設の抑制、地域外への移転、都市機能配置の再編成をはかる。 2.整備地域においては、計画的に工場分散を誘導し、また中規模地方開発都市を設定する。 3.開発地域においては、積極的に開発を促進する。	1.交通、通信ネットワークを先行的に整備する。 2.ネットワークに関連させながら大規模プロジェクトを実施する。 3.広域生活圏を設定し、生活環境の国民的標準を確保する。	1.国土の保全、開発、管理を進める。 2.住宅、食糧、エネルギーを確保する。 3.大都市、地方都市及び農山漁村における総合的環境を整備する。 4.教育、文化、医療施設の配置、ネットワークの整備などの国土利用の均衡のための基盤整備をはかる。	1.定住と交流の舞台として安全でうるおいに満ちた国土の形成をはかる。 2.地域の創意工夫を基軸とした個性ある地域づくりを推進する。 3.総合的視点にたった産業振興をはかるとともに生涯を通じた生活の豊かさを実現するための生活基盤を整備する。 4.定住と交流のための交通、情報・通信体系を整備する。

第1図 総人口の推移



- (備考) 1. 総務庁「10月1日現在推計人口」、厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成4年9月推計)」、NIRA「わが国出生率の変動要因とその将来動向に関する研究(1994年8月)」、日本大学人口研究所「超低出生社会における統合モデルに基づく医療分析(1993年1月)」をもとに作成。
2. 国土庁については、総務庁「10月1日現在推計人口」、厚生省「人口動態統計」、「簡易生命表」、「日本の将来推計人口」等をもとに計画・調整局にて推計。
3. 1955年から1990年までの実績値については国勢調査による。

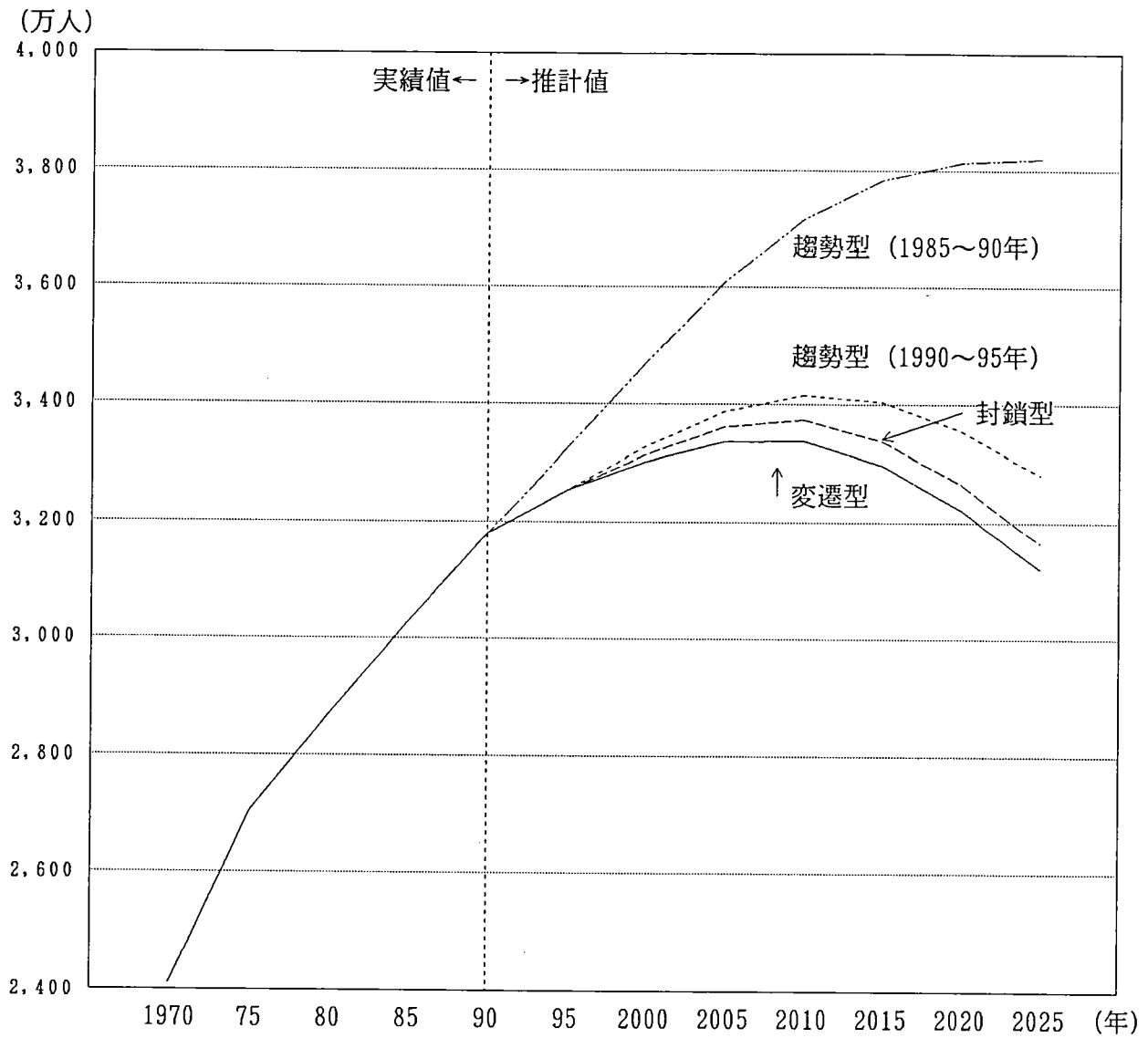
第2図 地方圏の転入超過数の推移



地域別	地域別に見た転入超過数 (単位 千人)												
	1975-1979	1980-1984	1985-1989	85年	86年	87年	88年	89年	90年	91年	92年	93年	94年
地方圏	△ 10.5	△ 63.5	△ 129.2	△ 110.6	△ 158.2	△ 158.2	△ 114.7	△ 104.5	△ 72.6	△ 59.1	△ 24.5	20.1	40.0
東京圏	58.0	87.5	137.9	122.6	155.7	163.6	130.1	117.2	95.0	76.7	43.3	1.2	△ 16.9
うち対地方圏	35.2	62.6	105.9	93.3	123.5	127.2	97.3	88.1	65.8	49.6	23.6	△ 12.7	△ 27.1
関西圏	△ 40.7	△ 21.5	△ 17.3	△ 18.9	△ 8.5	△ 14.0	△ 21.3	△ 23.9	△ 35.0	△ 27.4	△ 24.0	△ 25.0	△ 25.1
名古屋圏	△ 6.8	△ 2.5	8.7	6.9	11.0	8.6	5.9	11.2	12.6	9.9	5.2	3.7	2.1

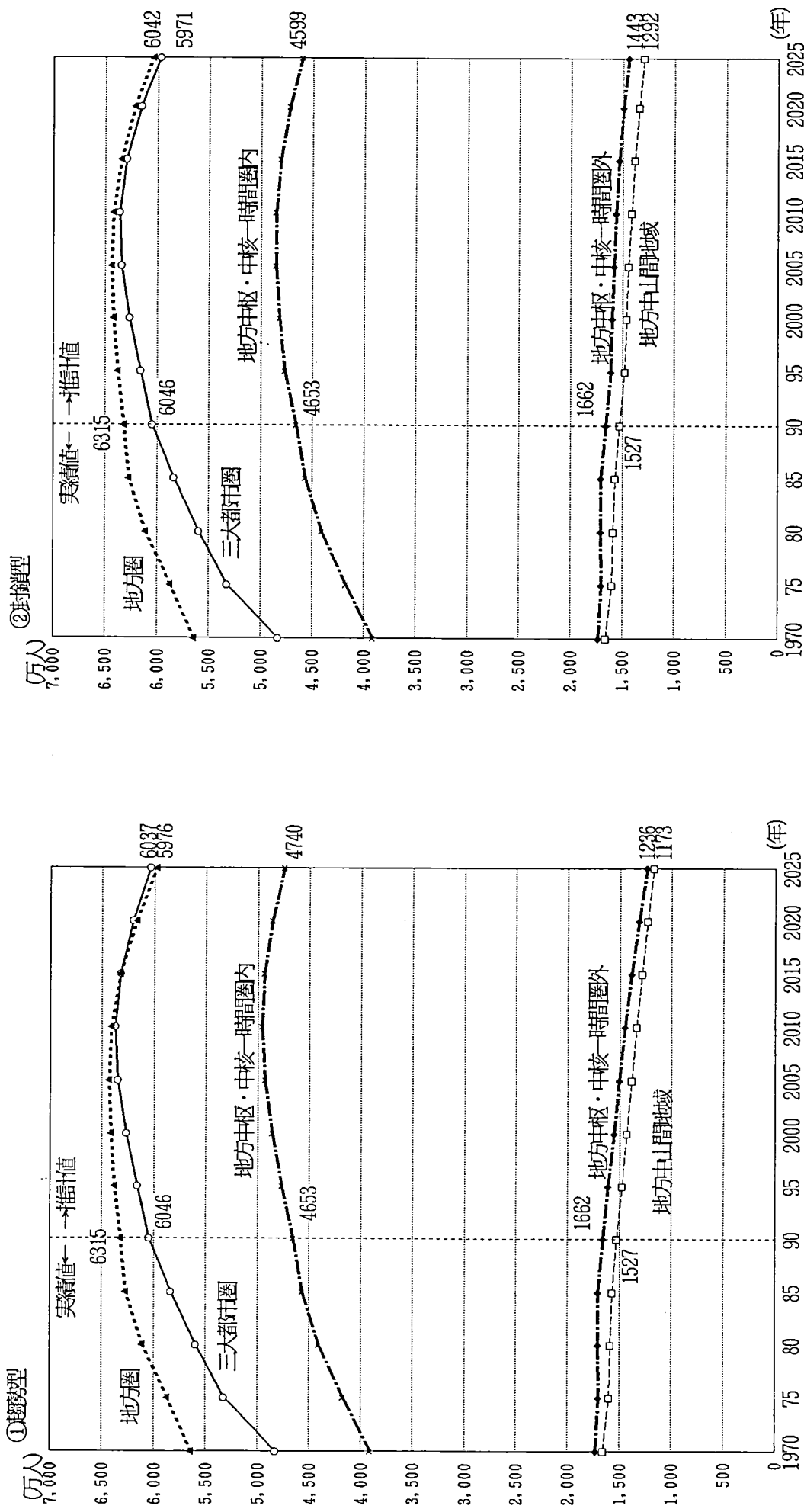
資料：総務庁「住民基本台帳人口移動報告」をもとに国土庁計画・調整局作成。
 注：東京圏：埼玉、千葉、東京、神奈川 関西圏：京都、大阪、兵庫、奈良 名古屋圏：岐阜、愛知、三重
 地方圏：大都市圏以外の地域

第3図 東京圏の人口の推移



- (備考) 1. 総務庁「国勢調査」、「10月1日現在推計人口」、厚生省人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」、厚生省「人口動態統計」等をもとに国土庁計画・調整局試算。
2. 1990年以降の将来人口については、国土庁が全国人口を別途推計した際の生残率及び合計特殊出生率を適用して推計。純移動率については1985~1990年から1990~1995年の純移動率の変化をベースに推計した変遷型、1990~1995年の純移動率が将来にわたって一定と仮定した趨勢型、さらに純移動率がゼロと仮定した封鎖型として推計。

第4図 地域類型別の市町村人口の推移



(備考) 1. 総務庁「国勢調査」、「10月1日現在推計人口」、自治省「住民基本台帳人口要覧」等をもとに国出計画・調整局試算。

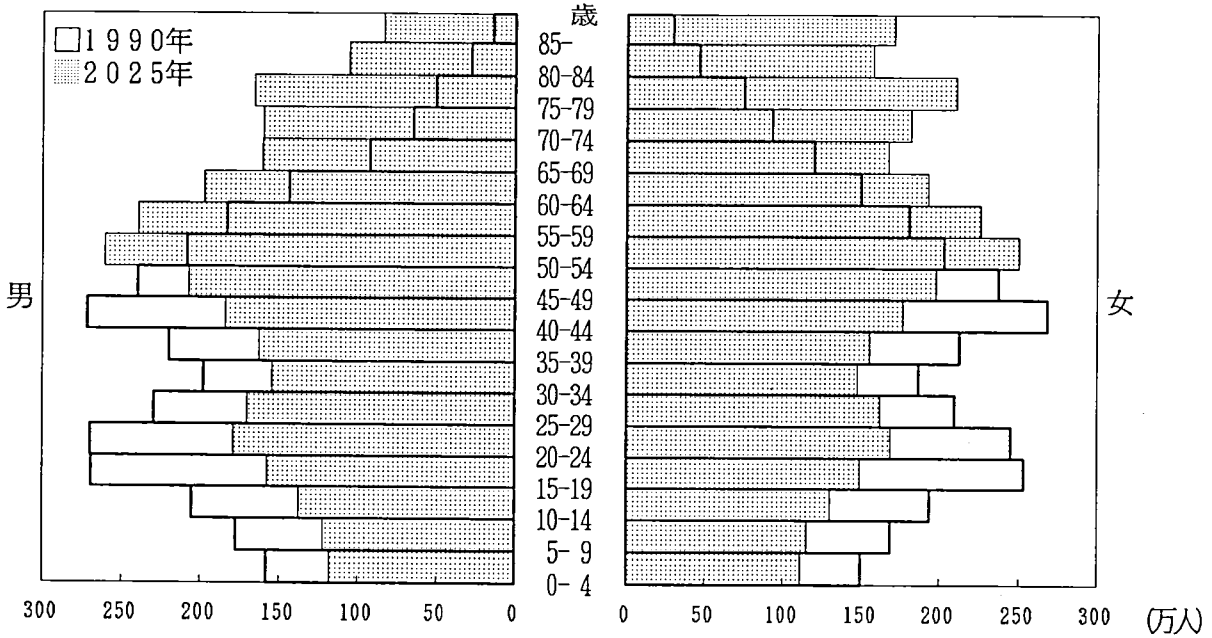
2. 1990年以降の将来人口については、総務庁「10月1日現在推計人口」、厚生省「人口動態統計」、「簡易生命表」、厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成4年9月推計)」等をもとに国出計画・調整局にて都道府県人口を推計した際の生残率、合計特殊出生率を都道府県内市町村に一律に適用して国出計画・調整局試算。趨勢型推計は1990年から1993年までの性別年齢別人口推移率を一定と仮定、封鎖型推計は人口推移率をゼロと仮定した。

3. 三大都市圏は東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、名古屋圏(岐阜県、愛知県、三重県)、関西圏(京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)の計。地方圏はそれ以外の道県の合計。地方中核・中核都市は地方圏における県庁所在地及び1990年において人口30万人以上の都市(うち、中核都市は山形市、仙台市、広島市、福岡市、福岡市)等から1時間圏に到達できる市町村。また、地方中山間地域は農林水産省「農林統計」における地方圏の中間農業地域及び山間農業地域の計。

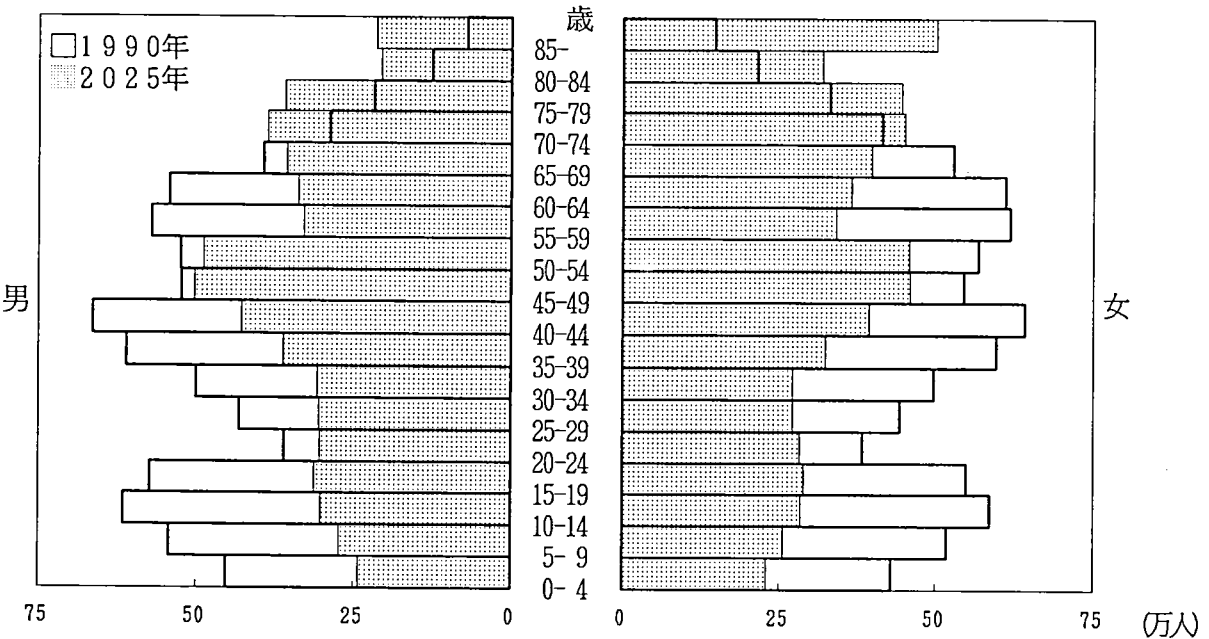
4. 各地域に含まれる市町村の境界は1995年3月15日現在のものである。

第5図 地域類型別人口ピラミッド（国土庁推計趨勢型）

①三大都市圏



②地方中核・中核一時間圏外



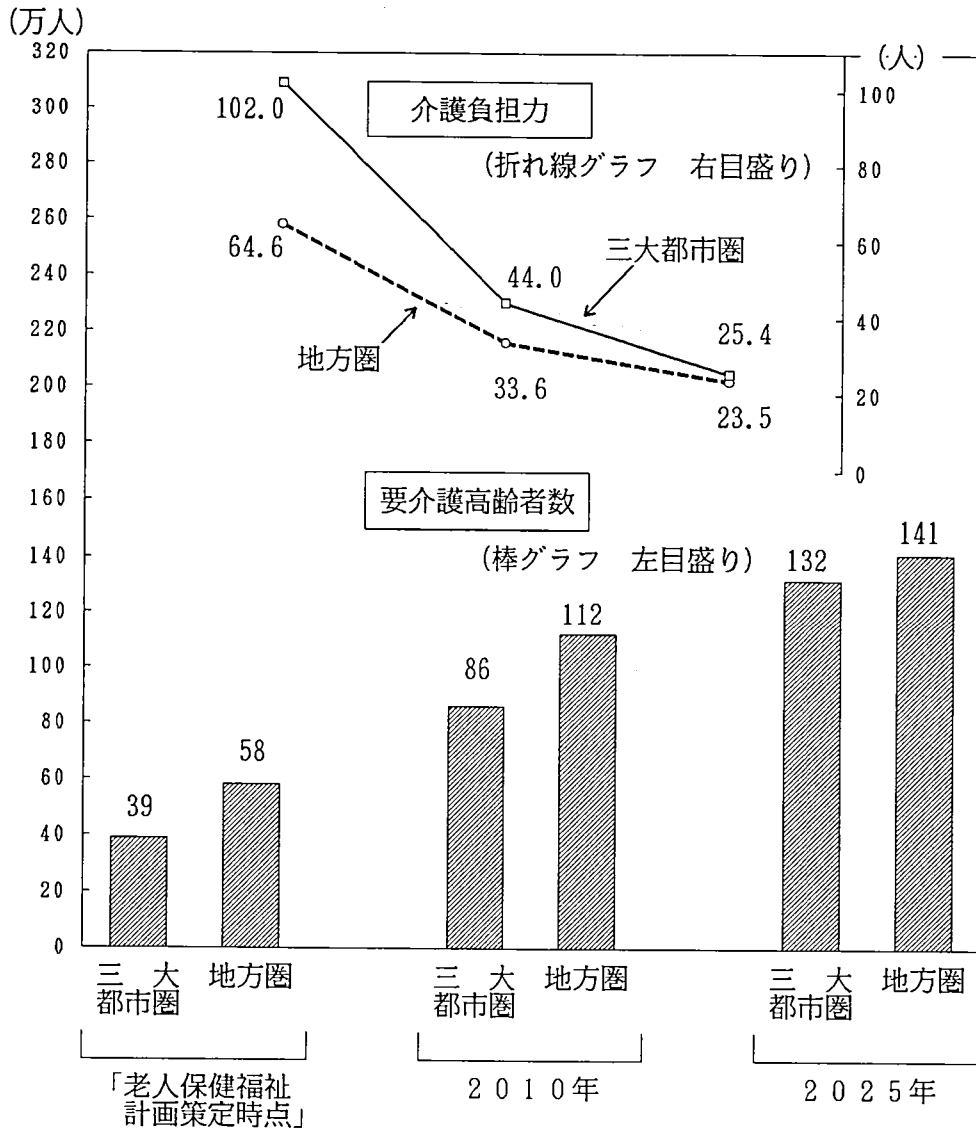
地域類型別年齢階層別人口増減率等の推移（趨勢型）

(1990～2025年)

	三大都市圏		地方中核・中核 都市一時間圏内		地方中核・中核 都市一時間圏外		全 国	
	1990	2025	1990	2025	1990	2025	1990	2025
20～64歳	△ 1.1%		△ 0.8%		△ 3.2%		△ 1.3%	
65～ 歳	+15.5%		+11.5%		+ 3.3%		+11.6%	
全体	△ 0%		+ 2%		△ 2.6%		△ 3%	
(参考) 高齢化率 の推移	1990	2025	1990	2025	1990	2025	1990	2025
	10.2%	25.9%	13.0%	27.4%	16.4%	29.4%	12.1%	26.9%

(備考) 総務省「国勢調査」、「10月1日現在推計人口」、厚生省「人口動態統計」、「簡易生命表」、厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成4年9月推計）」等をもとに国土庁計画・調整局試算。

第6図 地域別にみた要介護高齢者数の推移



- (備考)
1. 各都道府県老人保健福祉計画等より国土庁計画・調整局試算。
 2. 「老人保健福祉計画策定時点」の数値は、都道府県老人福祉計画は策定時点(平成2～5年)の要介護高齢者数(寝たきり高齢者数及び痴呆性高齢者数)を積み上げたもの。
 3. 「介護負担力」とは、20～64歳人口を要介護高齢者数で除したもので、要介護高齢者1人を非高齢者が何人で介護するのかを表したものである。
 4. 三大都市圏とは、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、名古屋圏(岐阜県、愛知県、三重県)、関西圏(京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)を合わせたもので、地方圏とはそれ以外を指す。

平成7年12月8日
建設省

人口問題と建設行政

～高齢者・障害者等に配慮したまちづくり～

建設省では、高齢化、少子化、家族形態の変化等の社会経済環境の変化に対応し、高齢者・障害者を含む全ての人々が生涯を通じて心豊かな生活を送ることができるよう、住宅・社会資本（福祉インフラ）整備の理念、中長期的な施策の方向、整備目標等をまとめた「生活福祉空間づくり大綱」（平成6年6月）に基づき、以下のような観点から施策を実施している。

1. 健康づくりやふれあい・交流の場づくり

(1) いきいきふれあい公園等の整備

- ・福祉施設等と一体となった都市公園の整備
- ・高齢者・障害者等が使いやすいゆったりトイレの整備

(2) うるおいある水辺空間の整備

- ・河川、海岸等の水辺空間における水と緑豊かな散策路、広場、せせらぎ等の整備

2. バリアフリーの生活空間の形成

(1) 高齢者等にやさしい歩行空間の整備

- ・車いすのすれちがえる幅の広い歩道（幅員3m以上）を整備
- ・放置自転車対策としての自転車駐車を整備
- ・病院、福祉施設、駅等の周辺において昇降装置付き立体横断施設を整備
- ・都心交通改善事業を拡充し、路面電車停留所にスロープ、上屋を設置する等のバリアフリー化等を推進
- ・駅前広場やペDESTリアンデッキ等の交通結節点のバリアフリー化の推進
- ・駅前等において、鉄道、バス事業者と連携して高齢者等を含めたすべての人が快適に移動できるよう施設整備を重点的、集中的に実施する駅内外歩行者快適化作戦を推進

(2) 障害者等の利用に配慮した官庁施設の整備

- ・官庁施設における身体障害者用エレベーターやスロープの整備、視覚障害者誘導用ブロックの設置等

(3) 都市開発における社会福祉施設等の立地促進

- ・社会福祉施設等を導入する市街地再開発事業に対して手厚い補助を実施
- ・デイサービスセンター等を対象施設として住宅・都市整備公団等による立替施行（融資）を実施
- ・土地区画整理事業により、社会福祉施設等の適正な立地を促進

(4) 不特定多数の者が利用する建築物の整備促進

- ・「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）に基づく認定建築物に対する助成措置（補助、融資、税制特例等）

3. 福祉の基礎的なインフラである住宅の充実

(1) 公共賃貸住宅バリアフリー化の推進

- ・新設するすべての公共賃貸住宅について、手すりの設置又は設置準備、床段差の解消、住棟アプローチのスロープ化等、長寿社会対応を標準化

(2) 高齢者等に配慮した住宅への住宅金融公庫の割増融資の実施

- ・高齢者対応構造工事に対する割増融資
- ・住宅改良工事に係る高齢者・身体障害者用設備設置工事に対する割増融資
- ・高齢者同居住宅、二世帯住宅等に対する割増融資 等

(3) シルバーハウジング・プロジェクト

- ・高齢者の生活特性に配慮した設備等を備え、ライフサポートアドバイザーによる日常の生活相談等のサービスの提供がなされる公共賃貸住宅の供給を推進

(4) シニア住宅の供給促進

- ・高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様の採用、日常の安心を確保するサービスの提供、高齢者に配慮した家賃の支払い方法の採用等特別の措置を講じたシニア住宅の供給を推進

4. 安全で豊かな生活を支える地域的基盤づくり

(1) 床上浸水対策の推進

- ・高齢者等にとって大きな負担となる床上浸水の解消を図るため、河川改修、調節池整備等の治水対策を集中的・集約的に実施
- ・2000年までに慢性的な床上浸水を解消

(2) 激甚災害対策特別緊急事業の採択要件の緩和

- ・高齢化の著しい地域等における河川・砂防・地すべり対策事業に係る激甚災害対策特別緊急事業の採択要件を緩和

(3) 災害弱者に関連した施設に係る土砂災害対策の推進

- ・病院、老人ホーム等災害弱者に関連した施設が立地する地域における急傾斜地崩壊対策事業の採択要件の緩和等を通じた土砂災害対策の推進

(4) 交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業の推進

- ・地域的制約により相互の交流が遅れている市町村間等を連絡し、医療・福祉施設などへのアクセスの促進等に資する大規模なトンネルや橋梁の整備を重点的に推進

健康で心豊かに生きるための 住宅・社会資本整備を目指して

生活福祉空間づくり大綱の概要



建設省

福祉インフラの整備をめざして

我々は今、21世紀の本格的な高齢社会への扉を開こうとしています。
高齢社会をいきいきとした福祉社会とするため、21世紀初頭までに量的にも質的にも十分な福祉インフラのストックを形成することが必要です。

このため、建設省は生活福祉空間づくり大綱を策定しました。





目 次

●『生活福祉空間づくり大綱』について	3~4P
●1.健康づくりやふれあい・交流の場づくり	5~8P
●2.バリアフリーの生活空間の形成	9~10P
●3.生涯を通じた安定とゆとりのある住生活の実現	11~12P
●4.安心して子供を産み育てることができる 家庭・社会環境づくり	13~14P
●5.地域的基盤づくり	15~16P
●施策を推進するために	17P

「生活福祉空間づくり大綱」について

建設省では平成6年6月に「生活福祉空間づくり大綱」をまとめました。

この大綱は、高齢者・障害者を含む全ての人々が生涯を通じて心豊かな生活を送ることができるよう住宅・社会資本（福祉インフラ）整備の理念、中長期的な施策の方向、整備目標等をまとめたものです。

建設省では、今後、この大綱を福祉インフラ整備の基本指針として活用し、整備目標の実現に向け総力をあげて取組みを推進していきます。

生活福祉空間づくり大綱の理念

社会経済環境の変化

- 高齢化
- 労働時間の短縮
- 高度情報化の進展
- 少子化
- 家族形態の変化



21世紀の生活像・社会像

- 個人の自立した生活と人間としての尊厳を保障される社会
- 健康で交流、ふれあい、生きがいのある生涯
- 事故や災害等の心配のない安全・安心な社会
- 居住の安定と豊かな家庭生活



建設行政の方向

- 建設行政の視点を、高齢者、障害者はもとより、子供、女性等を含めた幅広いものへと転換
- 本格的な高齢社会に備えた十分な福祉インフラストックの形成

福祉インフラについて

本大綱は、次のような住宅・社会資本を「福祉インフラ」と定義づけ、これを整備することにより、単なる物理的な障害の除去などに止めることなく、生きがいの創出、健康の増進、多様で豊かな人的交流と社会参加等を視野にいれ、全ての人々が生涯を通じて、心豊かな生活を送ることができるようにします。

- 主として高齢者、障害者、子供などを対象とし、またはその利用に配慮した住宅・社会資本
(例: 道路、公園等のバリアフリー化や高齢化対応仕様の住宅の普及)
- 高齢者、障害者を含む全ての人々が、生涯を通じて、健康で心豊かに生きるための住宅・社会資本
(例: 公園や歩行者広場の整備)
- 健康で心豊かな生活を支えるために必要な、地域的基盤を整備する住宅・社会資本
(例: 広域救急医療を支えるために必要な地域高規格道路や、床上浸水被害の解消)

福祉インフラを次の5つの観点から整備することを通じて、いきいきとした福祉社会を実現することとしています。

視点1 健康づくり・ふれあい・交流の場づくり

視点2 バリアフリーの生活空間の形成

視点3 安定とゆとりある住生活の実現

視点4 安心して子供を産み育てられる家庭・社会の環境づくり

視点5 地域的基盤づくり

いきいきとした福祉社会の実現

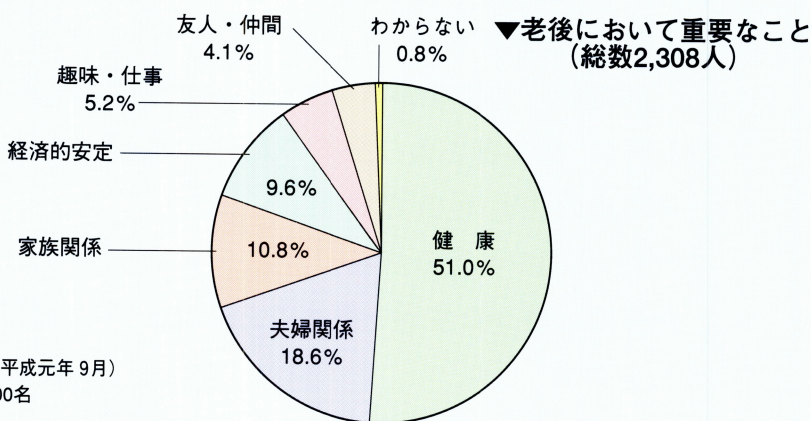
1.健康づくりやふれあい・交流の場づくり

(1)健康づくり等の推進

健康はあらゆる活動の源泉であり、生涯を通じて健やかに過ごせるようにしていくことが、重要です。

このため、健康づくりに役立つ公園等の整備、社会的心療効果を有する河川や樹林地等の整備を推進します。

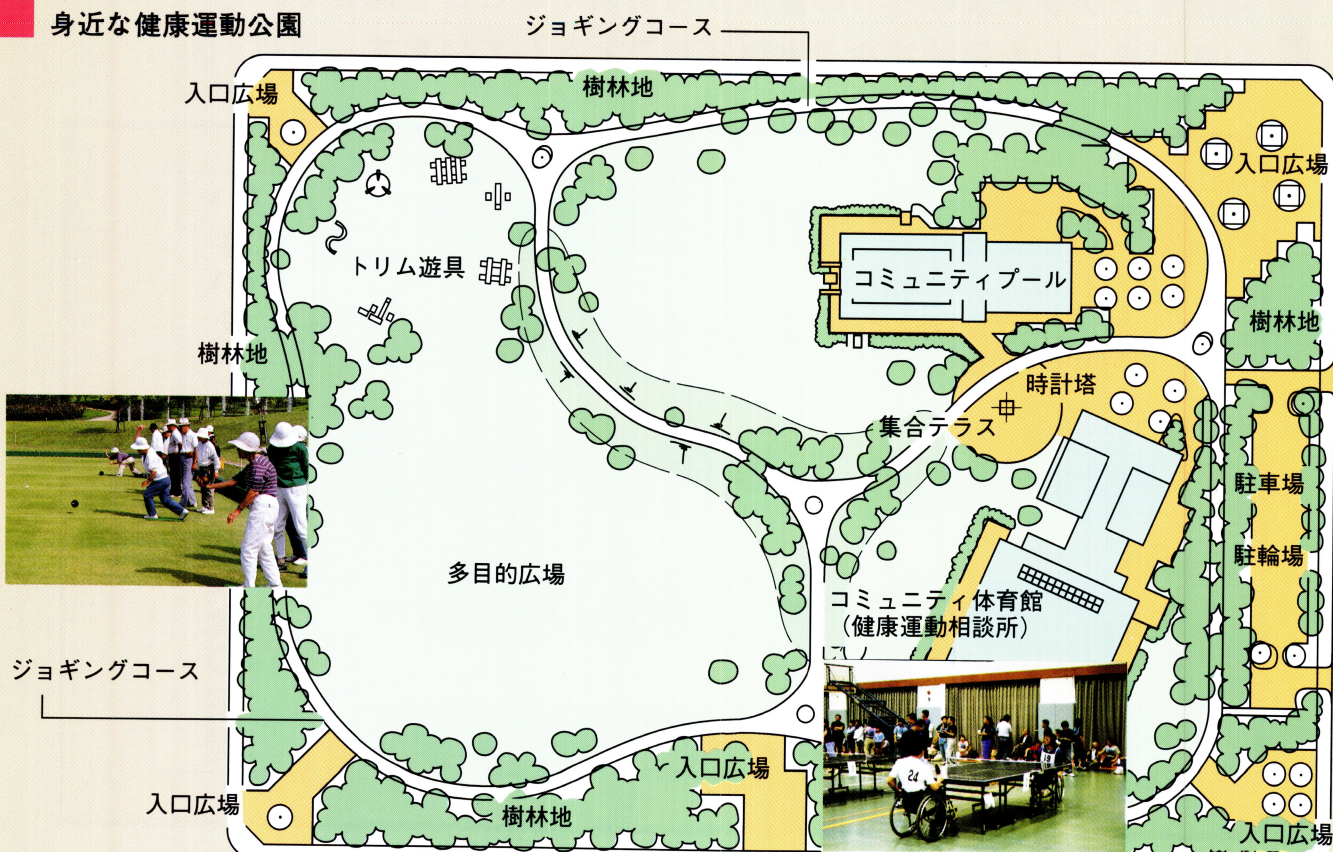
健康に対する国民ニーズの高まり



総務庁長官官房老人対策室
「長寿社会における男女別の意識の傾向に関する調査」(平成元年9月)
による。調査対象は、全国30歳以上70歳未満の者3,000名

日常的な健康づくりに役立つ公園、ジョギングロード、自転車専用道路の整備等を進めます。また、都市公園等において、健康運動施設等の整備や社会福祉施設との一体的な整備に努めます。

身近な健康運動公園

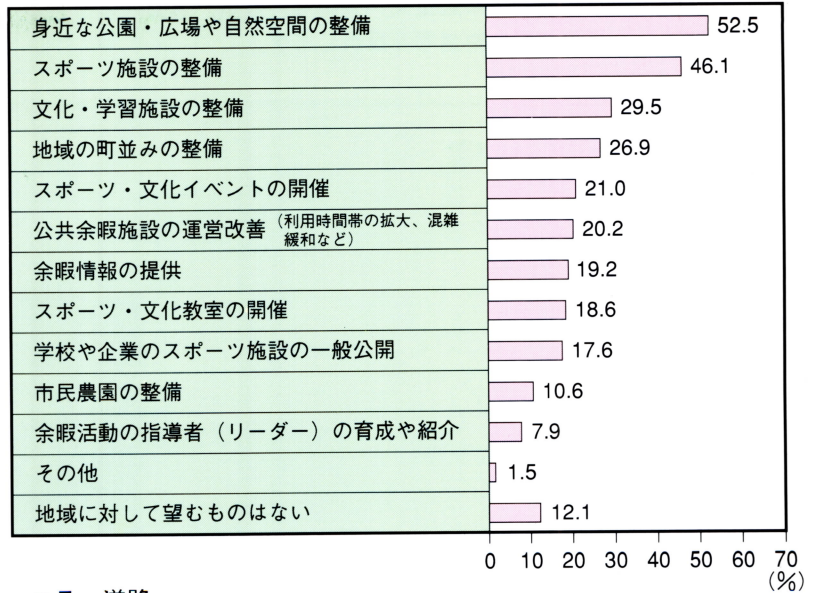


(2) ふれあいや交流の場の整備

高齢期をより充実したものとするため、スポーツ、レクリエーション、ボランティア活動への参加等の多様な交流やふれあいを可能とする場の整備を推進します。

▶ 時間的ゆとりが増えた場合の地域社会に対する要望

- 注) 1.建設省資料
2.原データ：(財)余暇開発センター「レジャー白書'93」
3.調査対象：全国15歳以上男女、有効回収数3,239人
4.調査時期：平成4年12月



道路において「たまり」空間としての歩行者広場やコミュニティ道路等の整備を推進します。

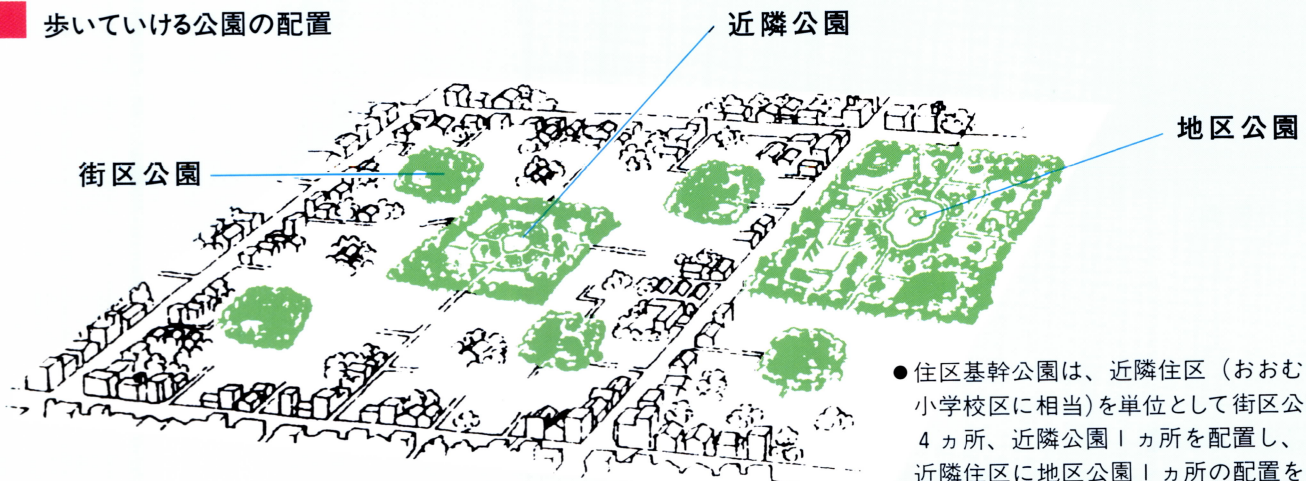
コミュニティ道路の整備例



(東京都 北区)

誰もが歩いて行ける範囲内に公園を整備します。

歩いていける公園の配置



- 住区基幹公園は、近隣住区（おおむね小学校区に相当）を単位として街区公園4カ所、近隣公園1カ所を配置し、4近隣住区に地区公園1カ所の配置を標準としています。

社会福祉施設等とあわせた住宅団地の整備や再開発事業等によりシルバー人材センター等の就業支援施設などの立地を誘導します。
また、市民農園の整備や水辺空間、公園等の整備、官公庁施設における開かれた緑化空間の整備等を推進します。

市民農園のイメージ図



(練馬区 土支田農業公園)

水辺空間整備のイメージ図



(まほろばの川づくりモデル事業)

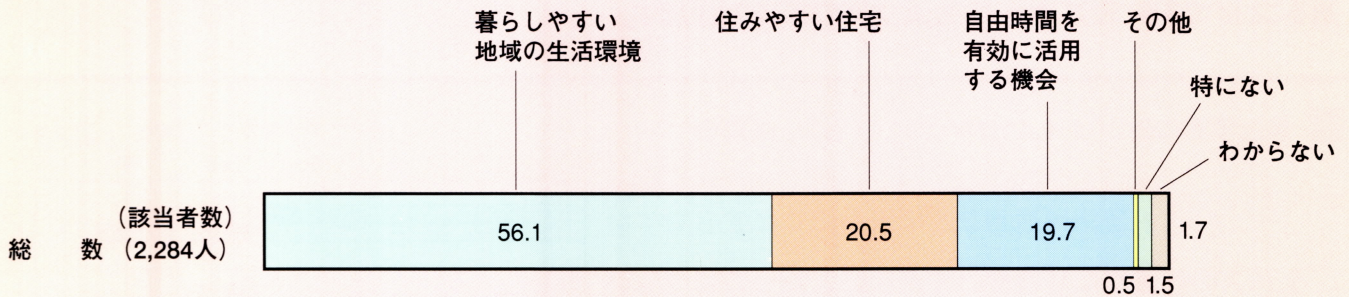
整備目標

項目	21世紀初頭の整備目標
公園の整備	概ね全ての市街地において歩いて行ける範囲に公園のネットワークを整備(約110,000箇所)し、全ての公園内に障害者等の利用に配慮したゆったりトイレを設置
	健康運動公園を中学校区に概ね1箇所整備(約10,000箇所)
	市民農園を中学校区に概ね1箇所整備(約10,000箇所)
水辺空間の整備 (河川、海岸等の水辺空間に水と緑豊かな散策路、広場、せせらぎ等を整備)	市街地を重点に、全国ほぼ全ての市町村において1箇所以上整備(約6,600箇所)

(3) コミュニティ活動の充実

近隣社会であるコミュニティを充実し、地域及び家庭での生活を豊かで有意義なものにします。

高齢期における快適性について



公園や河川の愛護に関するボランティア活動の支援を進めるとともに、市民に対し、公園や河川敷を植栽や花壇等としての利用に開放します。

ラブリバー制度による河川愛護活動の例



住民の参加する河川愛護団体と地元市町村と河川管理者との連携により、河川の清掃等、愛護活動を実施しています。

(伊賀川 愛知県岡崎市)

2. バリアフリーの生活空間の形成

(1) バリアフリーの生活空間の実現

高齢者、障害者を含む全ての人々が、安全かつ円滑に日常生活を送ることができるバリアフリーの生活空間の実現を図ります。

最近困難に感じられるようになったこと(%)—高齢者

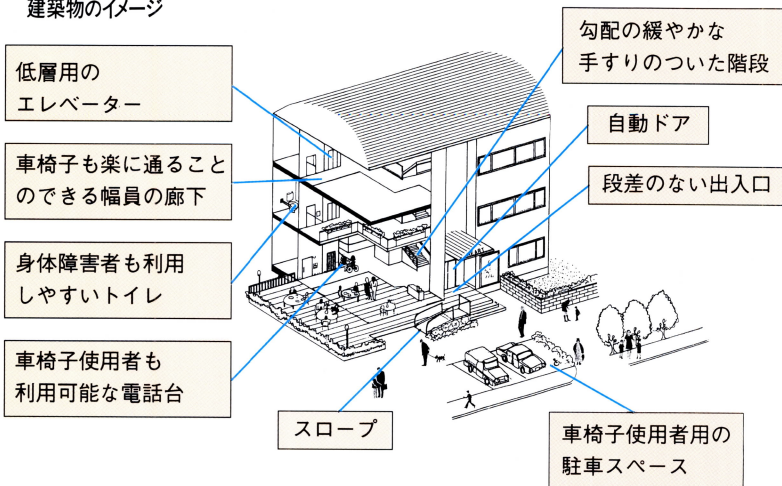
1. 道路や建物などの段差につまずきやすい
2. バスの停留所に屋根やいすがないと待つのがつらい
3. 歩道橋を渡るのはつらい
4. 商品の価格表示や美術館などの説明表示が小さくてみにくい
5. 階段で手すりのないところは上り下りしにくい



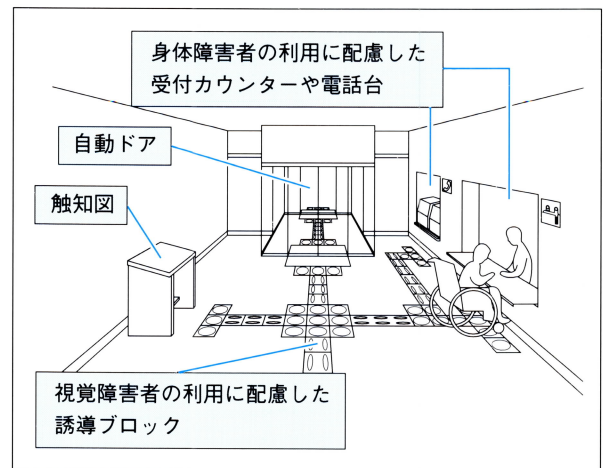
(出典) 商品科学研究所「高齢者が快適に暮らせる社会施設の条件の調査研究」(1992)

建築物について、その用途や利用形態などに応じ、高齢者、障害者を含む全ての人々が利用しやすいものとするを目標として、必要な誘導・誘導措置の拡充を進めます。

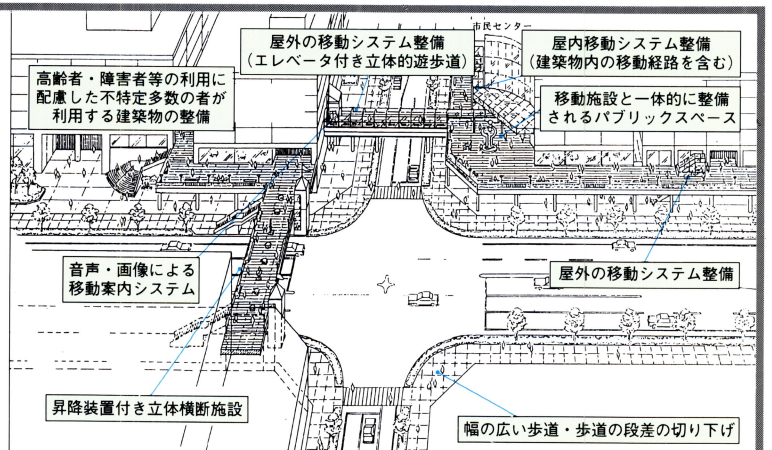
▼高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物のイメージ



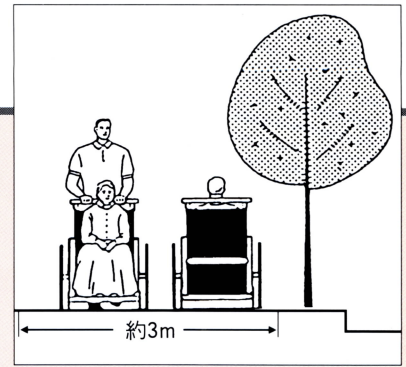
▼高齢者等に配慮した官庁施設の整備 (新たな基準を定めてよりきめこまやかな整備を実施)



建築空間と道路空間が一体となったバリアフリー化のイメージ

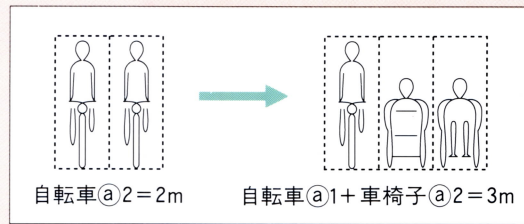


道路、公園等の公共施設のバリアフリー化を一層推進するとともに、幅の広い歩道の整備や電線類の地中化の推進により安全・快適な歩行環境の創出に努めます。



■ 幅の広い歩道の例

幅の広い歩道の幅員の考え方
(道路構造令改正)



■ 交通結節点のバリアフリー化のイメージ図

鉄道事業者などと協力して、自由通路、ペDESTリアンデッキ、エレベーターの整備など交通結節点のバリアフリー化を進め、公共交通機関の円滑な利用の確保を図ります。

(船橋駅北口)



(2) 計画的なデイサービスセンター等の整備

高齢者等の日常生活圏内に計画的かつ緊急にデイサービスセンター等の社会福祉施設の立地を進めます。

- 土地区画整理事業において換地の特例等を活用し、市街地の中に計画的にデイサービスセンター等の立地を促進します。
- ニュータウンにおける機能配置計画にあたって、福祉の視点を明確化しデイサービスセンター等の計画的配置を推進します。

整備目標

項目	21世紀初頭の整備目標
車椅子がすれ違い、歩行者が安全に通行できる幅の広い歩道の整備	市街地や住宅地等の2車線以上の道路及び幹線道路で歩行者が頻繁に通行する区間26万kmのうち約50%(13万km)を整備
高齢者等に配慮した官庁施設の整備(新たな基準を定めてよりきめこまやかな整備を実施)	窓口業務を持つ官庁施設等の全てについて改修等を実施(約1,500箇所)
駅前広場等交通結節点のバリアフリー化(自由通路、ペDESTリアンデッキの整備等)	大都市圏の大部分の駅や地方圏の主要な都市の中心駅(乗降客概ね5千人/日以上以上の駅)の約5割(約2,000箇所)について整備
道の駅の整備(併せて、障害者等が利用しやすいトイレを設置)	主要幹線道路において、道の駅以外の民間の休憩施設等と併せて、施設間隔が10~20km(最大25km程度)となるよう道の駅を整備(約1,000箇所)

3.生涯を通じた安定とゆとりのある住生活の実現

(1) 自立した日常生活や在宅介護の実現

住宅は家庭内における高齢者等の介護の場としても重要な役割を果たしていく必要があります。
このため、住宅のバリアフリー化を進めます。

高齢者の住宅での事故の発生状況

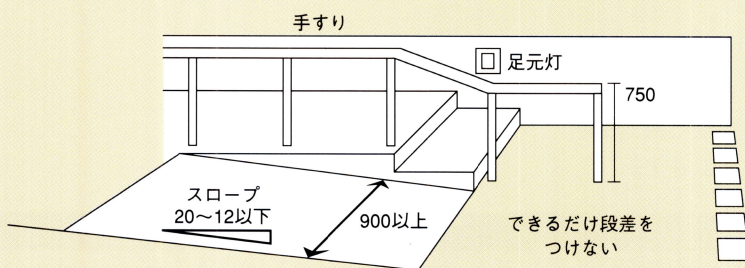
	全年齢(人)	65歳以上(人)	65歳以上の割合(%)
家庭での事故死総数	5,746	3,408	59.3
うち住宅事情に係る事故死	2,260	1,535	67.9
1.浴槽等での溺死	1,028	643	62.5
2.スリップ、つまずき等 同一平面上での転倒	660	584	88.5
3.階段またはステップ からの墜落、転倒	315	194	61.6
4.建物からの墜落等	257	114	44.4

資料：厚生省「人口動態統計」昭和62年

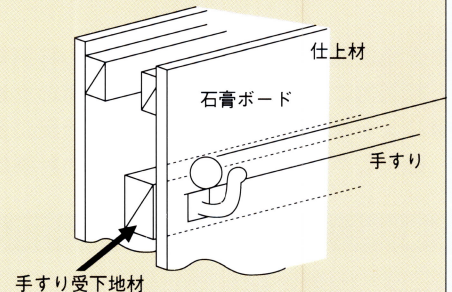
住宅における手すりの設置等の高齢化対応仕様の普及を促進するため、設計指針を策定・公表します。また、高齢者対応住宅へのリフォームの促進を図るための指針となるマニュアルを策定します。

高齢化対応仕様の例

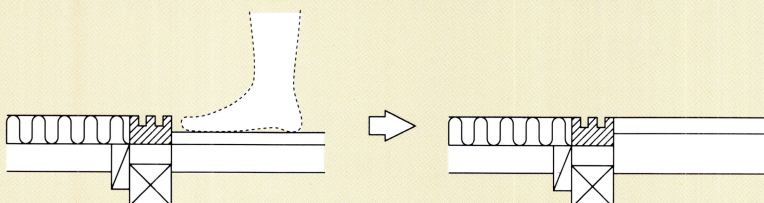
1.容易に住棟にアプローチできるよう、屋外通行部分におけるスロープの採用や階段等への手すりの配置を行う。



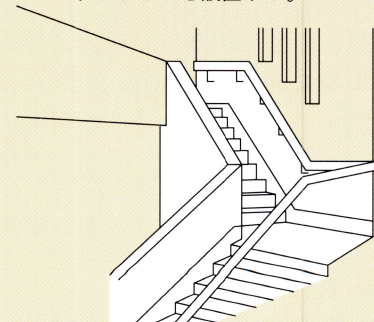
3.浴室、便所に手すりを配置するか、将来手すりの配置ができるよう、あらかじめ壁を補強しておく。



2.敷居等のつまずき易い段差を解消する。

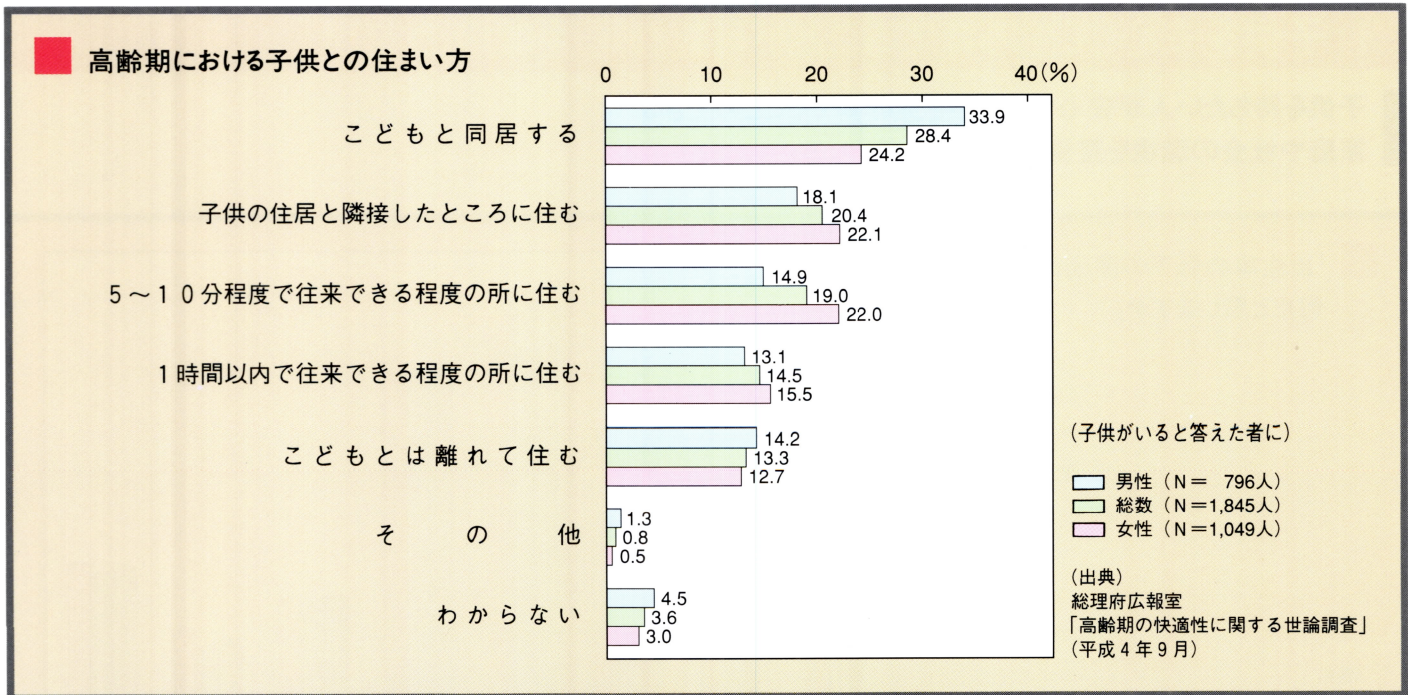


4.共用階段および住戸内に手すりやフットライトを設置する。

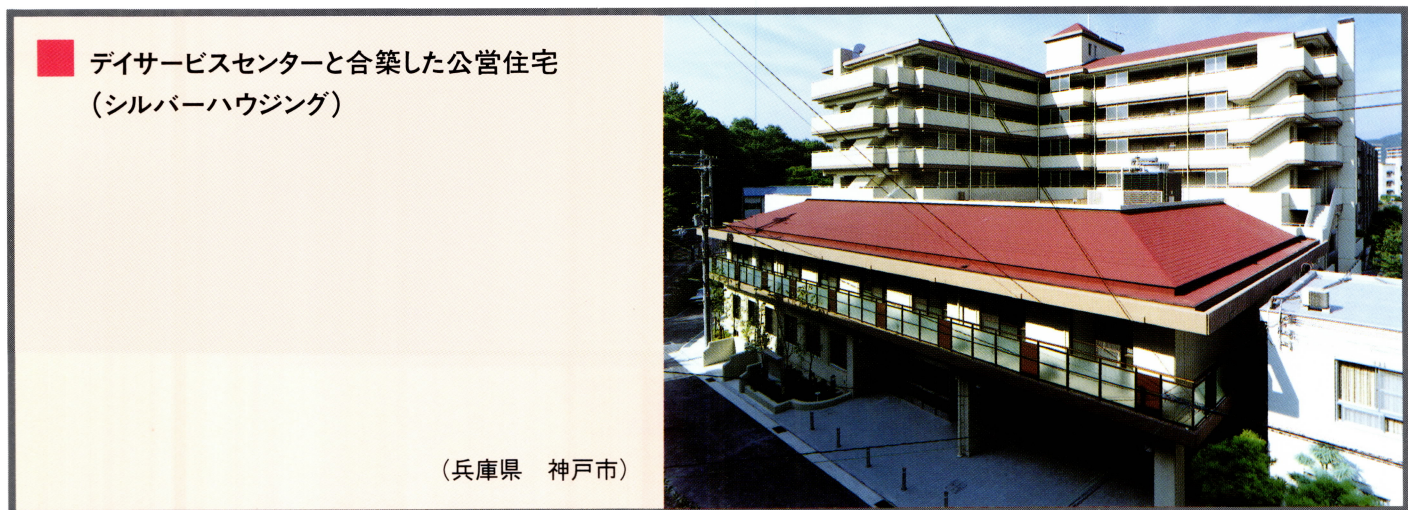


(2) 多様な住まい方の選択の実現

今後の高齢者等のライフスタイルの一層の多様化にあわせて、個人の意思等により、自由に住まい方を選択することを基本としつつ、安心して生活を送ることができるようにします。



デイサービスセンター等の社会福祉施設と連携したシルバーハウジング等の供給を促進します。



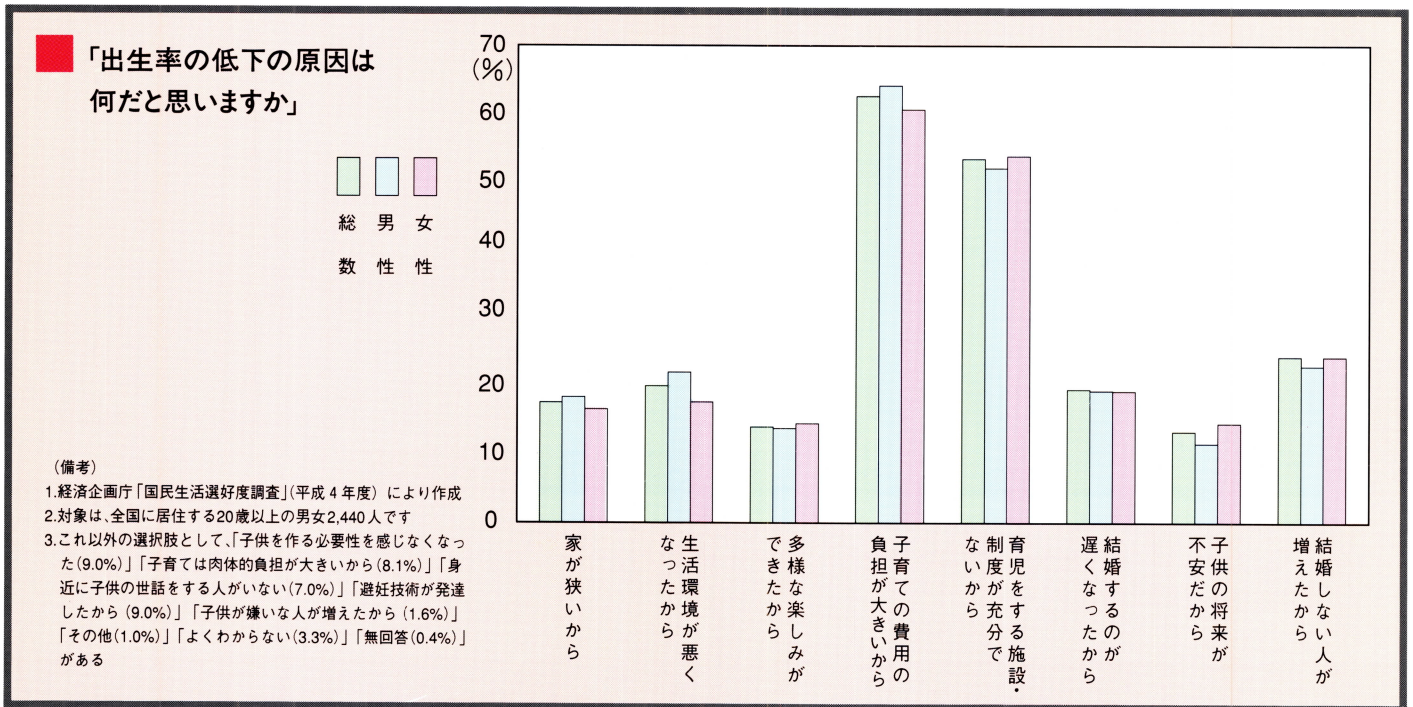
整備目標

項目	21世紀初頭の整備目標
高齢者の安全に配慮した住宅の整備 (民間住宅も含む、床段差解消、手すり設置等を行った高齢化対応仕様住宅)	高齢者を含む世帯の数の概ね1/4程度に相当する約500万戸を確保
高齢者向け公共賃貸住宅 (高齢化対応仕様等を採用し、入居優遇等を行う住宅)	上記のうち、特に居住の安定を図る観点から、高齢者世帯等にに向けて、約35万戸の公共賃貸住宅を供給

4. 安心して子供を産み育てることができる家庭・社会環境づくり

(1) 子供を安心して産み育てることが可能な居住環境の実現

子供を持ちたい人が安心して子供を産み育てることのできる家庭や社会の環境を整備します。



児童の通学時等の安全を確保するため、通学路の整備を重点実施します。



■ 点検結果の例

歩道	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車交通量の多い道路に歩道が無く危険。 ● 車道と歩道の間に段差があり、つまずきやすい。
立体横断施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車交通量が多く、道路幅員が広い箇所における横断のため、横断歩道橋の設置が必要。
防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通量が多く防護柵の設置が必要。 ● 防護柵の途切れた箇所や破損箇所があり危険。

子供が自然とふれあい安全に遊べる場として公園や水辺空間を整備します。

公園の整備例



(2) 就業と家庭生活の両立を支援する住まいづくり・まちづくり

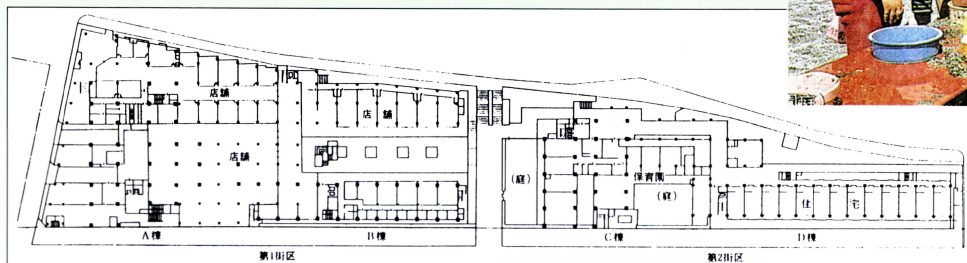
住まいづくり・まちづくりにおいても仕事と家庭生活の両立が図れるよう支援します。

土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施に際して、育児等を支援する保育所等の生活利便施設を、通勤経路等の勤労者にとって便利な場所に立地を誘導することにより、就業と家庭生活の両立を支援します。



市街地再開発事業に保育所を併設した例

1階平面図



(東京都西大久保：保育所は地権者として参加)

整備目標

項目	21世紀初頭の整備目標
公園の整備(再掲)	概ね全ての市街地において歩いて行ける範囲に公園のネットワークを整備(約110,000箇所)し、全ての公園内に障害者等の利用に配慮したゆったりトイレを設置
水辺空間の整備(再掲) (河川、海岸等の水辺空間に水と緑豊かな散策路、広場、せせらぎ等を整備)	市街地を重点に、全国ほぼ全ての市町村において1箇所以上整備(約6,600箇所)

5. 地域的基盤づくり

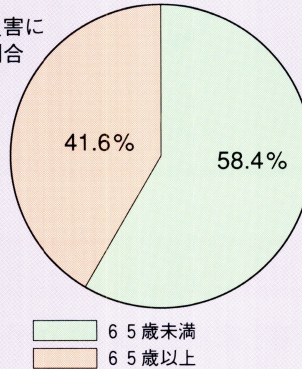
(1) 災害などの危険がなく、安心して暮らせる社会の構築

高齢者等は、災害の認知が遅れたり避難に時間を要することなどにより災害の犠牲者になりやすいことから、災害に対する安全、安心を確保します。
また、雪国における冬期間の積雪時の快適な生活環境を確保します。

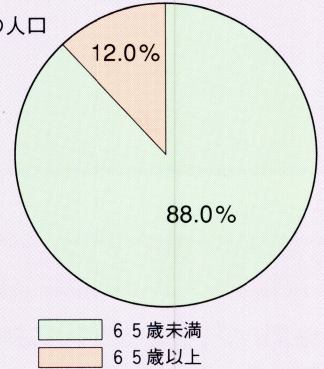
平成5年土砂災害の実態

平成5年土砂災害による死者・行方不明者のうち、高齢者が約4割を占めています。

平成5年土砂災害による犠牲者の割合

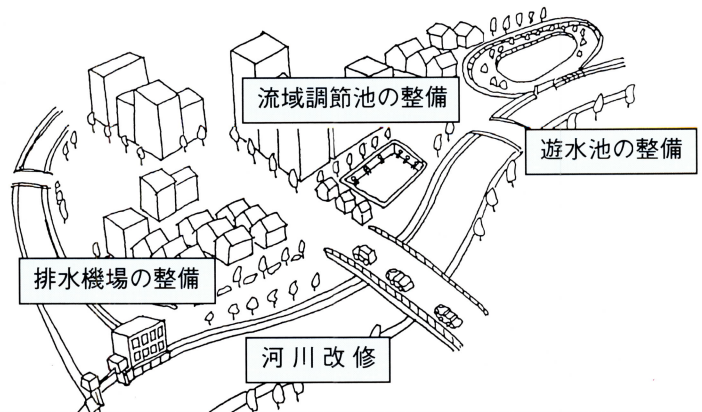


日本の人口構成



特に高齢者等に経済的・身体的に大きな負担となる床上浸水被害が頻発している地域について、早期に慢性的な被害の解消を図ります。

床上浸水対策のイメージ図

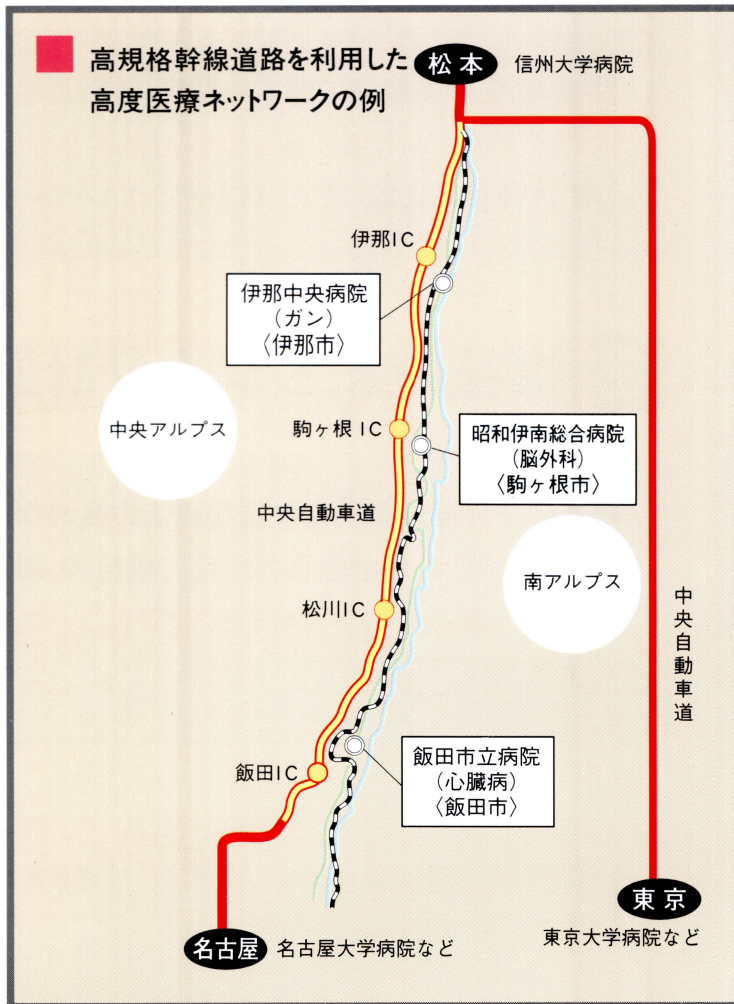


積雪地域において、ロードヒーティング、消雪パイプ等の整備促進や歩道除雪を実施することにより積雪時の快適な歩行環境を確保します。

ロードヒーティングの例

(2) いくつかの市町村にまたがる地域の基盤の整備

いきいきとした福祉社会を築くためには、広域的に展開される諸活動を支える地域の基盤の整備が不可欠です。特に、過疎地域等の高齢化の進んだ地域においては、コミュニティの維持のために地域活性化のための施策を推進します。



地域の中心都市との連絡や、高度医療機能の利用など広域救急医療を支えるため、地域高規格道路やトンネル・橋梁等の交通ネットワークを整備します。

広域的なレクリエーション需要に対応するため、オートキャンプ場などの整備を進めます。



整備目標

項目	21世紀初頭の整備目標
床上浸水対策の推進	2000年までに浸水被害が頻発している全国約450市町村について慢性的な床上浸水被害を解消
高齢者等災害弱者の関連施設(老人ホーム、病院等)を保全する土砂災害対策の推進	災害弱者関連施設を保全対象に含む土砂災害危険箇所を概ね解消
積雪地域における歩行環境の確保(歩道除雪の実施、ロードヒーティング、消雪パイプ等の消融雪装置や流雪溝の整備)	通学路や歩行者の多い歩道を重点に、積雪地域の歩道全体の約7割(約50,000km)を確保
地方部の市町村相互を連絡する道路の整備	概ね全ての市町村について、近隣都市や関連の深い隣接市町村との連絡時間を30分以内とする
市町村の区域を超える広域レクリエーションに対応する大規模公園の整備	概ね広域的な生活圏ごとに1箇所整備(約180箇所)

施策を推進するために

ノーマライゼーションの理念の実現を目指し、住宅・社会資本に関する諸制度の充実を図ります。

地域からの発想を重視しつつ社会の全ての主体が連帯・協働して進めます。

1 生活福祉空間ガイドライン

住宅・社会資本整備に関する制度、技術基準等の**ガイドライン（生活福祉空間ガイドライン）**を（例：施設整備に際してのスロープ、エレベーター、

2 福祉のまちづくり計画に

駅等の交通結節点や福祉施設周辺の良い歩行建築物の整備、高齢者向公共住宅の供給等、総合的**づくり計画に関する指針を策定すること**によりします。

福祉インフラ整備のために、高齢者、障害者を含めた分野の交流・連携を進めます。

まちづくり情報センターやまちづくりライブラリー、デザイナーなどの派遣等の地方公共団体による住民参加型取り組みへの支援を行います。

本大綱の基本理念等を浸透するため、福祉インフラに報提供の充実等のきめ細かな施策を図るとともに、研を行います。

の策定

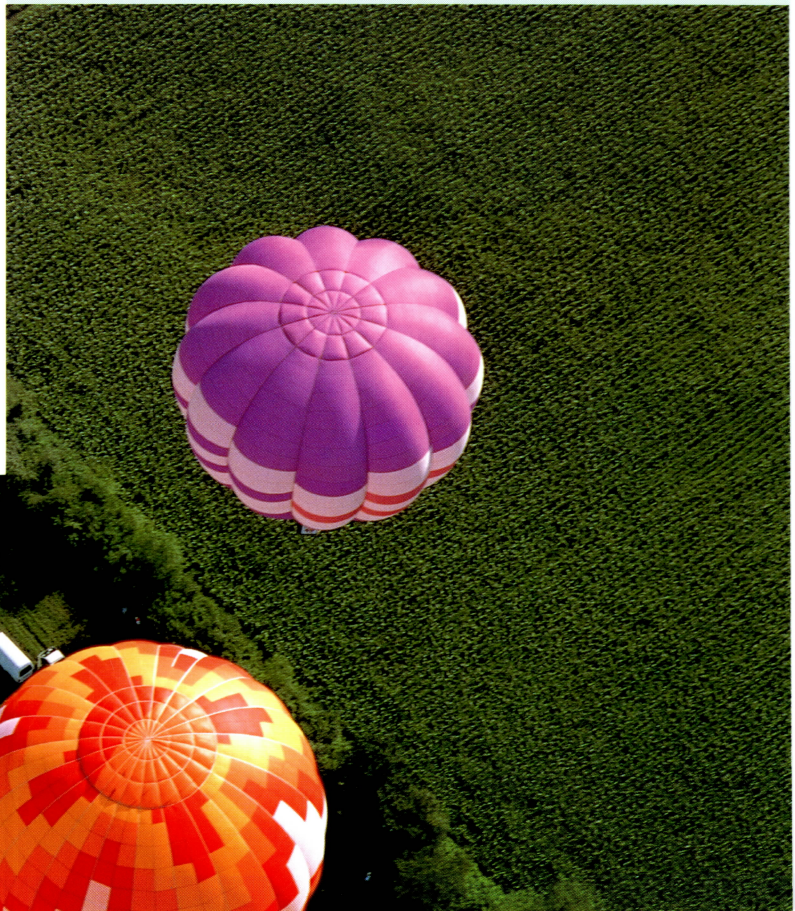
総点検および見直しを行い、**施設整備に係る技術策定**します。
(トイレ等の技術基準・ガイドラインをまとめます。)

関する指針の策定

環境の創出、高齢者等の利用に配慮した公共的建
な福祉のまちづくりを推進するため、**福祉のまち
市町村による福祉のまちづくり計画の策定を推進**

幅広い分野の人々との交流・連帯を進めるなど、多様な
、まちづくり協議会への福祉のまちづくりアドバ
のまちづくり施策を支援し、地域住民による主体的な

密接に関連する各種団体における相談業務の拡充、情
修、普及・啓発を進めるなど、広報・啓発活動等の強化



発行日

1994年11月

発行

財団法人 国土開発技術研究センター 研究第一部

(連絡先) 電話 03-3503-0398

監修

建設大臣官房福祉環境推進室

1995.12.8

人口問題審議会

人口問題審議会

人口問題と社会サービスに関する特別委員会

第2回会議説明資料

平成7年12月8日

文 部 省

人口問題と文教施策

I 人口と文教施策の関連

文教施策は「人」を対象とした政策であるため、人口動態と密接に関連

1 初等中等教育

◇ 児童生徒数は小学校・中学校・高校で各々昭和56年、61年、平成元年にピーク、以降漸減

◇ 児童生徒数の増減 → 学級数、教員数の増減 → 教員採用数の増減

2 高等教育

◇ 第2次ベビーブームに伴う18才人口が平成4年度をピークとして急激に増減
→ 恒常的な定員増及び臨時的定員増により対応（昭和61年度入学者～平成11年度入学者）

◇ 現行の高等教育計画（平成5年度～12年度）、
18才人口の急減 → 大学等の設置及び収容定員増は原則抑制

〈参考〉過去の高等教育計画

・昭和51年度～61年度（50年代前期計画・50年代後期計画）

18才人口がおおむね150～160万人台で推移すること等を考慮し、大学等の整備の方向と規模の目途の提示

・昭和61年度～平成4年度（60年代計画）

18才人口のピーク時の平成4年度における、計画策定時（昭和58年度）程度の進学率（35.6%）の維持、及び平成5年度以降の18才人口急減への対応も考慮し、大学等の整備の方向と規模の目途の提示、臨時的定員増の導入

◇ 今後の高等教育の将来構想（平成12年度以降）

高等教育機関の規模や地域配置を含め、平成12年度以降の高等教育の在り方について、大学審議会において審議中

II 少子・高齢社会へ向けた文教施策

1 高齢者が積極的に社会参加できる生涯学習社会の構築

- ① 高齢者等に対する多様な学習や活動機会の提供
 - 高齢者参加型各種学習・文化・スポーツ活動の充実
 - 放送大学の全国化
 - リカレント教育の推進
 - 身近に利用できる各種学習・活動施設の整備
- ② 高齢社会に対応した学習情報の提供体制の整備
 - 手軽に各種学習・活動の情報入手ができるシステムの構築
(各地域におけるシステム整備と全国的ネットワークの形成)
- ③ 生涯学習としてのボランティア活動の支援・推進
- ④ 高齢者の能力を生かし、社会参加を促進する事業の充実

2 少子社会に対応した子育て支援等

- ① 子育てに伴う経済的負担の軽減
 - 幼稚園就園奨励事業の推進
 - 育英奨学事業の充実
 - 要保護児童生徒等への援助費補助の充実
 - 私学助成の推進
 - 教育費負担軽減のための税制上の措置
- ② 子育てに関する相談体制の整備等による家庭教育の充実
 - 家庭教育に関する学習機会の提供等
 - 相談体制の整備や情報提供
 - 父親の家庭教育への参加促進
 - 幼稚園を核とした子育て支援事業の推進
- ③ 体験的活動機会の提供等による学校外活動の充実
 - 文化・スポーツ・社会参加・自然体験等の体験的活動機会の提供
 - 青少年教育施設等の整備

児童生徒数のピーク時（昭和57年度）と現在との比較

○児童生徒数の動態（国公私の小・中・高校の計）

（単位：千人）

区 分	昭和57年度 (A)	平成6年度 (B)	(B) - (A)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$
児童生徒数	22,126	18,127	△3,999	81.9

○学級数の動態（国公私の小・中学校の計）

（単位：学級）

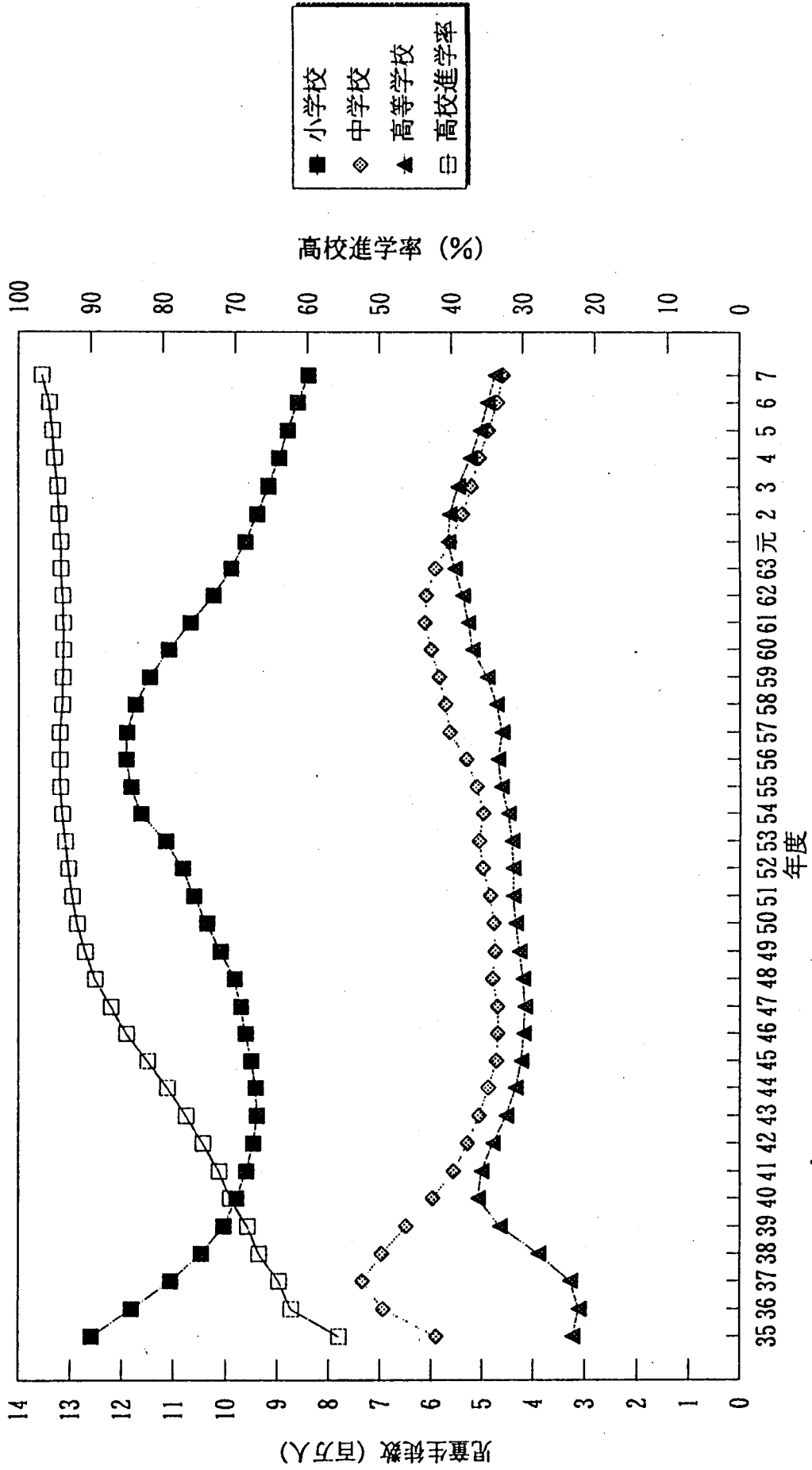
区 分	昭和57年度 (A)	平成6年度 (B)	(B) - (A)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$
学 級 数	501,846	439,823	△62,023	87.6

○教員採用者数の動態（公立の小・中・高校の計）

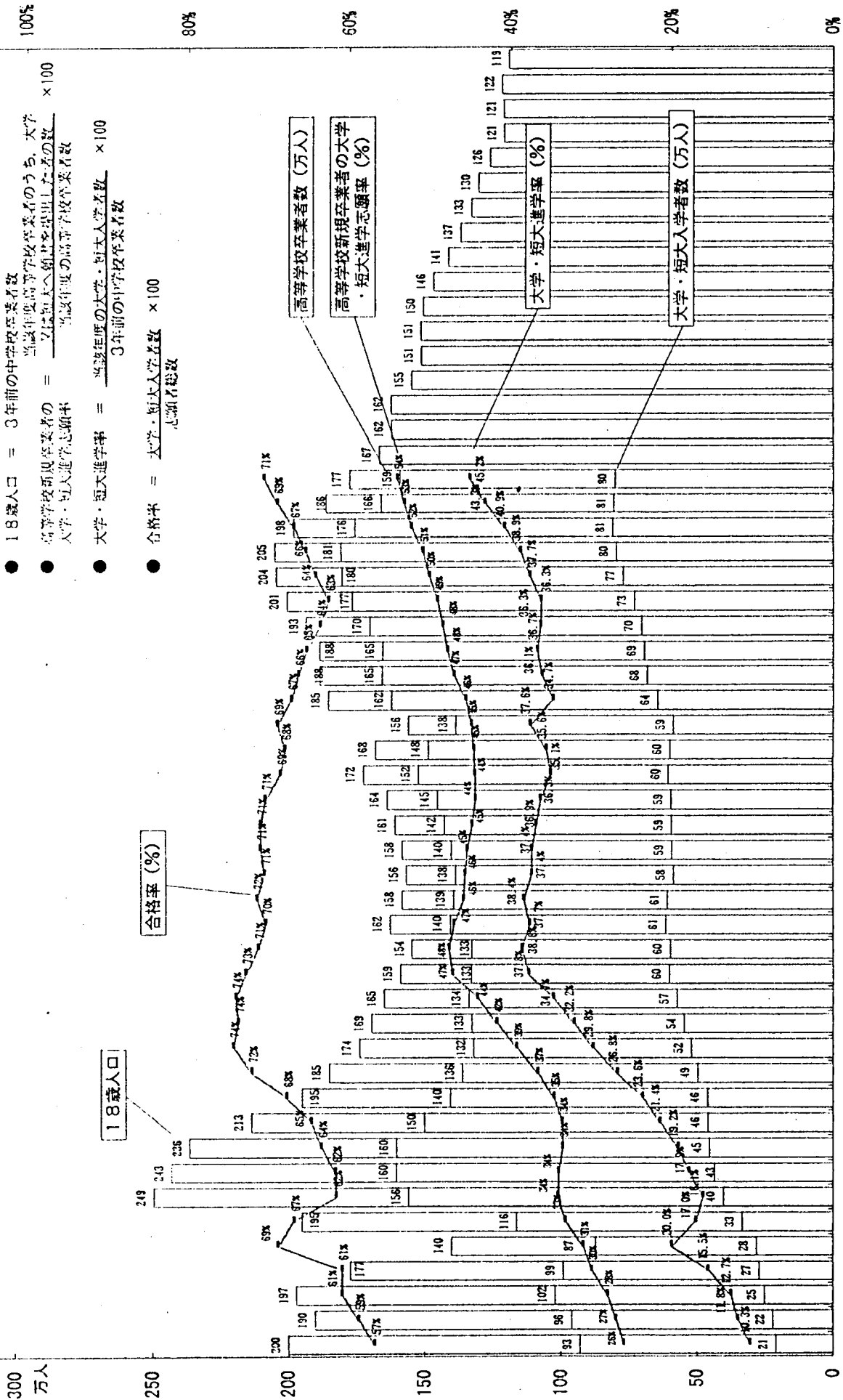
（単位：人）

区 分	昭和57年度 (A)	平成6年度 (B)	(B) - (A)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$
教員採用者数	40,492	17,626	△22,866	43.5

児童生徒数及び高校進学率の推移



高等教育の規模等の推移(大学・短大)



- 18歳人口 = 3年前の中学校卒業生数
- 合格率 = $\frac{\text{大学・短大進学者数}}{\text{3年前の中学校卒業生数}} \times 100$
- 大学・短大進学率 = $\frac{\text{大学・短大進学者数}}{\text{高等学校卒業生数}} \times 100$
- 合格率 = $\frac{\text{大学・短大進学者数}}{\text{志願者総数}} \times 100$

35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24年度

150年代前期計画 — 50年代後期計画 — 60年代計画 — 現行計画

1995.12.8

人口問題研究所資料

全入活代
寄贈

LION FILE

134970



1 3 4 9 7 0